

平成 27 年度版  
(2015 年度版)

# 事 業 概 要

名古屋市児童福祉センター



# 目 次

第1	児童福祉センターの概要	1
1	基本理念	3
2	沿 革	4
3	機構及び事務分掌	8
4	施設の規模	10
5	事業内容一覧	11
6	区域及び人口	13
第2	各部門の事業実績	15
1	児童相談所	17
(1)	業務の概要	17
ア	相談の種別と内容	17
イ	相談援助活動の流れ	18
ウ	援助の種類と内容	19
(2)	統 計	20
ア	名古屋市の人口	20
イ	相談実績	21
(3)	相談の状況	25
ア	養護相談	25
イ	非行相談	26
ウ	育成相談	27
エ	障害相談	28
オ	虐待相談（受付）	30
カ	虐待相談（対応）	35
(4)	一時保護の状況	40
ア	一時保護所の受付および対応件数	40
イ	委託一時保護の受付および対応件数	41
ウ	委託一時保護（委託先別）の対応件数	41
エ	一時保護所および委託一時保護の状況	42
オ	一時保護所および委託一時保護の状況の推移	42
(5)	児童虐待に対する司法的対応等の推移	43
ア	施設入所承認請求	43
イ	立入調査	43
ウ	警察への援助要請	43
(6)	家庭裁判所送致の推移	44
ア	家庭裁判所からの送致	44
イ	児童相談所から家庭裁判所への送致	44
(7)	措置の状況	45
ア	施設措置の状況	45
イ	里親委託の状況	47
ウ	家庭復帰支援事業	49
(8)	虐待に関する事業及び体制	50
ア	虐待に関する事業	50
イ	児童相談所における体制	52
(9)	児童家庭支援事業	53
ア	ひきこもり・不登校児童支援事業	53
イ	家庭訪問支援事業	55
ウ	愛知BBS会	55

2	中央療育センター	56
I	療育相談部門	56
(1)	相談	56
ア	新規来所相談	56
イ	相談支援業務等	59
ウ	訪問相談援助	60
(2)	療育	61
ア	療育グループ	61
イ	個別療育・心理面接	62
(3)	愛護手帳判定	63
(4)	その他	64
ア	他機関との連携	64
イ	講座の開催	64
II	診療部門	65
(1)	心療科	65
(2)	整形外科	67
(3)	耳鼻咽喉科	68
(4)	歯科	69
(5)	眼科	70
(6)	訓練	71
ア	理学療法	71
イ	作業療法	74
ウ	言語聴覚療法	76
(7)	検査	78
III	通園部門	80
(1)	みどり学園	80
ア	園児の概況	80
イ	療育の状況	82
ウ	保護者との連携・支援	83
エ	卒・退園児およびその保護者への支援	85
(2)	わかくさ学園	86
ア	園児の概況	86
イ	療育の状況	88
ウ	その他	91
(3)	すぎのこ学園	92
ア	難聴	92
イ	言語	98
3	くすのき学園（情緒障害児短期治療施設）	101
(1)	在園児の概況	101
(2)	入園児	103
(3)	退園児	103
(4)	心理治療	104
(5)	生活指導	105
(6)	学校教育	108
(7)	その他の事業	111
4	発達障害者支援センター（りんくす名古屋）	113
(1)	相談業務	113
(2)	人材育成・普及啓発	115
(3)	情報発信	117
(4)	関係機関等との連携	117

# 第1

## 児童福祉センターの概要

基 本 理 念  
沿 革  
機 構 及 び 事 務 分 掌  
施 設 の 規 模  
事 業 内 容 一 覧  
区 域 及 び 人 口



# 1 基本理念

## 名古屋市児童福祉センター基本理念

名古屋市児童福祉センターは、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」等の趣旨を実現するとともに市民の皆さんの信頼に誠実に応えるため、次の通り基本理念を定めます。

- すべての児童をかけがえのない存在として尊重し、児童の最善の利益を最優先します。
- 児童の人権を擁護し、自己実現を援助します。その職務を遂行する過程で知りえたプライバシーを保護します。
- 専門的知識や技術の研鑽に常に励み、最良のサービスを提供します。
- 医療、保健、教育その他児童福祉に関連する機関等と積極的に連携し、協働します。

平成15年6月

## 2 沿革

- 昭和31年 6月 地方自治法の一部改正（大都市に関する特例の追加）により児童福祉に関する事務等が愛知県から名古屋市に移譲される。
- 昭和31年 11月 名古屋市立保育短期大学（昭和区白金町）内に、「名古屋市児童相談所」を設置（1日）  
所長[部長級]以下4係（庶務係、相談係、診断指導係、保護係）体制
- 昭和32年 12月 新庁舎（昭和区下構町）に移転（一時保護所を中区王子町から移転）
- 昭和38年 4月 民生局で児童福祉に関する総合対策を実施
- 昭和38年 8月 次長を置く
- 昭和41年 4月 児童福祉の総合対策に関する調査費計上
- 昭和41年 9月 名古屋市児童福祉審議会に「児童福祉センターの在り方」を諮問
- 昭和42年 4月 「措置係」を新設
- 昭和42年 7月 名古屋大学教育学部大西誠一郎教授研究室に「児童福祉センターの在り方」に関する調査委託
- 昭和42年 9月 調査委託報告書提出
- 昭和42年 12月 名古屋市児童福祉審議会が「児童福祉センターの在り方」を答申
- 昭和43年 4月 児童福祉センターの内容、建設用地等を具体的に検討
- 昭和44年 1月 国立八事療養所跡地（国有地）を用地として内定
- 昭和44年 2月 民生局内にプロジェクトチームを作り、センター構想の具体案作成
- 昭和44年 6月 建設規模運営等に関する具体的事項確定（プロジェクトチーム解散）
- 昭和44年 7月 補正予算で建設費計上、国有地払下げ設計等を進める
- 昭和45年 4月 児童福祉センター第1期工事着工（昭和区川名山町 国立八事療養所跡地）
- 昭和46年 2月 開設準備事務開始
- 昭和46年 3月 第1期工事完了（児童相談所本館、付設一時保護所、中央児童館及び付設遊園地完成）
- 昭和46年 5月 「名古屋市児童福祉センター」開所（1日）  
児童相談所は、児童福祉センターの組織内に入る  
新設の「健全育成係」が、中央児童館の業務を担当  
年度内に第2期工事（肢体不自由児通園施設、昭和児童交通遊園）完了
- 昭和47年 5月 わかくさ学園（肢体不自由児通園施設）開所（4日）  
中央児童館付設遊園地に昭和児童交通遊園開所（4日）  
心身障害児（者）家庭奉仕員（ホームヘルパー）配置  
年度内に第3期工事（情緒障害児短期治療施設、精神薄弱児通園施設）完了
- 昭和48年 5月 児童福祉センター完工式（26日）
- 昭和48年 6月 くすのき学園（情緒障害児短期治療施設）開所（1日）  
くすのき学園に「治療係」、「生活指導係」の2係設置  
市立滝川小学校分教場併設
- 昭和48年 8月 所長以下3課2学園11係に機構改革（24日）  
「管理課」（新設）—庶務係、「管理係」（新設）、健全育成係  
「相談課」（新設）—相談係、措置係、診断指導係、保護係、「心身障害係」（新設）  
「医務課」（新設）—「医務係」（新設）  
くすのき学園—治療係、生活指導係  
「わかくさ学園」—療育係から改称  
次長制廃止



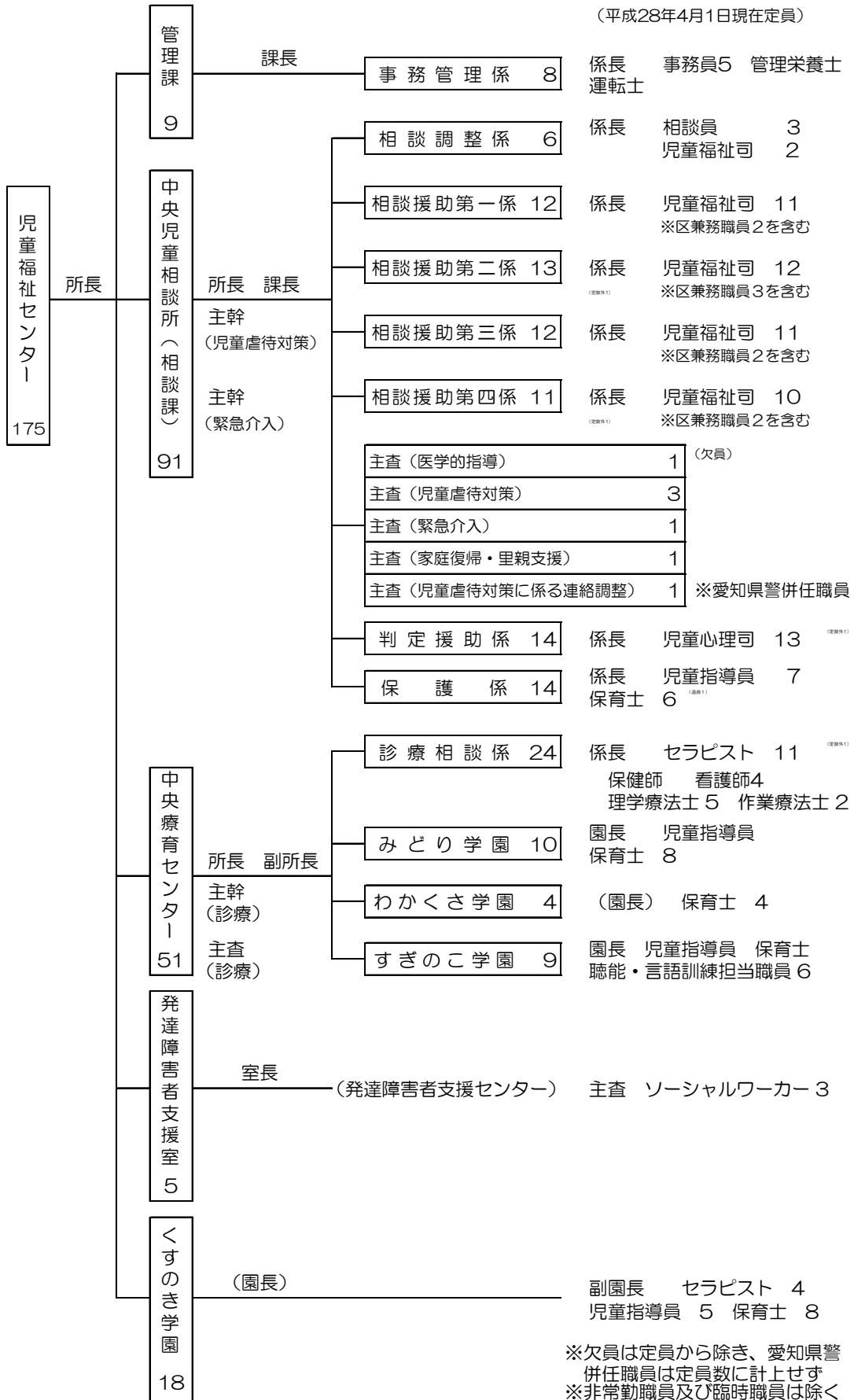
- 昭和49年 4月 「みどり学園」（精神薄弱児通園施設、昭和区下構町に既存）がセンター内に移転（8日）  
所長以下3課3学園11係
- 昭和49年 6月 センター内に、心身障害児対策協議会が発足、療育事業の在り方を検討
- 昭和50年 1月 在宅心身障害児の療育事業（拠点療育）開始  
最初の拠点を瑞穂児童館とし、心身障害係、医務係から要員派遣
- 昭和51年 4月 くすのき学園の児童定員を入所部35名、通園部15名に変更
- 昭和52年 4月 療育グループの体系化を図る
- 昭和55年 4月 医務課を「療育室」と改称、「療育係」新設 療育事業の整備充実を図る
- 昭和57年 10月 難聴幼児通園施設の設置及び心身障害児の診断、検査、訓練のための療育棟建設に着工
- 昭和58年 3月 療育棟完成
- 昭和58年 5月 障害児療育の一元化を図るため機構改革により療育室再編  
「障害児総合通園センター」発足  
療育室 …「相談指導係」（心身障害係を改称）、療育係、医務係、みどり学園、  
わかかさ学園、「すぎのこ学園」（新設）  
すぎのこ学園（難聴幼児通園施設）開所（11日）
- 昭和59年 4月 くすのき学園中学生措置児童受入れ開始 年度内に市立川名中学校分校併設
- 昭和60年 9月 相談課相談係にて在宅指導班設置（26日）
- 昭和63年 5月 児童遊園地内に財団法人日本宝くじ協会寄贈遊具による「わいわい広場」完成
- 平成 2年 3月 くすのき学園プレイルーム・談話室新築
- 平成 3年 6月 くすのき学園中学校棟・中央児童館ボランティアルーム完成
- 平成 4年 4月 ひきこもり・不登校児童対策事業開始
- 平成 9年 4月 児童福祉専門員配置  
5月 児童虐待電話相談事業開始
- 平成10年 4月 相談課の機構改革（1日） 措置係、相談係、診断指導係の事務分掌を見直し、相談係、  
指導係、判定指導係に再編
- 平成12年 4月 障害児等ホームヘルプサービス事業を各区に移管  
児童虐待対応協力員配置
- 平成13年 1月 のびのび子育てサポート事業開始  
のびのび子育てサポート事業従事嘱託員（1名）配置
- 平成13年 4月 相談課に「主査」を配置  
8月 中央児童館内になごや子育て情報プラザを設置
- 平成14年 4月 相談課に児童虐待防止班を設置  
児童相談協力員（2名）配置
- 平成16年 4月 児童虐待対応協力員1名→2名配置  
里親支援員（1名）配置  
子育て支援コーディネーター2名配置
- 平成17年 3月 一時保護所を敷地内移転改築  
4月 相談課に主幹（児童虐待対策担当）配置
- 平成18年 4月 療育室相談指導係内に「発達障害者支援センター」の機能を設置
- 平成19年 4月 診療所機能の充実のため、療育室医務係から総合診療室医務係に再編  
療育室相談指導係から、発達障害者支援室を新設  
9月 「なごや子育て情報プラザ」が中区矢場町ナディアパーク内に移転し、  
「子ども・子育て支援センター758キッズステーション」として新たにオープンした
- 平成20年 4月 里親委託推進員（1名）配置

- 平成22年 3月 中央児童館閉館に伴い「管理課」健全育成係廃止（31日）
- 4月 「くすのき学園」治療係及び生活指導係廃止、副園長を配置  
5月の移転に伴い、「情緒障害児学級」が市立滝川小学校から市立川原小学校に移管
- 平成22年 5月 新庁舎（昭和区折戸町）に移転（6日）。同時に中川区小城町に「西部児童相談所」を  
新設。同日、機構改革。  
「管理課」庶務係及び管理係廃止→「管理課」事務管理係  
「総合診療室」廃止  
「相談課」相談係→相談調整係  
指導係→相談援助第1係、相談援助第2係、相談援助第3係  
判定指導係→判定援助係  
「療育室」→「中央療育センター」  
「療育室」相談指導係廃止  
療育係→療育相談係  
「診療係」を新設し、「主幹（診療）」を配置
- 平成23年 4月 相談課に主査（児童虐待対策に係る連絡調整）配置（愛知県警察官併任）
- 平成24年 4月 中央児童相談所長を専任化し、児童福祉センター所長の兼務を解く  
虐待緊急介入班として主幹1名、主査1名、主事1名、嘱託職員2名を配置
- 平成25年 4月 くすのき学園「情緒障害児学級」が、市立川原小学校分校、市立川名中学校分校となる  
中央児童相談所から区に兼務職員（北区・緑区・名東区に各1名）を配置  
家庭復帰支援員（2名）、児童相談対応協力員（3名）配置
- 平成26年 4月 相談課に「主査（医学的指導）」を配置  
中央児童相談所から区に兼務職員（守山区・天白区に各1名）を配置
- 平成27年 4月 相談課虐待緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置  
相談課に「主査（家庭復帰・里親支援担当）」を配置  
中央児童相談所から区に兼務職員（中区に1名）を配置  
「中央療育センター」療育相談係及び診療係廃止→診療相談係  
中央療育センターに「主査（診療担当）」を配置
- 平成28年 4月 相談課相談援助係に第4係を増設



# 3

# 機構及び事務分掌



【事務管理】

- ① センターの庶務及び経理
- ② センターの事務に係る調査、統計（相談課相談調整系の主管に属するものを除く。）及び企画
- ③ 診療報酬の請求手続
- ④ 施設及び敷地の管理
- ⑤ 入所者の給食
- ⑥ 中央児童相談所、中央療育センター及び他室学園の主管に属しないこと

【主査（医学的指導）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等

【主幹、主査（児童虐待対策）】

- ① 児童虐待の防止及び対策

【主幹、主査（緊急介入）】

- ① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保

【主査（家庭復帰・里親支援）】

- ① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
- ② 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

【主査（児童虐待対策に係る連絡調整）】

- ① 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整
- ② 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助

【相談調整】

- ① 児童の相談・通告・送致等の受付
- ② 相談業務に係る関係機関との連絡
- ③ 同居児童の届出の受理
- ④ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑤ 児童相談所の業務統計（西部児童相談所の主管に属するものを除く。）
- ⑥ 他系の主管に属しないこと

【相談援助】

- ① 係所管区域（所長が当該系の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助系の主管に属するものを除く。）
- ② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助系の主管に属するものを除く。）
- ③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助系の主管に属するものを除く。）
- ④ 一時保護の決定（判定援助系の主管に属するものを除く。）
- ⑤ 里親
- ⑥ 児童の家庭療育の普及
- ⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【判定援助】

- ① 児童の心理学的判定（中央療育センター診療相談系の主管に属するものを除く。）

【判定援助】

- ② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）
- ③ 児童及び家族の調査及び指導
- ④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 一時保護の決定

【保護】

- ① 児童の一時保護
- ② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主幹（診療）】

- ① 中央療育センターの診療
- ② 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【主幹（医学的指導）】

- ① 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【診療相談】

- ① 児童に関する療育相談、看護及び指導
- ② 児童に対する医学的、心理学的及び社会的な検査及び判定
- ③ 児童に対する療育に関する医療の提供
- ④ 児童に関する療育訓練
- ⑤ 愛護手帳の交付に係る判定

【主査（診療）】

- ① 中央療育センターの診療
- ② 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【みどり】

- ① 主として知的障害のある児童の療育指導

【わかくさ】

- ① 主として肢体不自由のある児童の療育指導

【すぎのこ】

- ① 主として難聴児の療育指導

【発達障害者支援】

- ① 発達障害者の医学的指導
- ② 発達障害者の相談及び支援
- ③ 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ④ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ⑤ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【主査（発達障害者支援）】

- ① 発達障害者の相談及び支援
- ② 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ③ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ④ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【くすのき】

- ① 情緒障害児の治療及び家族の指導
- ② 情緒障害児の生活指導

## 4

## 施設の規模

区 分	児童福祉センター		児童 定員	(参考) 西部児童相談所		児童 定員
	面積	内 訳		面積	内 訳	
中央 児童相談所	1,989.01 <sup>m<sup>2</sup></sup>	相談・管理 1,989.01 <sup>m<sup>2</sup></sup>	—	693.76 <sup>m<sup>2</sup></sup>	相談・管理 693.76 <sup>m<sup>2</sup></sup>	—
	1,060.05	一時保護施設 817.36 厨房 242.69 園庭 (656.70)	25 — —	693.53	一時保護施設 641.43 厨房 52.10 園庭 (281.68)	25 — —
中央療育 センター	3,506.94	3通園 1,354.51	—			
		みどり学園	30			
		わかさ学園	40			
		すぎのこ学園	30			
		診療所 1,671.77	—			
	療育指導部 480.66	—				
くすのき学園 [情緒障害児 短期治療施設]	3,158.67	治療・生活指導 1,879.97	50			
		小学校 513.77	—			
		中学校 531.80	—			
		室内運動場 233.13	—			
発達障害者 支援室 [発達障害者 支援センター]	211.48		—			—
延床面積小計	9,926.15		—	1,387.29		—
その他の施設	169.11	附属棟 169.11	—	10.05	共用部分 10.05	—
延床面積合計	10,095.26		—	1,397.34	(共用除く) 1,387.29	—
敷地面積合計	11,828.83		—	1,505.05		—

附属棟内訳  
 駐車場屋根  
 駐輪場屋根  
 ポンプ室  
 廃棄物置場  
 屋外倉庫  
 運転士詰所

# 5 事業内容一覧

児童福祉センター		各 事 業 部 門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運 営 等	
中央児童相談所	相談課 判定援助係、相談援助係	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行っている。管轄区域は名古屋市中区（千種、東、北、中、昭和、瑞穂、守山、緑、名東、天白）の10区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定）ならびに必要な指導を行う。  (事業開始 昭和31年11月)	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務ならびに市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。  児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。	管理課（事務管理係）
	（一時保護所）	児童福祉法第12条の4により設置。子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。  児童定数 25	子どもの一時保護に際しては 1 情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2 社会性の養成 3 子どもの発達段階に応じた生活指導を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。 夜間は、指導員 1、保育士 1、夜勤嘱託 1による夜勤体制をとっている。	
中央療育センター	診療相談係	障害児の早期発見と早期療育の中核的機能を果たすことを目的としている。障害の相談、指導、診断、検査及び判定を行い、その障害に応じた適切な治療を行う。  障害児の療育を円滑かつ総合的に実施するために障害児関係施設、保健所、病院等関係機関との密接な連携を図っている。  愛護手帳判定機関として判定業務を行っている。 (事業開始 昭和58年5月)	●障害児相談、診断、検査、判定 障害児に関するあらゆる療育相談に応じ、医師、聴覚言語訓練担当職員、セラピスト等を配置し、総合的専門的な診断、検査、判定体制をとっている。 ●個別療育指導 それぞれの障害に応じ、各専門職による療育指導、在宅訪問指導及び巡回相談を行っている。 ●グループ療育 障害種別に「発達遅滞」「自閉」「重心」「早期」「ブレ」のグループ療育を実施している。 ●専門職の派遣 障害児関係施設・機関へスタッフを派遣し、療育援助及び連携の強化を図っている。	人事・経理等事務、施設管理及び給食調理
	みどり学園（福祉型児童発達支援センター）	知的障害の子ども（おおむね満2歳以上、就学前）の通所療育施設。基本的な生活能力、集団への適応性の向上を目指す。  全市16区のうち、中区、昭和区及び天白区の児童が対象である。  児童定数 30 (事業開始 昭和32年9月)	指導員・保育士が子どもの年齢別クラスを担当し、療育を行っている。 ●指導目標 1 自分のことは自分でできる子ども 2 明るく元気な子ども 3 友達と仲良くあそべる子ども ●指導方針 食事、排泄、着脱、手洗い、歯磨き等基本的な日常生活習慣を身につけるとともに音楽・体育・自由あそび・造形・歩行訓練・機能訓練等を通じて (1) 持てる力を十分に発揮させる。 (2) 自己中心ではなく、他児と調和させる。 (3) 体力をつける。 を指導方針に療育を行っている。 また、保護者に対しても母親指導、母親研修、母親参観、父親研修、父親参観等を行い、卒園児のアフターケアにも努めている。	

区分	各事業部門		管理部門	
	設立の趣旨及び目的	運営等		
中央療育センター	わかかさ学園 (医療型児童発達支援センター)	<p>脳性麻痺等により、体が不自由な子ども(就学前)の母子通所療育施設</p> <p>子どもの訓練、生活指導を行うとともに保護者にも療育技術を習得してもらい、家庭で正しい療育が実施できるように指導している。</p> <p>全市域対象 児童定数 40 (事業開始 昭和47年5月)</p>	<p>整形外科医、理学療法士、作業療法士、保育士、看護師が一体となって、個々の子どもの症状に応じた理学療法、作業療法、生活指導、グループ遊びなどを行っている。</p> <p>また、保護者に対してガイダンス、研修を行っている。</p> <p>●指導目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不自由な体に負けず意欲もてる子ども</li> <li>2 自分のことは自分でしようとする子ども</li> <li>3 みんなと一緒に遊べる子ども</li> </ol>	管理課(事務管理係)  人事・経理等事務、施設管理及び給食調理
	すぎのこ学園 (福祉型児童発達支援センター)	<p>難聴児(就学前)の母子通所療育施設</p> <p>言葉や心身の正常な発達を促すよう訓練指導を行うとともに、保護者も子どもに対する正しい療育方法を習得できるよう指導している。また、言葉の発達に問題を持つ子どもの言語訓練も行っている。</p> <p>児童定数 30 (事業開始 昭和58年5月)</p>	<p>聴能・言語訓練担当職員、児童指導員、保育士が一体となって、聴能・言語訓練及び保育を行っている。</p> <p>(1) 検査・診断 難聴や言語障害の種別・程度を明らかにし、訓練等の方針を立てるため、耳鼻咽喉科医師、聴能・言語訓練担当職員による、診察、聴力検査、言語検査等を行っている。</p> <p>(2) 訓練・指導 検査、診断の結果に基づいて、補聴器を装着した集団又は個別での聴能・言語訓練、保育を行っている。</p> <p>(3) 保護者の指導 保護者に子どもへの接し方、聴覚やことばの発達、補聴器のしくみ、取扱いなど必要な知識や家庭での訓練方法についても指導している。</p>	
くすのき学園(情緒障害児短期治療施設)	<p>心理的問題を抱え、日常生活の多岐に渡り支障をきたしている子どもたちに対して心理治療、生活指導及び学校教育を総合的に行う治療施設</p> <p>全市域対象で、小・中学生が入所または通所している。</p> <p>生活棟で起居し、週末等は家庭へ帰省する入所部(定数35)、家庭や施設等から通う通所部(定数15)、必要に応じて心理治療等を行う外来(定数の定めはない)とがある。</p> <p>(事業開始 昭和48年6月)</p>	<p>【心理治療】はセラピストが担当し、「個人心理療法」的な治療技法を中心として、遊戯療法、カウンセリング等が行われる。児童への心理治療と併行して家族へのガイダンス、カウンセリング等もなされる。また地域、学校との連携、環境調整のためのケースワークを必要に応じて行う。</p> <p>【生活指導】は児童指導員及び保育士が担当する。寮の日常生活、レクリエーション、グループワーク等を介して社会性を伸ばすとともに、担当職員との個別のかかわりを通して情緒の安定と成長を援助する。</p> <p>【学校教育】は、地域の小・中学校の分校で行う。児童ひとりひとりの学習意欲や学力に応じつつ、その力を引き出していく学習活動を行う。</p>		
発達障害者支援センター	<p>平成17年に施行された発達障害者支援法に基づいて設立。子どもから大人までの発達障害者の支援を行い、医療、教育、労働、福祉等の関係機関とネットワークを作る。</p> <p>(事業開始 平成18年4月)</p>	<p>●相談業務 発達障害者本人や家族、関係者等の相談を受けたり、必要に応じて関係機関につないだりしている。</p> <p>●人材育成 支援者を養成するための研修や講師派遣を行っている。</p> <p>●普及啓発・情報発信 発達障害者について理解を深めるために市民向け講演会等を開催したり、ガイドブック等を作成したりしている。</p>		



# 6 区域及び施設配置図





# 第2

## 各部門の事業実績

児 童 相 談 所  
中 央 療 育 セ ン タ ー  
く す の き 学 園  
発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー



## 1

## 児童相談所

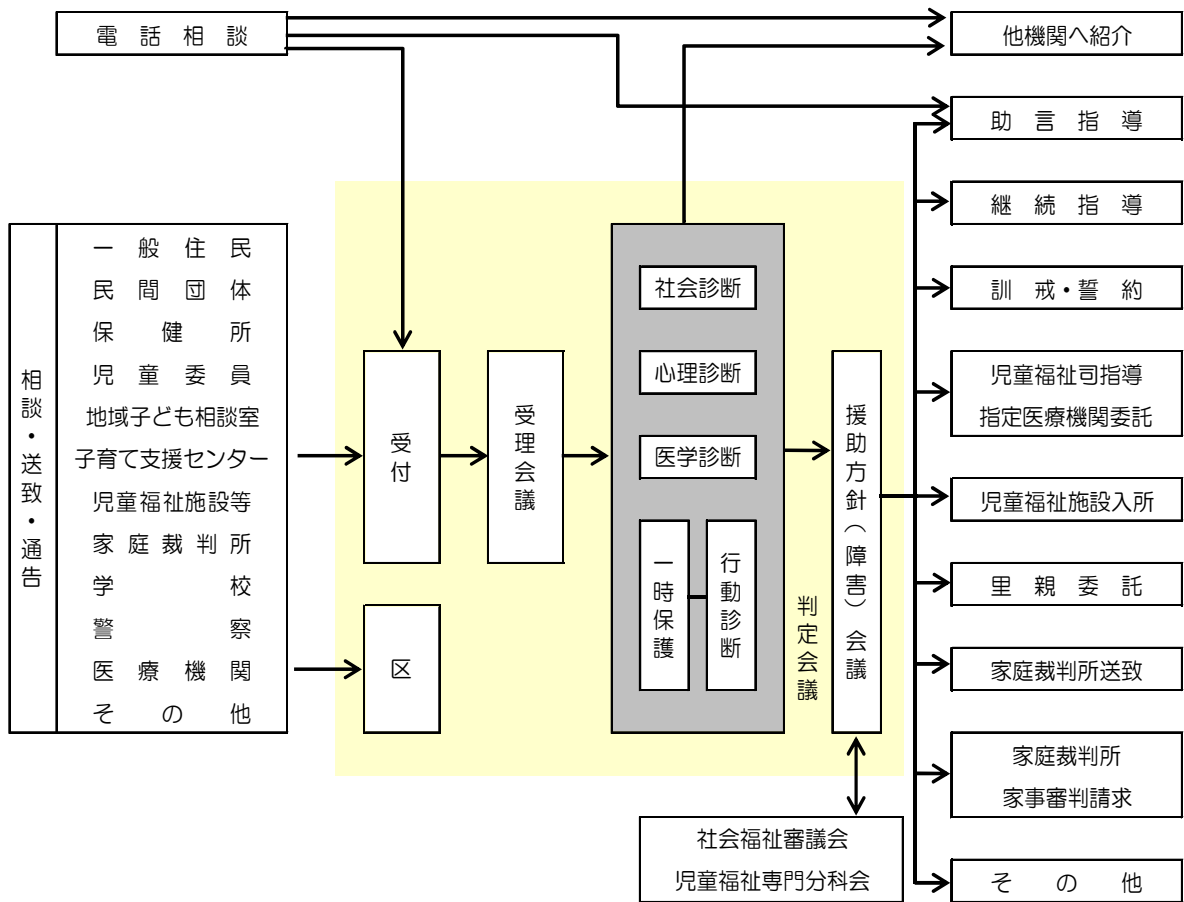
## (1) 業務の概要

## ア 相談の種別と内容

児童相談所（名古屋中央・西部児童相談所）は、区との役割分担のもとで、区に対して児童家庭相談の適切な支援を行うとともに家庭その他からの相談や通告に対し、幅広い専門機関や職種との連携、司法関与の仕組みを有効に活用することにより、援助活動を迅速かつ的確に展開している。

養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談	
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談	
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害	知的障害児に関する相談
	自閉症等	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非行相談	＜犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の＜犯行為、問題行動のある子ども、警察署から＜犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所からの送致のあった子どもに関する相談。受付時に通告はないが、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育成相談	性格行動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校	学校及び幼稚園及び保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行、精神疾患及び養護問題が主である場合を除く。）
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

## イ 相談援助活動の流れ



## ウ 援助の種類と内容

援助は、在宅指導等、児童福祉施設入所措置等とその他に分けられ、原則として援助方針(障害)会議により決定される。

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1回または数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的なソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子どもや保護者等の意向を確認のうえ当該機関をあっせんすることをいう。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースの指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースの指導を委託する。
		知的障害者福祉司社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
障害児相談支援事業を行う者の指導		障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。	
	訓戒、誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止できる見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。	
	里親	家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。	
	小規模住居型児童養育事業を行う者への委託(ファミリーホーム)	家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行い、子ども間の相互作用を生かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行う。	
	児童福祉施設入所措置指定医療機関委託	家庭での子どもの養育が困難な場合または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。	
	児童自立生活援助の実施(自立援助ホーム)	義務教育を終了したもののいまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等(小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他について、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの)について、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。	
	福祉事務所送致等	子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、助産・母子保護・保育の実施が必要である場合、15歳以上の子どもについて身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合において、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知する。	
	家庭裁判所送致	触法少年及びく犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合(児童福祉法第27条第1項第4号)。児童自立支援施設入所中等の子ども等の行動自由の制限を行うまことにやむをえない事情があると認められる場合(児童福祉法第27条の3)に行う。	
	家庭裁判所家事審判請求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認(児童福祉法第28条)や親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。	

(2) 統計

ア 名古屋市の人口

(ア) 区別の人口（人口および児童人口）

(単位：人)

区 分		人 口	児 童 人 口
		人	(再掲)人
中央管轄	千 種 区	157,746	23,565
	東 区	74,793	10,179
	北 区	162,887	22,518
	中 区	80,759	7,759
	昭 和 区	101,843	14,703
	瑞 穂 区	105,565	15,724
	守 山 区	172,206	30,971
	緑 区	244,225	46,067
	名 東 区	161,059	29,104
	天 白 区	156,452	25,703
	小 計	1,417,535	226,293
西部管轄	西 区	146,343	21,425
	中 村 区	133,141	15,930
	熱 田 区	64,865	8,503
	中 川 区	219,216	34,739
	港 区	147,790	22,817
	南 区	137,271	18,523
		小 計	848,626
全 市 合 計		2,266,161	348,230

注：平成28年4月1日現在

(イ) 年齢別の人口（児童人口）

(単位：人)

区 分	中央管轄 人	西部管轄 人	全市合計 人
0 歳	12,888	6,868	19,756
1 歳	12,958	6,797	19,755
2 歳	12,869	6,585	19,454
3 歳	12,870	6,540	19,410
4 歳	12,623	6,541	19,164
5 歳	12,912	6,761	19,673
6 歳	12,748	6,418	19,166
7 歳	12,610	6,713	19,323
8 歳	12,637	6,730	19,367
9 歳	12,406	6,523	18,929
10 歳	11,832	6,492	18,324
11 歳	12,219	6,701	18,920
12 歳	12,090	6,577	18,667
13 歳	12,261	6,794	19,055
14 歳	12,482	6,986	19,468
15 歳	12,485	7,205	19,690
16 歳	12,579	7,252	19,831
17 歳	12,824	7,454	20,278
合 計	226,293	121,937	348,230

注：平成28年4月1日現在



## イ 相談実績

### (ア) 受付

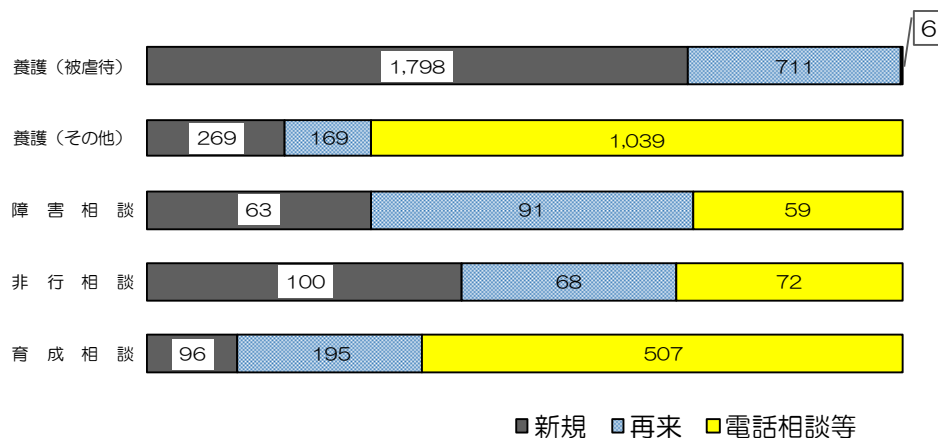
#### a 受付件数

平成 27 年度の児童相談所受付件数は 5,527 件(前年度比 8.0%増)となっている。養護相談は 3,992 件(前年度比 42.5%増)となり、うち児童虐待相談は 2,515 件(前年度比 39.7%増)で過去最高である。なお、両児童相談所の相談を新規・再来相談、電話相談等に分けて、相談の種別にそれぞれの割合を表したものが図-1 である。

(単位：件)

区 分		児童相談所受付件数		
		中 央	西 部	両児相合計
養護相談	児 童 虐 待	1,503	1,012	2,515
	そ の 他	724	753	1,477
	小 計	2,227	1,765	3,992
障害相談	肢 体 不 自 由	14	5	19
	視 聴 覚 障 害	0	0	0
	言 語 発 達 障 害	1	1	2
	重 症 心 身 障 害	50	33	83
	知 的 障 害	45	25	70
	自 閉 症	16	23	39
小 計	126	87	213	
非行相談	ぐ 犯 行 為 等	67	69	136
	触 法 行 為 等	47	57	104
	小 計	114	126	240
育成相談	性 格 行 動	239	115	354
	不 登 校	98	68	166
	適 正	71	83	154
	し つ け	107	17	124
	小 計	515	283	798
保健・その他の相談		240	44	284
いじめ相談(再掲)		21	12	33
合 計		3,222	2,305	5,527

図-1 新規・再来・電話相談等受付件数



## b 経路別の受付件数

(単位：件)

区分	管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計	
養護相談	児童虐待	中央	85	18	253	8	69	0	18	33	41	694	154	130	1,503
		西部	18	19	150	2	26	0	6	20	13	662	49	47	1,012
		計	103	37	403	10	95	0	24	53	54	1,356	203	177	2,515
	その他	中央	235	59	79	10	68	2	24	21	24	86	32	84	724
		西部	240	52	68	14	43	3	13	29	20	93	113	65	753
		計	475	111	147	24	111	5	37	50	44	179	145	149	1,477
障害相談	中央	71	2	2	0	9	0	1	7	23	1	7	3	126	
	西部	45	1	0	0	3	0	2	6	18	1	5	6	87	
	計	116	3	2	0	12	0	3	13	41	2	12	9	213	
非行相談	中央	32	2	1	2	1	0	0	1	1	58	5	11	114	
	西部	35	0	1	1	3	0	0	1	0	71	5	9	126	
	計	67	2	2	3	4	0	0	2	1	129	10	20	240	
育成相談	中央	353	20	12	2	3	1	0	3	68	18	28	7	515	
	西部	156	9	7	1	0	0	0	0	74	6	23	7	283	
	計	509	29	19	3	3	1	0	3	142	24	51	14	798	
その他相談	中央	63	13	34	8	18	1	5	7	5	33	9	44	240	
	西部	17	0	3	5	2	0	0	0	2	0	3	12	44	
	計	80	13	37	13	20	1	5	7	7	33	12	56	284	
合計	中央	839	114	381	30	168	4	48	72	162	890	235	279	3,222	
	西部	511	81	229	23	77	3	21	56	127	833	198	146	2,305	
	計	1,350	195	610	53	245	7	69	128	289	1,723	433	425	5,527	

## c 年齢別の受付件数

(単位：件)

区分	管轄	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計	
養護相談	児童虐待	中央	126	122	129	108	95	86	110	96	92	84	70	57	62	82	64	47	40	33	0	1,503
		西部	84	80	77	77	73	44	67	60	53	51	59	46	59	44	50	31	31	24	2	1,012
		計	210	202	206	185	168	130	177	156	145	135	129	103	121	126	114	78	71	57	2	2,515
	その他	中央	74	49	59	61	31	41	30	34	30	30	41	29	35	46	30	33	24	23	24	724
		西部	55	31	45	38	40	36	66	43	31	35	53	36	53	41	44	41	31	26	8	753
		計	129	80	104	99	71	77	96	77	61	65	94	65	88	87	74	74	55	49	32	1,477
障害相談	中央	3	4	7	8	4	5	5	6	3	10	10	5	7	6	9	13	4	3	14	126	
	西部	0	8	3	6	4	5	2	2	1	3	3	7	4	10	6	6	9	6	2	87	
	計	3	12	10	14	8	10	7	8	4	13	13	12	11	16	15	19	13	9	16	213	
非行相談	中央	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	4	6	13	20	22	15	14	15	1	114	
	西部	0	0	0	0	0	1	0	1	7	5	8	3	13	33	25	9	14	7	0	126	
	計	0	0	0	0	0	1	0	2	9	6	12	9	26	53	47	24	28	22	1	240	
育成相談	中央	8	10	18	22	9	24	21	28	25	43	43	45	37	73	45	26	24	12	2	515	
	西部	1	3	6	8	8	10	30	24	18	26	18	19	25	20	30	19	7	10	1	283	
	計	9	13	24	30	17	34	51	52	43	69	61	64	62	93	75	45	31	22	3	798	
その他相談	中央	17	8	10	10	10	10	4	13	12	13	11	8	12	13	17	16	12	13	31	240	
	西部	1	1	0	0	2	2	4	4	1	2	1	0	3	1	5	2	2	2	11	44	
	計	18	9	10	10	12	12	8	17	13	15	12	8	15	14	22	18	14	15	42	284	
合計	中央	228	193	223	209	149	166	170	178	164	181	179	150	166	240	187	150	118	99	72	3,222	
	西部	141	123	131	129	127	98	169	134	111	122	142	111	157	149	160	108	94	75	24	2,305	
	計	369	316	354	338	276	264	339	312	275	303	321	261	323	389	347	258	212	174	96	5,527	

## d 区別の受付件数

(単位：件)

区分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計	
養護相談	児童虐待	中央	107	74	241	1	2	135	83	84	0	0	0	7	168	256	201	128	16	1,503
		西部	1	0	1	107	124	1	0	0	30	355	252	129	0	1	0	0	11	1,012
		計	108	74	242	108	126	136	83	84	30	355	252	136	168	257	201	128	27	2,515
	その他	中央	56	42	101	4	8	78	35	36	3	10	3	3	76	75	77	54	63	724
		西部	2	0	6	63	95	0	0	1	71	199	171	78	2	1	1	1	62	753
		計	58	42	107	67	103	78	35	37	74	209	174	81	78	76	78	55	125	1,477
障害相談	中央	15	4	20	0	0	3	7	9	0	1	1	2	17	14	16	16	1	126	
	西部	0	0	0	15	16	0	0	0	12	18	14	10	0	0	0	0	2	87	
	計	15	4	20	15	16	3	7	9	12	19	15	12	17	14	16	16	3	213	
非行相談	中央	7	5	14	0	0	5	5	1	0	3	1	1	14	9	17	9	23	114	
	西部	1	0	2	4	9	0	0	0	4	30	38	21	1	2	0	0	14	126	
	計	8	5	16	4	9	5	5	1	4	33	39	22	15	11	17	9	37	240	
育成相談	中央	45	15	46	0	1	10	50	33	1	3	1	3	60	71	61	50	65	515	
	西部	0	0	2	25	29	0	0	1	19	87	53	37	0	0	0	1	29	283	
	計	45	15	48	25	30	10	50	34	20	90	54	40	60	71	61	51	94	798	
その他相談	中央	19	5	23	1	2	2	11	5	1	2	3	8	14	26	20	21	77	240	
	西部	0	0	0	3	2	0	0	0	2	10	10	4	0	0	0	1	12	44	
	計	19	5	23	4	4	2	11	5	3	12	13	12	14	26	20	22	89	284	
合計	中央	249	145	445	6	13	233	191	168	5	19	9	24	349	451	392	278	245	3,222	
	西部	4	0	11	217	275	1	0	2	138	699	538	279	3	4	1	3	130	2,305	
	計	253	145	456	223	288	234	191	170	143	718	547	303	352	455	393	281	375	5,527	

注：その他は、管外、住所不定・不明など

## e 受付件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
養護相談	児童虐待	中央	699	944	1,100	1,437	1,503
		西部	508	578	700	728	1,012
		計	1,207	1,522	1,800	2,165	2,515
	その他	中央	593	486	494	638	724
		西部	426	495	507	618	753
		計	1,019	981	1,001	1,256	1,477
障害相談	中央	498	318	306	161	126	
	西部	248	170	135	81	87	
	計	746	488	441	242	213	
非行相談	中央	169	149	132	105	114	
	西部	150	110	156	160	126	
	計	319	259	288	265	240	
育成相談	中央	494	546	488	446	515	
	西部	328	290	357	324	283	
	計	822	836	845	770	798	
その他相談	中央	398	249	251	160	240	
	西部	106	84	239	261	44	
	計	504	333	490	421	284	
合計	中央	2,851	2,692	2,771	2,947	3,222	
	西部	1,766	1,727	2,094	2,172	2,305	
	計	4,617	4,419	4,865	5,119	5,527	

(1) 対応

a 対応件数

(単位：件)

区分	管轄	対応件数(年度中)																		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他	計	未対応(年度末現在)
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	家庭裁判所送致(再掲)	通所								
養護	児童虐待	中央	1,034	267	30	52	0	0	0	0	66	0	0	0	4	0	3	1	1,457	140
	西部	776	41	24	3	0	0	0	0	57	0	0	0	3	0	0	0	1	905	184
	計	1,810	308	54	55	0	0	0	0	123	0	0	0	7	0	3	2	2,362	324	
その他	中央	718	44	57	12	0	0	0	0	39	0	0	0	12	0	5	1	888	90	
	西部	708	41	58	2	0	0	0	1	37	0	1	0	7	0	0	1	856	27	
	計	1,426	85	115	14	0	0	0	1	76	0	1	0	19	0	5	2	1,744	117	
障害相談	中央	111	14	13	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	11	0	2	157	8	
	西部	60	1	8	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	13	0	0	88	10	
	計	171	15	21	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	24	0	2	245	18	
非行相談	中央	56	7	22	7	0	0	0	7	6	3	0	0	0	7	0	1	2	115	27
	西部	83	18	18	10	0	0	0	6	6	0	0	0	0	1	0	0	1	143	23
	計	139	25	40	17	0	0	0	13	12	3	0	0	0	8	0	1	3	258	50
育成相談	中央	436	27	37	1	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	506	47	
	西部	262	11	18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	292	4	
	計	698	38	55	1	0	0	0	1	4	0	1	0	0	0	0	0	798	51	
その他相談	中央	216	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238	0	
	西部	35	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	45	0	
	計	251	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	283	0	
合計	中央	2,571	360	180	72	0	0	0	8	120	3	1	0	16	7	11	9	6	3,361	312
	西部	1,924	112	134	15	0	0	0	7	107	0	1	0	10	1	13	2	3	2,329	248
	計	4,495	472	314	87	0	0	0	15	227	3	2	0	26	8	24	11	9	5,690	560

b 対応件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	対応件数(年度中)																		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他	計	未対応(年度末現在)
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	家庭裁判所送致(再掲)	通所								
23年度	中央	1,795	245	224	56	0	0	0	13	158	0	0	0	16	1	234	2	8	2,752	114
	西部	1,330	184	115	8	0	0	0	2	109	0	1	0	2	2	104	0	6	1,863	63
	計	3,125	429	339	64	0	0	0	15	267	0	1	0	18	3	338	2	14	4,615	177
24年度	中央	2,145	315	187	65	0	0	1	17	132	0	5	0	22	5	26	0	1	2,921	228
	西部	1,364	140	147	7	0	1	1	1	91	0	3	1	4	0	10	0	2	1,772	154
	計	3,509	455	334	72	0	1	2	18	223	0	8	1	26	5	36	0	3	4,693	382
25年度	中央	1,986	240	214	53	0	0	0	20	145	0	2	0	15	5	26	1	2	2,709	397
	西部	1,708	121	143	17	0	0	1	15	103	0	0	0	5	0	10	5	1	2,129	220
	計	3,694	361	357	70	0	0	1	35	248	0	2	0	20	5	36	6	3	4,838	617
26年度	中央	2,187	332	207	65	0	0	0	26	128	1	2	0	26	7	13	5	6	3,004	414
	西部	1,765	106	174	27	0	0	0	6	106	0	0	1	20	4	10	1	5	2,225	239
	計	3,952	438	381	92	0	0	0	32	234	1	2	1	46	11	23	6	11	5,229	653
27年度	中央	2,571	360	180	72	0	0	0	8	120	3	1	0	16	7	11	9	6	3,361	312
	西部	1,924	112	134	15	0	0	0	7	107	0	1	0	10	1	13	2	3	2,329	248
	計	4,495	472	314	87	0	0	0	15	227	3	2	0	26	8	24	11	9	5,690	560

### (3) 相談の状況

相談種別のうち、養護相談、非行相談、育成相談、障害相談の状況は以下のとおりである。

#### ア 養護相談

##### (ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分		児童相談所受付件数		
		中 央	西 部	両児相合計
養 護 相 談  ( そ の 他 )	養護相談(被虐待)	1,503	1,012	2,515
	父 母 死 亡	16	2	18
	父 母 家 出	14	6	20
	両 親 離 別	2	2	4
	傷 病 入 院	97	91	188
	母 親 の 出 産	13	1	14
	未 婚 に よ る 出 産	22	2	24
	逮 捕 拘 禁	36	16	52
	就 労	33	2	35
	多 額 の 借 金	0	2	2
	迷 子	2	1	3
	浮 浪	7	6	13
	親 子 関 係 不 調	77	97	174
	家 族 関 係 不 調	56	36	92
	特 別 養 子 縁 組	5	2	7
	施 設 変 更	2	2	4
	養 育 力	35	97	132
	そ の 他	307	388	695
	小 計	724	753	1,477
合 計		2,227	1,765	3,992

注：虐待相談件数の詳細は、P30～P39参照

##### (イ) 養護相談（被虐待は除く）の対応状況件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
23年度	中央	67	11	450	45	49	622
	西部	66	2	344	47	19	478
	計	133	13	794	92	68	1,100
24年度	中央	56	15	362	48	59	540
	西部	40	0	399	49	45	533
	計	96	15	761	97	104	1,073
25年度	中央	48	7	390	41	44	530
	西部	38	4	516	39	36	633
	計	86	11	906	80	80	1,163
26年度	中央	48	13	611	55	62	789
	西部	49	15	604	27	44	739
	計	97	28	1,215	82	106	1,528
27年度	中央	39	12	718	44	75	888
	西部	37	7	708	41	63	856
	計	76	19	1,426	85	138	1,744

## イ 非行相談

### (ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分		児童相談所受付件数			
		中 央	西 部	両児相合計	
非 相 談	＜ 犯 相 談	深 夜 徘徊	2	6	8
		家 出	29	34	63
		不 良 交 友	4	3	7
		不 純 異 性 交 遊	6	3	9
		持 ち 出 し	10	11	21
		怠 学	1	0	1
		そ の 他	15	12	27
	小 計	67	69	136	
行 相 談	触 法 相 談	万 引 き	9	23	32
		自 転 車 盗	3	3	6
		オ ー ト バ イ 盗	1	1	2
		自 動 車 盗	0	1	1
		車 上 盗	0	0	0
		空 巢	0	0	0
		侵 入 盗	1	2	3
		そ の 他 の 窃 盗	4	0	4
		殺 人	0	0	0
		強 盗	0	0	0
		放 火 ・ 失 火	2	1	3
		傷 害 ・ 暴 行	7	5	12
		恐 喝 ・ た か り	0	0	0
		占 有 離 脱 物 横 領	5	3	8
		強 姦	0	0	0
		猥 褻 ・ 性 的 悪 戯	5	3	8
		住 居 等 侵 入	1	0	1
器 物 破 損	1	6	7		
そ の 他	8	9	17		
	小 計	47	57	104	
合 計		114	126	240	

### (イ) 非行相談の対応状況件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
23年度	中央	8	1	106	9	57	181
	西部	0	0	120	24	26	170
	計	8	1	226	33	83	351
24年度	中央	12	0	90	4	48	154
	西部	3	0	86	13	14	116
	計	15	0	176	17	62	270
25年度	中央	3	0	54	13	66	136
	西部	3	0	116	9	36	164
	計	6	0	170	22	102	300
26年度	中央	9	0	57	7	63	136
	西部	6	0	82	12	50	150
	計	15	0	139	19	113	286
27年度	中央	6	0	56	7	46	115
	西部	6	0	83	18	36	143
	計	12	0	139	25	82	258

## ウ 育成相談

### (ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分		児童相談所受付件数			
		中 央	西 部	両児相合計	
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	親子・友人関係	6	5	11
		内気・わがままなど 性格面に関するもの	11	7	18
		嘘をつく、持ち出し などの問題行動	14	5	19
		チック、緘黙、夜泣、 遺尿遺糞、夜尿	13	7	20
		落ち着き無し	20	13	33
		家庭内暴力	36	7	43
		反抗・乱暴	38	22	60
		いじめ被害・加害	15	5	20
		そ の 他	86	44	130
	小 計	239	115	354	
	不登校相談	98	68	166	
	適正相談	71	83	154	
	育児・しつけ相談	107	17	124	
合 計	515	283	798		

### (イ) 育成相談の対応状況件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
23年度	中央	5	0	379	25	40	449
	西部	3	0	241	50	10	304
	計	8	0	620	75	50	753
24年度	中央	2	0	414	41	54	511
	西部	4	1	214	26	24	269
	計	6	1	628	67	78	780
25年度	中央	4	1	355	39	60	459
	西部	2	0	299	28	21	350
	計	6	1	654	67	81	809
26年度	中央	3	0	368	35	41	447
	西部	2	0	261	16	30	309
	計	5	0	629	51	71	756
27年度	中央	3	0	436	27	40	506
	西部	1	0	262	11	18	292
	計	4	0	698	38	58	798

## 工 障害相談

### (ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分	児童相談所受付件数		
	中 央	西 部	両児相合計
肢 体 不 自 由	14	5	19
視 聴 覚 障 害	0	0	0
言 語 発 達 等 障 害	1	1	2
重 症 心 身 障 害	50	33	83
知 的 障 害	45	25	70
自 閉 症 等	16	23	39
合 計	126	87	213

### (イ) 障害相談の対応状況件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	障害児施設等 への利用契約	助言指導	継続指導	その他	計
23年度	中央	20	234	165	25	60	504
	西部	7	104	94	6	51	262
	計	27	338	259	31	111	766
24年度	中央	16	26	448	10	9	509
	西部	0	9	145	1	45	200
	計	16	35	593	11	54	709
25年度	中央	11	26	269	9	10	325
	西部	1	9	117	4	13	144
	計	12	35	386	13	23	469
26年度	中央	7	13	112	3	9	144
	西部	7	10	95	3	12	127
	計	14	23	207	6	21	271
27年度	中央	6	11	111	14	15	157
	西部	6	13	60	1	8	88
	計	12	24	171	15	23	245

### (ロ) 在宅重症心身障害（者）訪問療育指導の件数

在宅重症心身障害児（者）の家庭に対して、在宅ケア向上のために、整形外科医、保健師、看護師、児童福祉司などでチームを組んで家庭訪問を行い、療育指導、相談などを行っている。また、住宅改造や成人の方の補装具相談など、必要により身体障害者更生相談所職員との同行訪問も実施している。

(単位：世帯、回)

区 分	訪 問	補 装 具 相 談	整 形 外 科 診 断 (種別判定)	福 祉 制 度 利 用 相 談	計
18歳未満	世帯数	8	6	4	18
	回数	19	7	4	30
18歳以上	世帯数	20	8	4	32
	回数	27	8	4	39
計	世帯数	28	14	8	50
	回数	46	15	8	69



## (I) 在宅重症心身障害（者）数

(単位：人)

学 齡 別	千種	東	北	西	中村	中	昭 和	瑞 穂	熱 田	中 川	港	南	守 山	緑	名 東	天 白	計
就 学 前	5	2	8	5	3	1	2	1	2	5	1	2	5	10	4	3	59
小 学 生	7	3	5	9	4	2	5	3	5	5	11	8	10	7	8	2	94
中 学 生	2	2	8	4	0	0	5	2	0	3	7	2	6	7	5	4	57
18歳未満	3	1	5	6	3	0	2	1	1	7	1	5	3	3	3	2	46
18歳以上	20	8	37	45	24	7	17	16	7	24	35	28	25	37	25	15	370
計	37	16	63	69	34	10	31	23	15	44	55	45	49	64	45	26	626

注：平成28年4月1日現在

## (II) 障害児施設への入所状況

障害児施設への入所又は通所による訓練が必要と判断される児童については、児童相談所長の措置決定又は意見書に基づく施設受給者証による契約により、入所又は通所が行われる。

障害児施設の利用は、平成18年10月から契約制度が導入された。

(単位：人)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度					
						就学前	小学生	中学生	18歳 未満	18歳 以上
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設)	86 (15)	82 (19)	87 (14)	73 (14)	81 (14)	2	19	21 (1)	26	13 (13)
福祉型障害児入所施設 (自閉症児施設)										
福祉型障害児入所施設 (盲ろうあ児施設)	22	31 (2)	32 (2)	33 (2)	33 (2)	1	11	11	8 (1)	2 (1)
医療型障害児入所施設 (肢体不自由児施設)	19 (5)	16 (7)	7 (1)	10 (2)	11 (2)	2	8 (2)			1
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児施設)	151 (116)	160 (138)	152 (129)	155 (129)	25 (7)	7 (3)	14 (3)	1 (1)	1	2
計	278 (136)	289 (166)	278 (146)	271 (147)	150 (25)	12 (3)	52 (5)	33 (2)	35 (1)	18 (14)

注1：平成28年4月1日現在

注2：肢体不自由児施設、重症心身障害児施設には、それぞれ国立病院機構委託病床分を含む。

注3：( )内は、契約入所の再掲

注4：18歳以上については、28年度から、18歳以上20歳未満の人数を計上している。

## オ 虐待相談（受付）

名古屋中央・西部児童相談所における児童虐待受付件数は年々増加傾向であり、平成27年度は2,515件となり、前年度と比較して16.2%の増で過去最高となっている。

相談の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の53.9%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が55.1%で最も多く、次いでネグレクトが22.0%、身体的虐待が20.6%である。主たる虐待者は実母が49.7%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が31.4%と最も高く、次いで3歳～学齢前児童が26.6%、0歳～3歳未満児童が24.2%となっている。

### ア) 項目別の虐待受付件数

#### 【虐待種別の受付件数】

(単位：件)

区分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
中央	369	335	16	783	1,503
西部	150	219	4	639	1,012
計	519	554	20	1,422	2,515

#### 【経路別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
中央	85	18	253	8	69	0	18	33	41	694	154	130	1,503
西部	18	19	150	2	26	0	6	20	13	662	49	47	1,012
計	103	37	403	10	95	0	24	53	54	1,356	203	177	2,515

#### 【主な虐待者別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	父親		母親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中央	575	77	825	3	23	1,503
西部	465	77	426	17	27	1,012
計	1,040	154	1,251	20	50	2,515

#### 【学齢別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中央	367	409	461	193	73	1,503
西部	242	261	328	125	56	1,012
計	609	670	789	318	129	2,515

#### 【区別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
中央	107	74	241	1	2	135	83	84	0	0	0	7	168	256	201	128	16	1,503
西部	1	0	1	107	124	1	0	0	30	355	252	129	0	1	0	0	11	1,012
計	108	74	242	108	126	136	83	84	30	355	252	136	168	257	201	128	27	2,515

注：その他は、管外、住所不定・不明など

(1) 虐待種別ごとの虐待受付件数

a 虐待の経路別受付件数

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	39	7	43	4	20	0	8	10	18	124	68	28	369
	西部	6	3	4	0	7	0	3	11	4	80	23	9	150
	計	45	10	47	4	27	0	11	21	22	204	91	37	519
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	中央	8	8	66	1	33	0	8	13	14	83	45	56	335
	西部	9	11	49	0	13	0	2	8	6	90	17	14	219
	計	17	19	115	1	46	0	10	21	20	173	62	70	554
性的虐待	中央	2	0	0	2	2	0	0	1	0	4	2	3	16
	西部	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	計	3	0	0	4	3	0	0	1	0	4	2	3	20
心理的虐待	中央	36	3	144	1	14	0	2	9	9	483	39	43	783
	西部	2	5	97	0	5	0	1	1	3	492	9	24	639
	計	38	8	241	1	19	0	3	10	12	975	48	67	1,422
合 計	中央	85	18	253	8	69	0	18	33	41	694	154	130	1,503
	西部	18	19	150	2	26	0	6	20	13	662	49	47	1,012
	計	103	37	403	10	95	0	24	53	54	1,356	203	177	2,515

b 虐待の主な虐待者別受付件数

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	132	29	200	1	7	369
	西部	71	23	47	5	4	150
	計	203	52	247	6	11	519
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	中央	22	3	304	2	4	335
	西部	16	1	196	5	1	219
	計	38	4	500	7	5	554
性的虐待	中央	8	4	1	0	3	16
	西部	2	1	0	0	1	4
	計	10	5	1	0	4	20
心理的虐待	中央	413	41	320	0	9	783
	西部	376	52	183	7	21	639
	計	789	93	503	7	30	1,422
合 計	中央	575	77	825	3	23	1,503
	西部	465	77	426	17	27	1,012
	計	1,040	154	1,251	20	50	2,515

### c 虐待の学齢別受付件数

(単位：件)

区分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	42	87	140	64	36	369
	西部	17	21	55	41	16	150
	計	59	108	195	105	52	519
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	中央	93	100	99	33	10	335
	西部	46	68	77	23	5	219
	計	139	168	176	56	15	554
性的虐待	中央	1	2	8	4	1	16
	西部	0	1	0	0	3	4
	計	1	3	8	4	4	20
心理的虐待	中央	231	220	214	92	26	783
	西部	179	171	196	61	32	639
	計	410	391	410	153	58	1,422
合計	中央	367	409	461	193	73	1,503
	西部	242	261	328	125	56	1,012
	計	609	670	789	318	129	2,515

### (ウ) 虐待受付件数の推移

#### a 虐待の種別受付件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
23年度	中央	217	258	8	216	699
	西部	170	174	9	155	508
	計	387	432	17	371	1,207
24年度	中央	301	272	18	353	944
	西部	190	167	8	213	578
	計	491	439	26	566	1,522
25年度	中央	341	230	17	512	1,100
	西部	157	165	10	368	700
	計	498	395	27	880	1,800
26年度	中央	389	363	10	675	1,437
	西部	131	160	6	431	728
	計	520	523	16	1,106	2,165
27年度	中央	369	335	16	783	1,503
	西部	150	219	4	639	1,012
	計	519	554	20	1,422	2,515

## b 虐待の経路別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 社 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
23年度	中央	53	23	197	9	29	10	24	32	5	132	88	97	699
	西部	39	11	133	0	40	1	5	21	1	138	58	61	508
	計	92	34	330	9	69	11	29	53	6	270	146	158	1,207
24年度	中央	68	37	241	10	39	4	31	30	27	270	129	58	944
	西部	28	11	97	3	35	1	3	15	17	243	70	55	578
	計	96	48	338	13	74	5	34	45	44	513	199	113	1,522
25年度	中央	89	14	244	12	38	1	16	51	23	437	104	71	1,100
	西部	23	3	123	6	12	4	3	20	12	411	48	35	700
	計	112	17	367	18	50	5	19	71	35	848	152	106	1,800
26年度	中央	105	21	198	11	71	6	27	43	40	571	205	139	1,437
	西部	16	1	106	2	13	5	2	14	13	450	38	68	728
	計	121	22	304	13	84	11	29	57	53	1,021	243	207	2,165
27年度	中央	85	18	253	8	69	0	18	33	41	694	154	130	1,503
	西部	18	19	150	2	26	0	6	20	13	662	49	47	1,012
	計	103	37	403	10	95	0	24	53	54	1,356	203	177	2,515

## c 虐待の主な虐待者別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
23年度	中央	184	34	442	0	39	699
	西部	152	28	318	2	8	508
	計	336	62	760	2	47	1,207
24年度	中央	319	31	558	6	30	944
	西部	201	38	311	3	25	578
	計	520	69	869	9	55	1,522
25年度	中央	431	85	558	2	24	1,100
	西部	294	63	298	10	35	700
	計	725	148	856	12	59	1,800
26年度	中央	522	52	839	3	21	1,437
	西部	333	57	316	4	18	728
	計	855	109	1,155	7	39	2,165
27年度	中央	575	77	825	3	23	1,503
	西部	465	77	426	17	27	1,012
	計	1,040	154	1,251	20	50	2,515

#### d 虐待の学齢別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
23年度	中央	197	149	227	95	31	699
	西部	143	89	196	61	19	508
	計	340	238	423	156	50	1,207
24年度	中央	212	236	323	131	42	944
	西部	130	124	200	83	41	578
	計	342	360	523	214	83	1,522
25年度	中央	217	301	390	146	46	1,100
	西部	130	194	258	90	28	700
	計	347	495	648	236	74	1,800
26年度	中央	359	367	494	167	50	1,437
	西部	156	232	230	80	30	728
	計	515	599	724	247	80	2,165
27年度	中央	367	409	461	193	73	1,503
	西部	242	261	328	125	56	1,012
	計	609	670	789	318	129	2,515

#### e 虐待の区別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
23年度	中央	42	31	85	0	1	72	35	46	0	1	2	0	91	114	104	60	15	699
	西部	1	0	2	77	79	0	0	0	24	142	90	73	1	6	0	1	12	508
	計	43	31	87	77	80	72	35	46	24	143	92	73	92	120	104	61	27	1,207
24年度	中央	68	43	145	0	2	68	46	48	1	1	1	3	106	215	101	73	23	944
	西部	0	0	2	70	90	2	0	1	26	152	134	83	0	1	0	0	17	578
	計	68	43	147	70	92	70	46	49	27	153	135	86	106	216	101	73	40	1,522
25年度	中央	77	67	101	6	0	90	75	50	0	3	5	2	111	245	143	95	30	1,100
	西部	4	0	0	77	78	3	0	0	12	147	206	150	2	0	3	4	14	700
	計	81	67	101	83	78	93	75	50	12	150	211	152	113	245	146	99	44	1,800
26年度	中央	122	90	216	4	3	81	77	98	0	3	0	2	156	236	200	113	36	1,437
	西部	1	3	0	77	76	3	0	0	19	182	205	128	1	4	0	1	28	728
	計	123	93	216	81	79	84	77	98	19	185	205	130	157	240	200	114	64	2,165
27年度	中央	107	74	241	1	2	135	83	84	0	0	0	7	168	256	201	128	16	1,503
	西部	1	0	1	107	124	1	0	0	30	355	252	129	0	1	0	0	11	1,012
	計	108	74	242	108	126	136	83	84	30	355	252	136	168	257	201	128	27	2,515

注：その他は、管外、住所不定・不明など

## カ 虐待相談（対応）

名古屋中央・西部児童相談所における児童虐待受付件数は年々増加傾向であり、それに伴い虐待対応件数も増加している。平成 27 年度の虐待対応件数は前年度から 20.0%増加し、過去最高の 2,362 件となっている。

相談の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の 54.1%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が 54.5%で最も多く、次いでネグレクトが 22.9%、身体的虐待が 21.6%である。主たる虐待者は実母が 47.6%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が 34.3%と最も多く、次いで 0 歳～3 歳未満児童が 25.4%となっている。

### (ア) 項目別の虐待対応件数

#### 【虐待種別の対応件数】

(単位：件)

区分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
中央	388	321	18	730	1,457
西部	123	220	5	557	905
計	511	541	23	1,287	2,362

#### 【経路別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 社 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
中央	117	22	146	9	83	1	21	42	32	689	176	119	1,457
西部	27	16	115	1	20	5	6	16	16	589	47	47	905
計	144	38	261	10	103	6	27	58	48	1,278	223	166	2,362

#### 【主な虐待者別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	父 親		母 親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中央	600	85	741	4	27	1,457
西部	431	60	384	8	22	905
計	1,031	145	1,125	12	49	2,362

#### 【学齢別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中央	355	269	502	223	108	1,457
西部	245	169	307	127	57	905
計	600	438	809	350	165	2,362

#### 【区別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
中央	116	67	230	1	2	130	82	84	0	0	0	11	170	239	187	119	19	1,457
西部	1	0	3	74	113	0	0	0	24	304	236	132	0	1	1	3	13	905
計	117	67	233	75	115	130	82	84	24	304	236	143	170	240	188	122	32	2,362

注：その他は、管外、住所不定・不明など

(イ) 虐待種別ごとの虐待対応件数

a 虐待の経路別対応件数

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 社 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	52	10	26	3	25	0	9	11	16	121	79	36	388
	西部	9	1	3	0	6	0	0	8	1	66	22	7	123
	計	61	11	29	3	31	0	9	19	17	187	101	43	511
保護の怠慢・ 拒否(ネグレ クト)	中央	14	6	38	2	39	0	9	22	10	82	52	47	321
	西部	11	10	47	0	11	5	5	8	10	74	14	25	220
	計	25	16	85	2	50	5	14	30	20	156	66	72	541
性的虐待	中央	3	1	0	2	2	0	0	0	0	5	2	3	18
	西部	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	計	6	1	0	3	2	0	0	0	0	5	2	4	23
心理的虐待	中央	48	5	82	2	17	1	3	9	6	481	43	33	730
	西部	4	5	65	0	3	0	1	0	5	449	11	14	557
	計	52	10	147	2	20	1	4	9	11	930	54	47	1,287
合 計	中央	117	22	146	9	83	1	21	42	32	689	176	119	1,457
	西部	27	16	115	1	20	5	6	16	16	589	47	47	905
	計	144	38	261	10	103	6	27	58	48	1,278	223	166	2,362

b 虐待の主な虐待者別対応件数

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	149	30	198	3	8	388
	西部	61	17	40	2	3	123
	計	210	47	238	5	11	511
保護の怠慢・ 拒否(ネグレ クト)	中央	29	2	285	1	4	321
	西部	13	1	204	0	2	220
	計	42	3	489	1	6	541
性的虐待	中央	11	2	1	0	4	18
	西部	3	1	0	0	1	5
	計	14	3	1	0	5	23
心理的虐待	中央	411	51	257	0	11	730
	西部	354	41	140	6	16	557
	計	765	92	397	6	27	1,287
合 計	中央	600	85	741	4	27	1,457
	西部	431	60	384	8	22	905
	計	1,031	145	1,125	12	49	2,362



### c 虐待の学齢別対応件数

(単位：件)

区分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	50	54	156	77	51	388
	西部	14	9	53	33	14	123
	計	64	63	209	110	65	511
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	中央	94	67	110	38	12	321
	西部	58	56	72	29	5	220
	計	152	123	182	67	17	541
性的虐待	中央	1	0	8	6	3	18
	西部	0	0	0	3	2	5
	計	1	0	8	9	5	23
心理的虐待	中央	210	148	228	102	42	730
	西部	173	104	182	62	36	557
	計	383	252	410	164	78	1,287
合計	中央	355	269	502	223	108	1,457
	西部	245	169	307	127	57	905
	計	600	438	809	350	165	2,362

### (ウ) 虐待対応件数の推移

#### a 虐待の種別対応件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
23年度	中央	153	239	8	195	595
	西部	168	208	8	150	534
	計	321	447	16	345	1,129
24年度	中央	297	302	16	345	960
	西部	206	173	8	185	572
	計	503	475	24	530	1,532
25年度	中央	318	218	13	466	1,015
	西部	134	175	9	279	597
	計	452	393	22	745	1,612
26年度	中央	358	359	13	601	1,331
	西部	140	147	9	342	638
	計	498	506	22	943	1,969
27年度	中央	388	321	18	730	1,457
	西部	123	220	5	557	905
	計	511	541	23	1,287	2,362

## b 虐待の経路別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 社 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
23年度	中央	55	17	166	8	24	5	19	31	22	126	56	66	595
	西部	47	12	139	0	38	1	6	21	10	144	64	52	534
	計	102	29	305	8	62	6	25	52	32	270	120	118	1,129
24年度	中央	73	40	239	12	46	8	37	38	38	226	148	55	960
	西部	33	8	96	3	42	2	6	20	18	213	67	64	572
	計	106	48	335	15	88	10	43	58	56	439	215	119	1,532
25年度	中央	76	13	246	11	29	2	23	42	15	409	92	57	1,015
	西部	29	4	48	6	25	3	6	14	8	366	50	38	597
	計	105	17	294	17	54	5	29	56	23	775	142	95	1,612
26年度	中央	100	15	154	9	63	5	28	57	32	539	204	125	1,331
	西部	18	1	56	2	21	1	2	17	14	406	43	57	638
	計	118	16	210	11	84	6	30	74	46	945	247	182	1,969
27年度	中央	117	22	146	9	83	1	21	42	32	689	176	119	1,457
	西部	27	16	115	1	20	5	6	16	16	589	47	47	905
	計	144	38	261	10	103	6	27	58	48	1,278	223	166	2,362

## c 虐待の主な虐待者別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
23年度	中央	163	39	363	0	30	595
	西部	161	30	333	2	8	534
	計	324	69	696	2	38	1,129
24年度	中央	318	29	569	8	36	960
	西部	188	38	320	4	22	572
	計	506	67	889	12	58	1,532
25年度	中央	403	71	519	2	20	1,015
	西部	231	58	268	8	32	597
	計	634	129	787	10	52	1,612
26年度	中央	494	71	738	4	24	1,331
	西部	298	63	249	6	22	638
	計	792	134	987	10	46	1,969
27年度	中央	600	85	741	4	27	1,457
	西部	431	60	384	8	22	905
	計	1,031	145	1,125	12	49	2,362

#### d 虐待の学齢別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
23年度	中央	138	166	189	75	27	595
	西部	104	148	199	64	19	534
	計	242	314	388	139	46	1,129
24年度	中央	128	270	338	180	44	960
	西部	97	149	224	65	37	572
	計	225	419	562	245	81	1,532
25年度	中央	249	194	369	142	61	1,015
	西部	131	108	232	88	38	597
	計	380	302	601	230	99	1,612
26年度	中央	393	219	459	197	63	1,331
	西部	161	136	226	76	39	638
	計	554	355	685	273	102	1,969
27年度	中央	355	269	502	223	108	1,457
	西部	245	169	307	127	57	905
	計	600	438	809	350	165	2,362

#### e 虐待の区別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
23年度	中央	38	21	85	1	1	61	32	38	0	1	4	0	80	83	84	53	13	595
	西部	1	0	4	77	82	0	0	0	24	161	82	79	1	8	0	1	14	534
	計	39	21	89	78	83	61	32	38	24	162	86	79	81	91	84	54	27	1,129
24年度	中央	60	52	146	1	2	61	47	63	1	2	3	3	120	196	98	81	24	960
	西部	0	0	2	69	83	2	0	1	34	146	133	81	0	1	0	0	20	572
	計	60	52	148	70	85	63	47	64	35	148	136	84	120	197	98	81	44	1,532
25年度	中央	71	68	106	2	1	99	49	50	0	0	1	2	85	260	111	86	24	1,015
	西部	3	0	0	76	70	1	0	0	10	141	146	134	2	0	0	0	14	597
	計	74	68	106	78	71	100	49	50	10	141	147	136	87	260	111	86	38	1,612
26年度	中央	102	69	202	5	3	92	73	72	0	3	1	3	142	252	188	85	39	1,331
	西部	1	3	0	78	71	3	0	0	16	158	178	95	1	4	0	1	29	638
	計	103	72	202	83	74	95	73	72	16	161	179	98	143	256	188	86	68	1,969
27年度	中央	116	67	230	1	2	130	82	84	0	0	0	11	170	239	187	119	19	1,457
	西部	1	0	3	74	113	0	0	0	24	304	236	132	0	1	1	3	13	905
	計	117	67	233	75	115	130	82	84	24	304	236	143	170	240	188	122	32	2,362

注：その他は、管外、住所不定・不明など

#### (4) 一時保護の状況

一時保護所は、子どもを好ましくない環境から保護したり、短期の入所による指導や行動観察を行ったりすることを目的として、次のような子どもを保護している。

- 保護者の家出・死亡・疾病等により、家庭での養育が困難な子ども
- 棄児・迷子・被虐待児等環境的な問題のある子ども
- 窃盗・恐かつ等触法行為のある又は、将来そのおそれのある子ども
- 家出・乱暴・不登校等の問題行動のある子ども

入所中は、児童指導員や保育士が生活指導・学習指導・保育にあたるほか、児童福祉司や児童心理司、医師や看護師等の職員が協力して指導にあたる。学齢児は、午前中基礎学力を身につけることを目的とした学習をし、午後は体育、レクリエーションといった集団活動を中心に行っている。

学齢に満たない子どもについては、食事、排泄等の基本的な生活習慣を身につけるように指導している。生活指導は、掃除、洗面、食事、入浴、学習、遊び等生活全体の場面におよび、各生活場面での行動観察が、援助方針決定のために役立てられる。

なお、平成17年4月から教員経験職員・児童心理職員各1名の嘱託職員を採用し、入所児童の指導にあたっている。

#### ア 一時保護所の受付および対応件数

平成27年度の両児相の一時保護所の受付（入所）人数は、744人であり、そのうち虐待相談が67.7%を占めている。

対応では、児童福祉施設入所は27.5%となっている。一方、帰宅するケースが59.2%と大きな割合を占めている。

(単位：人・日)

区分	管轄	前年度末 継続保護	受付(年度中)					対応(年度中)										年度末 継続保護
			5歳	6歳	11歳	14歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延べ日数		
養護	児童虐待	中央	22	63	165	80	34	342	98	2	20	0	206	16	342	7,954	22	
		西部	8	37	56	37	32	162	40	3	9	0	92	10	154	4,355	16	
		計	30	100	221	117	66	504	138	5	29	0	298	26	496	12,309	38	
養護	その他	中央	5	17	27	13	13	70	22	3	4	0	35	5	69	1,288	6	
		西部	7	17	30	24	13	84	21	3	3	0	53	4	84	1,945	7	
		計	12	34	57	37	26	154	43	6	7	0	88	9	153	3,233	13	
障害	中央	2	0	1	2	0	3	1	0	0	0	2	1	4	224	1		
	西部	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	4	0	4	165	0		
	計	4	0	1	3	1	5	1	0	0	0	6	1	8	389	1		
非行	中央	0	0	2	14	13	29	7	1	6	1	9	1	25	405	4		
	西部	3	0	1	16	6	23	7	0	2	0	13	2	24	795	2		
	計	3	0	3	30	19	52	14	1	8	1	22	3	49	1,200	6		
育成等	中央	3	0	11	7	3	21	6	0	0	0	14	1	21	597	3		
	西部	0	0	2	6	0	8	0	0	0	0	7	1	8	141	0		
	計	3	0	13	13	3	29	6	0	0	0	21	2	29	738	3		
人数合計	中央	32	80	206	116	63	465	134	6	30	1	266	24	461	10,468	36		
	西部	20	54	89	84	52	279	68	6	14	0	169	17	274	7,401	25		
	計	52	134	295	200	115	744	202	12	44	1	435	41	735	17,869	61		
延べ日数合計	中央							3,693	72	151	3	5,702	847	10,468				
	西部							2,972	188	175	0	3,584	482	7,401				
	計							6,665	260	326	3	9,286	1,329	17,869				

## イ 委託一時保護の受付および対応件数

(単位：人・日)

区分	管轄	前年度末 継続保護	受付(年度中)					対応(年度中)								年度末 継続保護	
			5歳	6歳	12歳	15歳以上	計	児童福祉施設	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延べ日数		
養護	児童虐待	中央	16	66	57	13	6	142	46	2	8	1	66	19	142	6,455	16
		西部	6	44	13	7	4	68	34	0	2	0	23	10	69	3,282	5
		計	22	110	70	20	10	210	80	2	10	1	89	29	211	9,737	21
	その他	中央	6	84	11	3	6	104	37	9	2	0	51	5	104	3,532	6
		西部	6	27	7	0	2	36	18	2	3	0	12	3	38	1,524	4
		計	12	111	18	3	8	140	55	11	5	0	63	8	142	5,056	10
障害	中央	1	6	6	1	8	21	3	0	0	0	13	4	20	417	2	
	西部	1	3	0	1	0	4	2	0	0	0	1	1	4	142	1	
	計	2	9	6	2	8	25	5	0	0	0	14	5	24	559	3	
非行	中央	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	2	3	66	0	
	西部	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	2	0	
	計	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	2	2	4	68	0	
育成等	中央	0	2	2	1	1	6	1	2	0	0	2	1	6	120	0	
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	2	2	1	1	6	1	2	0	0	2	1	6	120	0	
人数合計	中央	23	158	76	18	24	276	87	13	10	1	133	31	275	10,590	24	
	西部	13	74	20	9	6	109	54	2	5	0	37	14	112	4,950	10	
	計	36	232	96	27	30	385	141	15	15	1	170	45	387	15,540	34	

## ウ 委託一時保護（委託先別）の対応件数

(単位：人・日)

区分	管轄	委託解除(年度中)										延べ日数	
		児童福祉施設							里親	その他	計		
警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害短期治療施設	障害児関係施設	その他の施設	親	他					
養護	児童虐待	中央	0	62	34	0	2	15	1	10	18	142	6,455
		西部	0	27	23	0	0	1	0	6	12	69	3,282
		計	0	89	57	0	2	16	1	16	30	211	9,737
	その他	中央	0	22	42	0	0	2	25	13	104	3,532	
		西部	0	10	15	0	1	4	0	4	4	38	1,524
		計	0	32	57	0	1	4	2	29	17	142	5,056
障害	中央	0	1	1	0	0	13	0	0	5	20	417	
	西部	0	0	1	0	0	1	0	0	2	4	142	
	計	0	1	2	0	0	14	0	0	7	24	559	
非行	中央	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	66	
	西部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
	計	0	1	0	1	0	0	0	0	2	4	68	
育成等	中央	0	1	0	0	0	1	0	2	2	6	120	
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	1	0	0	0	1	0	2	2	6	120	
人数合計	中央	0	86	77	1	2	29	3	37	40	275	10,590	
	西部	0	38	39	0	1	6	0	10	18	112	4,950	
	計	0	124	116	1	3	35	3	47	58	387	15,540	
延べ日数合計	中央	0	2,833	3,324	11	528	720	451	1,208	1,515	10,590		
	西部	0	2,149	1,537	0	56	102	0	267	839	4,950		
	計	0	4,982	4,861	11	584	822	451	1,475	2,354	15,540		

## エ 一時保護所および委託一時保護の状況

(単位：人・日)

区 分		一時保護所			委託一時保護			合 計			
		中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	
養 護	児童 虐待	人 数	342	162	504	142	68	210	484	230	714
		日 数	7,954	4,355	12,309	6,455	3,282	9,737	14,409	7,637	22,046
		平均日数	23.3	26.9	24.4	45.5	48.3	46.4	29.8	33.2	30.9
		1日人数	21.7	11.9	33.6	17.6	9.0	26.6	39.4	20.9	60.2
	その他	人 数	70	84	154	104	36	140	174	120	294
		日 数	1,288	1,945	3,233	3,532	1,524	5,056	4,820	3,469	8,289
平均日数		18.4	23.2	21.0	34.0	42.3	36.1	27.7	28.9	28.2	
	1日人数	3.5	5.3	8.8	9.7	4.2	13.8	13.2	9.5	22.6	
障 害	人 数	3	2	5	21	4	25	24	6	30	
	日 数	224	165	389	417	142	559	641	307	948	
	平均日数	74.7	82.5	77.8	19.9	35.5	22.4	26.7	51.2	31.6	
	1日人数	0.6	0.5	1.1	1.1	0.4	1.5	1.8	0.8	2.6	
非 行	人 数	29	23	52	3	1	4	32	24	56	
	日 数	405	795	1,200	66	2	68	471	797	1,268	
	平均日数	14.0	34.6	23.1	0.0	2.0	17.0	14.7	33.2	22.6	
	1日人数	1.1	2.2	3.3	0.2	0.0	0.2	1.3	2.2	3.5	
育 成 等	人 数	21	8	29	6	0	6	27	8	35	
	日 数	597	141	738	120	0	120	717	141	858	
	平均日数	28.4	17.6	25.4	20.0	0.0	20.0	26.6	17.6	24.5	
	1日人数	1.6	0.4	2.0	0.3	0.0	0.3	2.0	0.4	2.3	
合 計	人 数	465	279	744	276	109	385	741	388	1,129	
	日 数	10,468	7,401	17,869	10,590	4,950	15,540	21,058	12,351	33,409	
	平均日数	22.5	26.5	24.0	38.4	45.4	40.4	28.4	31.8	29.6	
	1日人数	28.6	20.2	48.8	28.9	13.5	42.5	57.5	33.7	91.3	

## オ 一時保護所および委託一時保護の状況の推移

(単位：人・日)

区 分		一時保護所			委託一時保護			合 計		
		中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
23年度	人 数	284	257	541	170	132	302	454	389	843
	日 数	5,841	5,758	11,599	4,026	3,763	7,789	9,867	9,521	19,388
	平均日数	20.6	22.4	21.4	23.7	28.5	25.8	21.7	24.5	23.0
	1日人数	16.0	15.7	31.7	11.0	10.3	21.3	27.0	26.1	53.0
24年度	人 数	339	258	597	150	86	236	489	344	833
	日 数	8,385	5,920	14,305	3,797	3,505	7,302	12,182	9,425	21,607
	平均日数	24.7	22.9	24.0	25.3	40.8	30.9	24.9	27.4	25.9
	1日人数	23.0	16.2	39.2	10.4	9.6	20.0	33.4	25.8	59.2
25年度	人 数	352	246	598	204	143	347	556	389	945
	日 数	8,110	6,958	15,068	7,221	4,273	11,494	15,331	11,231	26,562
	平均日数	23.0	28.3	25.2	35.4	29.9	33.1	27.6	28.9	28.1
	1日人数	22.2	19.1	41.3	19.8	11.7	31.5	42.0	30.8	72.8
26年度	人 数	354	274	628	193	113	306	547	387	934
	日 数	10,029	7,275	17,304	6,216	4,324	10,540	16,245	11,599	27,844
	平均日数	28.3	26.6	27.6	32.2	38.3	34.4	29.7	30.0	29.8
	1日人数	27.5	19.9	47.4	17.0	11.8	28.9	44.5	31.8	76.3
27年度	人 数	465	279	744	276	109	385	741	388	1,129
	日 数	10,468	7,401	17,869	10,590	4,950	15,540	21,058	12,351	33,409
	平均日数	22.5	26.5	24.0	38.4	45.4	40.4	28.4	31.8	29.6
	1日人数	28.6	20.2	48.8	28.9	13.5	42.5	57.5	33.7	91.3

## (5) 児童虐待に対する司法的対応等の推移

### ア 施設入所承認請求

保護者が児童を虐待するなどにより、保護者に監護させることが著しく児童の福祉を侵害するため、施設入所措置が必要と判断される場合において、親権者が施設入所措置を拒否する意思表示をしている場合であっても、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができる。

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中 央					2
西 部					
計	0	0	0	0	2

### イ 立入調査

保護者が「出頭要求（児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに、保護者に対し児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査等を行う。）」に応じない場合、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査等を行う。正当な理由なく拒否した場合、罰則がある。

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中 央	6	1	1	4	6
西 部				1	3
計	6	1	1	5	9

### ウ 警察への援助要請

児童虐待については、緊急の通報への対応、児童相談所への虐待通告など警察と児童相談所が連携してあたることが重要であり、以前から保護者対応、立ち入り調査などについて愛知県警察と協力しており、今後もより緊密な連携を行うもの。

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中 央	11	4	5	8	15
西 部	3	3	2	3	4
計	14	7	7	11	19

## (6) 家庭裁判所送致の推移

### ア 家庭裁判所からの送致

(単位：件)

区 分	管轄	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
＜ 犯	中央					
	西部				1	
	計				1	
窃 盗	中央	1	1			
	西部					
	計	1	1			
暴 行 ・ 傷 害	中央	1		1	2	
	西部		1	1		
	計	1	1	2	2	
恐 喝	中央					
	西部					
	計					
占有離脱物横領	中央					
	西部					
	計					
建 造 物 侵 入	中央					
	西部					
	計					
そ の 他	中央				1	
	西部	1				1
	計	1			1	1
合 計	中央	2	1	1	3	
	西部	1	1	1	1	1
	計	3	2	2	4	1

### イ 児童相談所から家庭裁判所への送致

(単位：件)

区 分	管轄	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
児 童 福 祉 法 第 27 条 1 項 4 号	中央	1	8	6	6	7
	西部	2	2	2	5	1
	計	3	10	8	11	8
児 童 福 祉 法 第 27 条 の 3	中央	1		2	1	2
	西部					
	計	1		2	1	2

注1：児童福祉法第27条1項4号： 触法少年及びく犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合に行う。

注2：児童福祉法第27条の3： 児童自立支援施設入所中等の子どもへの行動自由の制限を行うことがやむを得ない事情があると認められる場合に行う。



(7) 措置の状況

ア 施設措置の状況

(ア) 措置児童の入退所別人数の推移

(単位：人)

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
乳 児 院	入所	64	52	57	43	44	
	退所	61	36	60	65	42	
児 童 養 護 施 設	入所	131	114	150	129	130	
	退所	103	143	125	123	123	
情 緒 障 害 短 期 治 療 施 設	入所	20	21	12	23	19	
	退所	7	15	22	18	17	
児 童 自 立 支 援 施 設	入所	10	20	13	24	12	
	退所	18	14	20	10	19	
里 親 委 託	里 親	入所	18	34	25	34	25
		退所	11	20	15	27	18
	ファミリ- ホ-ム	入所	—	—	6	12	2
		退所	—	—	2	5	4
自 立 援 助 ホ-ム	入所	5	7	4	4	9	
	退所	1	1	3	7	4	
計	入所	248	248	267	269	241	
	退所	201	229	247	255	227	

注：ファミリーホームは、平成24年度までは里親に含まれていたが、平成25年度から里親とファミリーホームを分けて表示している。

(イ) 措置児童の年齢別人数

各施設に在籍する児童の年齢別内訳は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳以上	計
乳 児 院		15	22	13	5																55
児 童 養 護 施 設				20	28	24	30	42	32	47	37	44	45	42	53	44	45	30	32	3	598
情 緒 障 害 短 期 治 療 施 設								1		2	4	8		2	7	7					31
児 童 自 立 支 援 施 設													1	1	6	10	2				20
里 親 委 託	里 親	7	4	5	6	5	9	3	3	2	2	3	2	1	2	5	4	6	5	2	76
	ファミリ- ホ-ム				1	2	4		2	2	1	1	1				2	2	1	1	20
自 立 援 助 ホ-ム																		2	4	4	10
計		22	26	38	40	31	43	46	37	53	44	56	49	46	68	66	53	40	42	10	810

注：平成28年4月1日現在

(ウ) 児童養護施設等措置児童（中学生）の進路状況

平成27年度に中学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	退 所 児 童										在 籍 児 童										進学(再掲)			
	卒 業 児 童 の 数	就 職 の 進 学 の 見 学	進 学						公 立 職 業 訓 練 校 他	そ の 計	進 学						公 立 職 業 訓 練 校 の み	就 職 の 他	無 業 者 の 他	計	進 学 し た 児 童 数	進 学 率		
			全 日 制		定 時 制 通 信 制		専 修 ・ 各 種 学 校	計			全 日 制		定 時 制 通 信 制		通 信 制 高 校	盲 ・ 聾 ・ 養 護 学 校							専 修 ・ 各 種 学 校	計
			国 立	私 立	国 立	私 立					国 立	私 立	国 立	私 立										
児童養護施設	47	1		2					3	17	18				4	4	1			44	46	97.9%		
児童自立支援施設	6			2	1		3		6											0	6	100.0%		
情緒障害児短期治療施設	7			1	1		4	1	7											0	6	85.7%		
里 親	5								0	2	2					1				5	5	100.0%		
計	65	1		3	3	1	7	1	16	19	20				4	5	1			49	63	96.9%		

(I) 児童養護施設等措置児童（高校生）の進路状況

平成27年度に高等学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	大学	短 大	専門学校	就 職	職業訓練校	その他	計	進学(再掲)	
								児童数	進学率
措 置 継 続	1		1				2	2	100.0%
家 庭 引 取	1		1	3		2	7	2	28.6%
自 立	社 員 寮		1	5			6	1	16.7%
	住 み 込 み			1			1		
	ア パ ー ト	6		1	3		10	7	70.0%
	施 設 利 用				5		5		
そ の 他	1		1	3		3	8	2	25.0%
計	9	1	4	20		5	39	14	35.9%

## イ 里親委託の状況

### (ア) 登録里親数の推移

(単位：人)

区分	新規登録(年度中)					登録取消 (年度中)	里親登録数 (年度末現在)
	養育里親	専門里親	養子縁組 希望里親	親族里親	計 (実数)		
23年度	14 (2)		7 (2)	1	20	4	103
24年度	9 (6)		22 (6)	4	29	9	123
25年度	13 (10)		21 (10)	2	26	8	141
26年度	18 (11)		18 (11)		25	16	150
27年度	13 (7)		10 (7)	3	19	10	159

注：( ) 内は、養育里親と養子縁組希望里親を重複して登録している人数

### (イ) 里親委託児童数の推移

(単位：人)

区分	新規または措置変更により委託された児童数(年度中)					解除 (年度中)	委託児童数 (年度末現在)
	養育里親	専門里親	養子縁組 希望里親	親族里親	計		
23年度	9		7	1	17	10	36
24年度	21	1	8	4	34	11	59
25年度	15		8	3	26	23	62
26年度	19		12		31	25	68
27年度	14		9	3	26	18	76

### (ウ) 里親委託児童数の詳細

(単位：人)

区分	新規または措置変更により委託された児童数				措置を解除または変更された児童数(年度中)										年度末現在委託児童数	
					解除					変更						
	児童福祉施設から	家庭から	その他	計	家庭引き取り	養子縁組 普通 特別		満年	就職	その他	計	児童福祉施設入所	他の里親に委託	その他		計
23年度	12	5		17	1		8				9	1			1	36
24年度	17	17		34	1		6			1	8	2		1	3	59
25年度	13	10	3	26	2		11	1		1	15			1	1	62
26年度	14	9	8	31	8	1	8	1	2	2	22		1	2	3	68
27年度	12	4	10	26	1		13		1		15	2	1		3	76

## (I) 里親等委託率の推移

(単位：人)

区 分	① 里親等委託児童数		② 乳 児 院 入所児童数	③ 児童養護施設 入所児童数	④ 小 計 (① + ② + ③)	⑤ 里親等委託率 (① / ④)
		ファミリーホーム (再 掲)				
23年度	40	1カ所 ( 4 人 )	64	592	696	5.75%
24年度	63	1カ所 ( 4 人 )	79	565	707	8.91%
25年度	77	3カ所 (15 人)	75	589	741	10.39%
26年度	90	5カ所 (22 人)	56	586	732	12.30%
27年度	95	5カ所 (19 人)	58	591	744	12.77%

### 【里親制度とは】

里親制度は、児童福祉法に基づいた制度で社会的養護の一環として、里親として認定された者に子どもの養育を依頼する制度であり、次の種類がある。

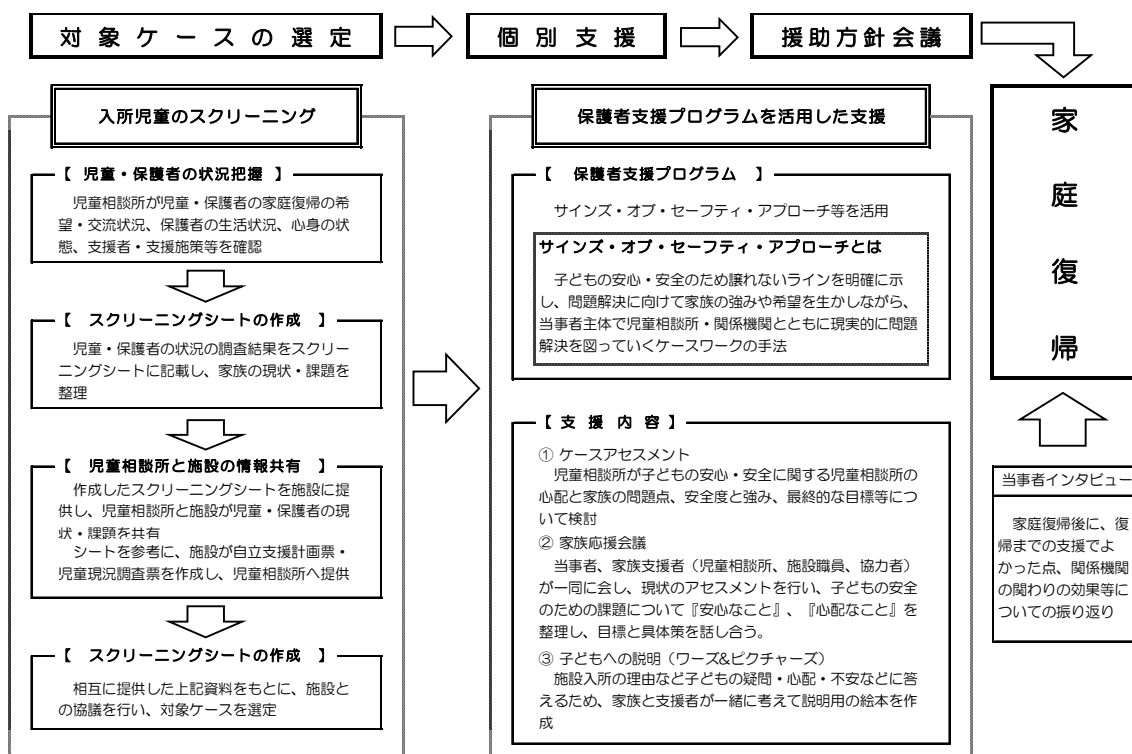
養 育 里 親	養 子 縁 組 希 望 里 親
<p>様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、家庭に戻れるようになるまでの間、または、自立するか18歳（場合によっては20歳）になるまでの間、養育する里親</p>	<p>様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、養子縁組によって養親となることを前提に養育する里親</p>
専 門 里 親	親 族 里 親
<p>虐待等により心に傷を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども、障害がある子どもを専門的な知識と技能を用いて、原則2年以内の期限で養育する里親</p>	<p>両親、その他養育する者が死亡、行方不明等の状態となった子どもを、扶養義務者のある親族が里親となって養育する里親</p>

## ウ 家庭復帰支援事業

虐待を受けた児童等で、親子の分離が行われ児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者および児童への支援を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進する。

平成 25 年度から中央児童相談所で行った家庭復帰支援モデル事業を踏まえ、平成 27 年度から、中央および西部児童相談所に専任の主査及び家庭復帰支援員を配置し本格実施した。

### (ア) 家庭復帰支援の流れ



### (イ) 家庭復帰支援事業の実績

平成 27 年度から本格実施し、被虐待等により施設入所となった対象児童 82 名を選定して支援を行った。

なお、家庭復帰支援モデル事業の実績は以下のとおりである。

(単位：件)

区分	家庭復帰	親子関係改善	変化なし	スクリーニングの結果、対象とせず	計
27年度	38	22	5	17	82

(単位：件)

区分	虐待			養護	性格行動	計
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待			
27年度	16	21	7	36	2	82

## (8) 虐待に関する事業及び体制

### ア 虐待に関する事業

#### (ア) 市民啓発

区 分	主 な 内 容
児童虐待防止月間(5月及び11月)	広報なごやへの掲載、オレンジリボンキャンペーン実施
各種リーフレット等の発行	学校職員用リーフレット(改訂版)
	医療関係者用リーフレット(改訂版)
	児童委員・主任児童委員用リーフレット(改訂版)
	保育園・幼稚園職員用リーフレット(改訂版)
	なごやっ子SOS市民用リーフレット
	医療機関用子どもの虐待防止マニュアル 『事例から学ぶ虐待防止ネットワーク』
研修の開催	主任児童委員対象の研修を開催

#### (イ) 電話相談事業

家庭等の悩み、問題等のなかで、主に子どもへの虐待に係るものに対し、電話の持つ即時性、匿名性、簡便性の機能を活用して、早期に適切な援助を行うことを目的として平成9年5月から開始し、平成13年4月20日から「休日・夜間子ども虐待電話相談」を開始した。平成25年6月1日から、「なごやっ子SOS」を24時間体制の電話相談窓口として開始した。

子どもの虐待等に関する電話相談	なごやっ子SOS	年中無休の 24時間体制	761-4152
-----------------	----------	-----------------	----------

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相談件数	1,928 ( 230 ) 【 74 】	1,682 ( 287 ) 【 96 】	2,495 ( 252 ) 【 109 】	3,332 ( 284 ) 【 144 】	3,329 ( 218 ) 【 94 】
うち平日昼間	1,157 ( 130 ) 【 50 】	877 ( 110 ) 【 52 】	787 ( 74 ) 【 43 】	942 ( 68 ) 【 40 】	935 ( 62 ) 【 36 】
うち休日夜間 (休日夜間虐待相談)	771 ( 100 ) 【 24 】	805 ( 177 ) 【 44 】	146 ( 22 ) 【 3 】		
うち休日夜間 (休日夜間子ども相談)			1,562 ( 156 ) 【 63 】	2,390 ( 216 ) 【 104 】	2,394 ( 156 ) 【 58 】

注1：休日夜間虐待相談事業は平成25年5月末で事業終了

注2：下段( )内の数字は、主訴が虐待に関する相談、【 】内の数字は、児童相談所へ通告した件数

#### (ウ) Eメールによる相談受付事業

児童相談所における児童虐待相談について、より相談しやすい体制を整えるため、従来実施している来所相談や電話相談に加えEメールでの相談受付を実施している。

(単位：件)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総 数	42	67	53	55	50
虐待再掲	41	62	44	51	49

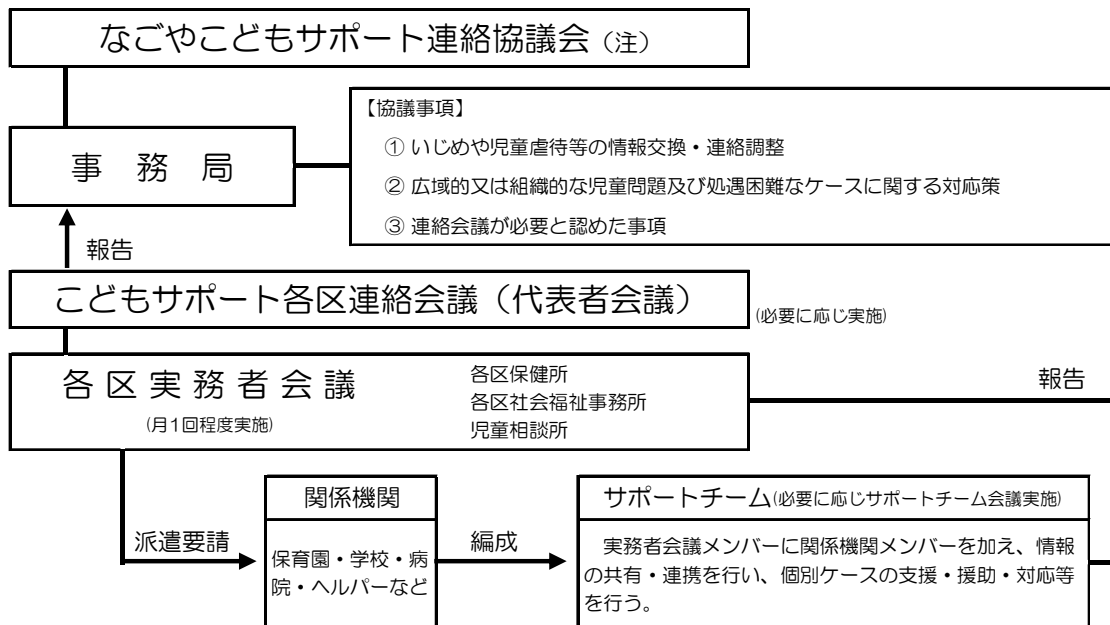
## (I) 児童虐待相談等法律問題援助事業

平成16年4月から法律的な問題について、児童虐待相談等法律問題援助事業をキャブナ弁護団に委託していたが、平成27年度からは、中央児童相談所に弁護士を配置し、平成28年度は、西部児童相談所にも弁護士を配置したため、児童虐待相談等法律問題援助事業は廃止した。

## (カ) なごやこどもサポート連絡会議（市および各区）

いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題について、情報交換、連絡調整及び個別ケースに関する対応策などの協議を目的として、なごやこどもサポート連絡協議会が設置されている（事務局：子ども青少年局子育て支援部児童虐待対策室）。

また、各区民福祉部民生子ども課が調整機関となって、なごやこどもサポート区連絡会議を設置し、①いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整、②個別ケースについての対応策及び事例研究、③その他児童問題に関することで区連絡会議が必要と認めた事項を協議している。区連絡会議は、代表者会議、実務者会議、サポートチーム会議の三層で実施されている。



(注) 名古屋法務局人権擁護部、名古屋人権擁護委員協議会、愛知県警本部、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、愛知県弁護士会、愛知県臨床心理士会、名古屋市保護区保護司会連絡協議会、名古屋市民生委員児童委員連盟、名古屋民間保育園連盟、名古屋市公立保育園長会、名古屋市私立幼稚園協会、名古屋市立幼稚園長会、名古屋市立小中学校長会、愛知県公立高等学校長会、名古屋市立高等学校長会、愛知県私学協会名古屋支部、CAPNA、チャイルドラインあいち、名古屋市児童養護連絡協議会、総務局男女平等参画推進室、区役所区民福祉部、保健所、教育委員会学校教育部・教育センター・子ども応援委員会制度担当部、子ども青少年局青少年家庭部・子育て支援部、児童福祉センター、中央児童相談所、西部児童相談所

## イ 児童相談所における体制

### (ア) 児童福祉専門員

児童虐待への対応では、客観的な医学的所見に基づく虐待の程度の把握が必要であり、日常的な業務の中で助言・指導を必要とする場合が多いため、平成 13 年度から、法医学を専門とする医師を児童福祉専門員として配置している。

### (イ) 児童虐待対応員の配置

児童虐待ケースに関する相談、家庭訪問への同行、施設及び里親との連絡調整等、諸般の補助的業務を行う。

平成 12 年度から実施しており、現在、中央児相に 4 名、西部児相に 2 名、計 6 名配置されている。

### (ウ) 緊急介入班の設置

児童虐待問題が深刻化し、中には児童の生命、身体に重大な危害が加えられる事例も増加しており、平成 24 年度から児童の安全確保を最優先して一時保護などの介入的援助を行う緊急介入班を設置した。

なお、緊急介入班が関与した一時保護の件数は以下のとおりである。

(単位：件)

区 分	25年度			26年度			27年度		
	虐待	虐待以外	計	虐待	虐待以外	計	虐待	虐待以外	計
中 央	114	34	148	178	23	201	130	29	159
西 部	81	13	94	53	18	71	109	11	120
計	195	47	242	231	41	272	239	40	279

### (I) 弁護士配置

平成 27 年度から、中央児童相談所の緊急介入班の主幹に弁護士を配置し、平成 28 年度は、西部児童相談所の緊急介入班の主幹にも弁護士を配置し、増加する児童虐待案件に伴う、虐待ケースの一時保護、児童福祉法 28 条に基づく施設入所に関する家庭裁判所への承認申立てや児童相談所が行う行政処分に対する不服申立てへの弁明書の作成などの法的処理や行政に対し拒否的な保護者等の困難ケースの対応等を行う。



## (9) 児童家庭支援事業

### ア ひきこもり・不登校児童支援事業

平成3年度に国から「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル実施要綱」が示され、本市においても平成4年度から「名古屋市ひきこもり・不登校児童対策事業」を開始した。この事業は「ふれあい心の友訪問援助事業（あそびっこ事業）」、「グループ指導事業（悠歩倶楽部）」及び「家族療法事業」の三部門により運営している。

#### (ア) あそびっこ

「ふれあい心の友訪問援助事業（あそびっこ事業）」は、家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや、友達付き合いが苦手な子ども等に、比較的年齢の近い、大学生や若手の社会人等のボランティアを派遣する制度である。また名称について発足当初は「メンタルフレンド事業」として運営してきたが、近年の受付相談ケースの推移とそれを反映した援助活動のニーズに応じた派遣状況に鑑み平成19年度から、「子どもを育てること」をより焦点化するという意図を含め「あそびっこ事業」と改称した。

活動の目的	子どもの良き話し相手・理解者として子どもとふれあい、子どもの社会性や自主性を伸ばし、福祉の向上を図る。
活動の内容	活動の内容について特に制限は無く、子どもに合わせて活動を展開することを基本としている。具体的には家庭訪問や外出でおしゃべりをしたり、ゲームをしたり、本を読んだり、公園で遊んだり、何かを使ったりと、さまざまな場面を想定している。
派遣先児童の対象年齢	小学生、中学生、中卒児童に対しても派遣している。
あそびっこボランティアスタッフの募集	年3回「広報なごや」に募集記事を載せており、応募者は研修を経て、選考後1年間登録される。希望者は2年目以降も毎年4月に登録することとなっている。
あそびっこの研修	年3回、2日間の研修会を実施しており、児童相談所の説明、ボランティアの心構え・人とふれあうこと・感じること、その心のありよう・自分を知ることなどの基本的な対人援助に関すること及び先輩ボランティアの事例発表などを行っている。

#### 《あそびっこ派遣の状況と今後の課題》

ひきこもり・不登校児童対策として始まった事業であるが、近年の受付相談件数における相談事由の割合の変化から、ひきこもり・不登校児童に限定せず、さまざまな主訴でかわる子どもに対して、育ちを支える援助活動の一環として派遣している。

派遣児童数については、教育委員会に依頼した結果、あそびっことして2年間派遣され活動した者に「名古屋市教員採用試験の一次試験の総合教養免除の特例」が適用されるものの、派遣が必要な児童に派遣ができない状況は変わらず、今後も児童への援助が必要な時に適宜派遣できるように、新たな人材獲得・育成の手段を検討していく必要がある。

#### 【新規派遣先児童数の推移】

(単位：人)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
養護	11	9	6	8	8	
障害	1					
非行	3	1	1	2	4	
育成	性格行動	10	10	8	4	4
	不登校	3	2	1	1	
合計	28	22	16	15	16	

## (イ) 悠歩倶楽部

活動の目的		ひきこもりや不登校状態になっている社会体験の少ない子どもを対象に、所内・所外または宿泊行事におけるグループワークをとおし、子どもの自己表現の力を高め、社会性及び協調性の向上を図る。
活動の内容 (月2回程度)	所内行事	室内運動場でのスポーツ活動、調理実習、野菜作り、クリスマス会運営など
	所外行事	デイキャンプ・屋外遊び・フルーツパーク散策・美術館見学・スケート体験など
	宿泊行事	自然と触れ合える公共施設を利用して、海遊び・野外調理・アスレチックなど年2回実施

### 《悠歩倶楽部の状況と今後の課題》

ひきこもり・不登校状態になっている子どもを対象に始まった本事業であるが、近年は下表にあるように、主な問題が不登校の子どものみでなく、性格行動や養護問題を抱えた家庭への支援といったように、様々な子どもに対して育ちを支える援助活動の一環となっている。特に中央児相では、平成27年度においては被虐待児童が約半数であり、虐待問題への援助の一つとして、子どもの居場所になることを目指している。自己表現し、受けとめられる経験を通して、子どもの自己評価が伸び、より広い社会へつながっていけるよう、丁寧に支えることを意識して指導している。

課題は、子どものニーズの多様さに応える内容・日程の設定である。体験重視でいろいろな経験を重ねることを目指したい子どもと、子どもどうしの会話を積み重ねることで主体性を伸ばしたい子どもというように主なニーズは様々である。これらをバランスよく盛り込んだ内容を工夫していくことが求められている。

【主訴・学齢別参加児童数】

(単位：人)

区分	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	中卒	計	
養護	児童虐待		1 (0)	5 (2)	3 (1)	5 (4)	5 (3)	7 (2)	3 (3)	2 (1)	31 (16)
	その他	1 (1)		1 (1)		1 (1)	2 (2)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	11 (11)
障害						1 (0)	1 (1)	1 (1)			3 (2)
非行						1 (1)	7 (6)	2 (2)			10 (9)
育成	性格行動			1 (0)		3 (0)		4 (1)			8 (1)
	不登校					1 (0)	1 (1)				2 (1)
計	1 (1)	1 (0)	7 (3)	3 (1)	10 (5)	10 (7)	23 (14)	7 (7)	3 (2)	65 (40)	

注：( )内は西部児童相談所の対象児童数(再掲)

## (ウ) 家族療法事業

くすのき学園で、専属の嘱託セラピスト2人を配置して、家族療法、家族面接を実施している(3 くすのき学園の(7) その他の事業を参照)。

## イ 家庭訪問支援事業

家庭訪問支援事業は、平成14年4月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭訪問支援事業の実施について」に基づき、「名古屋市家庭訪問支援事業」として平成14年10月1日から実施しており、軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭に対して、子ども家庭支援員が訪問し、適切な相談・助言等を行い、地域における子育てのセーフティ・ネットワークの推進を図ることを目的としている。

### 【家庭支援員派遣状況の推移】

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
派 遣 家 庭 (件)	6	6	10	6	4
訪 問 回 数 (回)	71	76	103	56	53
支 援 員 登 録 数 (人)	14	11	10	10	10

## ウ 愛知BBS会

愛知BBS会は、昭和22年に名古屋兄弟会として発足し、その後、愛知少年補導兄弟会を経て、現在の愛知BBS会と改称した。会の活動目的は、子どもの良き理解者・話し相手となり、子どもを健全に育成することである。現在、日本福祉大学及び同朋大学のボランティアサークルの学生会員により、活動が推進されている。

児童相談所は、児童福祉司による継続的な指導児童のうち愛知BBS会によるレクリエーション等を通しての友達活動が、子どもの健全な成長に効果的であると期待される場合に、会に児童指導の協力を依頼している。

児童福祉司は、指導協力依頼にあたり会員に指導助言を行い、緊密な連携を図っている。会員の友達活動の内容は、家庭訪問・電話・手紙等によるカウンセリング的な働きかけ、サマースクール（キャンプ）等のグループワークも実施し、子どもの自主性や社会性を伸ばすことにも努めている。

友達活動の状況は、毎月会員から子どもごとに報告され、児童福祉司の指導の貴重な資料となっている。

なお、会員の研修及び会と児童相談所との連携強化のために、ケース研究会及び研究大会の開催により見識を広めることにも努めている。

### 【愛知BBS会員数の推移】

(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
日 本 福 祉 大 学	27	31	16	32	28
同 朋 大 学	15	12	5	9	9
計	42	43	21	41	37

### 【会員の指導児童数の推移】

(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
養 護	7	6	5	6	10
非 行	3	2			
性 格 行 動	2	5	2	4	2
計	12	13	7	10	12

## 2 中央療育センター

### I 療育相談部門

中央療育センターで相談を受けるときのはじめの窓口が、療育相談部門である。主に電話にて相談受付をし、そのほとんどは診療の初診を受診し、会議を経て方針を決定している。方針の内容は、診療科での経過観察や治療の他、療育グループや療育相談部門での相談継続等、相談状況により決定している。

就学前児童に関しては従来、千種・中・昭和・瑞穂・守山・名東・天白の7区を担当していたが、東部地域療育センターが開設（平成26年6月）に併せ、幼児初診の待機時間の平準化を図るため担当区が見直しとなり、中・昭和・瑞穂・熱田・天白の5区を、学齢児新規相談に関しては全区を担当している。

その他、療育相談部門では、福祉サービス等に関わる情報提供や調整、関連機関との連携、愛護手帳判定業務、相談支援業務も行っている。

#### (1) 相談

##### ア 新規来所相談

平成27年度において中央療育センターにおける新規来所相談は783人であった。東部地域療育センターの開設により、幼児の相談件数は減少したものの、学齢児の相談件数は増加した。初診待ちは2ヶ月から4ヶ月を超えるときもあり、待機時間の対応ができていないのが現状である。

平成27年度新規来所相談のうち、心療科初診（\*1）674人、整形外科初診（\*2）33人、耳鼻科初診（\*3）45人、その他（\*4）31人であった。

\*1：＜心療科初診＞医師やセラピストが、発達検査や各種心理検査、行動観察を同時に行う。

\*2：＜整形外科初診＞整形外科医師や小児科医師が、主に運動発達の遅れが主訴である未歩行児を対象として診察を行っている。経過の中で必要時に発達検査等を指示している。

\*3：＜耳鼻科初診＞医師や言語聴覚士が、聴力や発音の心配のみで他の発達の遅れなどの心配が少ない児童を対象として、聴力検査や構音検査を実施している。その後必要に応じ、心療科受診となる場合もある。

\*4：＜その他＞出張判定等による愛護手帳新規取得判定の相談

これらの相談の主訴（症状）を年齢別に表したものが表1-1である。

小学校就学前の幼児期はことば遅れを心配した相談が多い。3歳以降は「性格行動」という多動やマイペース等行動面の心配も多くなっている。

学齢以降の相談では、愛護手帳を希望しての相談も多くなるために、来所理由の第一が精神発達の遅れとなるが、次いで多いのがここでもやはり行動面での心配である。どの年齢層も、従来の「遅れ」の心配だけではなく、行動面での「偏り」を心配しての相談が増えている傾向にある。

表1-1 主訴（症状）別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
運 動 発 達	14	11	2	1	1	3		2	34	4.4 %
言 語 発 達		6	83	62	20	25	2	37	235	30.0 %
精 神 発 達		7	4	2	2	1		194	210	26.8 %
全 体 発 達	1	6	1	2	1	1		3	15	1.9 %
聴 覚	1	5	7	3	3	2		5	26	3.3 %
視 覚									0	0.0 %
性 格 行 動	1	3	29	45	20	24	8	133	263	33.6 %
そ の 他									0	0.0 %
計	17	38	126	115	47	56	10	374	783	100 %

また、紹介経路を年齢別に表したのが表1-2である。0歳は医療機関からの紹介がほとんどであるが、1歳半健診以降の年齢では保健所からの紹介が多くなり、就園年齢になると保育園からの紹介も多くなる。学齢期になると学校から紹介を受けるケースが一番多くなっている。

表1-2 来所経路別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
社会福祉事務所		2				1		7	10	1.3 %
保 健 所	1	5	76	60	14	5	2	26	189	24.1 %
医 療 機 関	14	17	18	8	3	6		45	111	14.2 %
児 童 福 祉 施 設		3	8	7	4	3		20	45	5.8 %
保 育 所			4	15	4	11			34	4.3 %
幼 稚 園			1	4	8	7	2	3	25	3.2 %
学 校				1		2	1	107	111	14.2 %
近 隣 知 人			2			2		8	12	1.5 %
そ の 他		1	1	1				5	8	1.0 %
家 族 ・ 親 族	2	10	16	19	14	19	5	153	238	30.4 %
計	17	38	126	115	47	56	10	374	783	100.0 %

来所者を年齢別に障害種別・処遇方針別・住所区別に集計したものが、表1-3から表1-5である。担当区域以外の就学前児童の相談がわずかにあるが、これらは主に入院先の医療機関や自宅への愛護手帳に関わる出張判定によるものである。

表1-3 障害種別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳以上	計	構成割合
知的障害	3	6	11	13	4	4		102	143	18.3%
知的障害+肢体不自由									0	0.0%
自閉症+知的障害			13	8	3	4		50	78	10.0%
自閉症	1	5	46	41	17	14	4	104	232	29.6%
肢体不自由	2	1	1			1			5	0.6%
肢体不自由+知的障害		1						1	2	0.2%
重症心身障害		4	1		1			4	10	1.3%
言語発達障害等		3	35	29	11	17		56	151	19.3%
聴覚障害	1	4	5	2	2	3		5	22	2.8%
視覚障害									0	0.0%
その他	10	14	14	22	9	13	6	52	140	17.9%
計	17	38	126	115	47	56	10	374	783	100.0%

表1-4 処遇方針別・年齢別状況

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳以上	計	構成割合
助言指導			4	2	2			14	22	2.0%
経過観察	16	35	118	110	39	48	10	356	732	68.5%
ケースワーカー指導						1		2	3	0.3%
療育グループ指導	9	15	64	32	3	6	1		130	12.2%
PT外来訓練	11	6	1		2	1			21	2.0%
OT外来訓練	1	1			2				4	0.4%
AT外来訓練		3	3	1	1	2		1	11	1.0%
ST外来訓練					3	6		3	12	1.1%
通園施設		1	1	1		1			4	0.4%
いこいの家紹介		2	20	5					27	2.5%
その他の機関紹介	1				2			2	5	0.5%
その他		7	17	23	9	14		27	97	9.1%
計	38	70	228	174	63	79	11	405	1,068	100.0%

注：複数該当あり

表1-5 区別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
千 種		1	5	4				25	35	4.5 %
東	2		2	2		1		7	14	1.8 %
北		1	1	1				30	33	4.2 %
西		1						23	24	3.1 %
中 村					2	1		24	27	3.4 %
中	3	5	11	8	6	2		4	39	5.0 %
昭 和	3	6	20	20	10	15	3	24	101	12.9 %
瑞 穂	5	4	18	17	8	8	2	12	74	9.4 %
熱 田		3	13	13	6	8		8	51	6.5 %
中 川						1		48	49	6.2 %
港		1	1	1				32	35	4.5 %
南					1			20	21	2.7 %
守 山			2			1	1	22	26	3.3 %
緑		2	1					47	50	6.4 %
名 東		1	1	1	3	1		28	35	4.5 %
天 白	4	11	50	48	11	18	4	17	163	20.8 %
市 外		2	1					3	6	0.8 %
計	17	38	126	115	47	56	10	374	783	100.0 %

## イ 相談支援業務等

はじめての相談の受付や、初診以降の様々な相談を電話や来所にて行っており、初診を待つまでの間の不安を受け止めるために電話や来所にて対応したり、初診や再診の際に福祉サービスやその他の相談を受けることもある。平成25年7月から、小学校低学年までの方を対象に、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの情報提供や利用計画の作成等を行う相談支援業務を開始した。(表1-6、表1-7) また、保育園や学校などへの訪問だけでなく、関係機関の会議にも積極的に参加し、地域との連携を図っている。(表1-8)

表1-6 相談支援事業契約件数

(単位：件)

区 分	25年度	26年度	27年度
契 約 件 数	69	136	45
契 約 解 除	8	18	38

表1-7 相談支援事業件数

(単位：件)

区 分	件 数
基本相談のみ	22
本計画作成	196
モニタリング実施	226

表1-8 相談支援事業関連会議参加状況

(単位：回)

区 分	回 数
中区自立支援協議会	12
昭和区自立支援協議会	10
瑞穂区自立支援協議会	12
名東区自立支援協議会	4
天白区自立支援協議会	4

## ウ 訪問相談援助

必要に応じて、地域の中で日常的に児童の成長援助に関わっている関連機関や家庭等に出向き、相談援助活動を行っている。平成27年度の実績を表1-9に示した。

表1-9 訪問相談援助

(単位：件)

区 分	件 数
幼稚園・保育園	15
学 校	16
家 庭	5
そ の 他	17
計	53

※その他は病院、学童、事業所等

## エ 判定書の発行

福祉サービス等を利用したり、関連機関が助成を受けるために、判定の内容を示した判定書を保護者に発行することも行っている。愛知県私立幼稚園特別支援教育費助成、学童保育助成、年金診断等のために要請されることが多い。平成27年度の実績は表1-10のとおり。

表1-10 用途別判定書発行状況

(単位：件)

私立幼稚園	年金診断	学童保育助成	そ の 他	計
68	37	4	21	130



## (2) 療 育

### ア 療育グループ

本市における在宅障害児療育事業は、昭和 49 年 4 月からスタートした。

西部地域・南部地域・北部地域については、各地域療育センターへ引き継がれ、また、守山区近隣は「発達センターちよだ」、熱田・瑞穂区は「発達センターあつた」に引き継がれた。東部地域療育センターの開設並びに幼児初診の待機時間の平準化を図るため、担当区が見直しとなり、千種、守山、名東区は東部地域療育センターに引き継がれ、熱田区が担当区に加わった。

平成 21 年度までの児童福祉センターにおける集団療育では、個々のニーズに応じたきめ細かなグループ編成を目指してきた。中央療育センターとなった平成 22 年度以降では、より幅広いニーズに応える必要性と、きめ細かな個々への対応との双方のニーズに応えるべく、グループ編成の変更と個別対応の枠の拡大を行った。平成 24 年度から、ペアレント・トレーニングという親グループも始めた。各グループの内容については表 2-1 のとおり。

表 2-1 療育グループ一覧表

区 分	曜日	グル ープ 数	対象児	グループのねらい	備 考
早期グループ	月	1	発達遅滞・肢体不自由児（0-1 歳）	・ 0 歳で障害が発見された後の親の精神的安定、障害の認識、働きかけ等のアドバイスを行う。	さくらんぼ教室
相談グループ	水	1	主に初診を受けたばかりの未就園児（0-2 歳児）	・ 初診直後の親のフォロー、対応の助言、診断の受け止めについて親をサポートする。 ・ 子どもの観察、親との話し合いの上、今後の援助方法を決める。 ・ 就園児については園の様子も把握するために園訪問等を行うこともある。	いちごくらぶ （概ね 4 回）
	木	2	主に初診を受けたばかりの就園児（3-5 歳児）		くれよんくらぶ （隔週概ね 6 回）
就 園 前 グ ル ー プ	木	2	自閉症・広汎性発達障害児（1-2 歳児）	・ 障害の特性に合わせたペースで、親子で安心して過ごせる環境を提供し、子どもと一緒に楽しめることをみつける。 ・ 子どもの特性や発達についての理解を深めてもらい、対応についてともに考える。 ・ 親の交流や、情報の交換、気持ちを受け止める場とする。	ちゅうりっぷ教室
	月	1			ちゅうりっぷ教室
	金	2	発達遅滞・言語発達遅滞・肢体不自由児（1-2 歳児）		たんぼぼ教室
	火	1	発達遅滞・言語発達遅滞・肢体不自由児、重症心身障害児（概ね 1.9 歳以上の未歩行児）		たんぼぼ教室
	火	2	広汎性発達障害等の特徴を持ち知的な遅れのない 2 歳児		あさがお教室 （隔週）
並行グループ	月	1	発達の遅れや偏りのある児で、小集団での療育が必要と思われる就園児（3-5 歳児）	・ 小集団でのわかりやすい活動を通して、友達への意識や、自信を育てる。 ・ 親同士の交流や情報交換の場を提供。気持ちを受け止め、子どもを理解し、対応をともに考えていく。	ばんだ（年長児）
	火	2			こくま（年中児） こいぬ（年少児）
高 機 能 グ ル ー プ	金	1	高機能自閉症・広汎性発達障害児（5 歳児）	・ 安心して参加でき達成感が持てる活動を通して、対人関係やコミュニケーション能力を育てる。	カモメ （9 回）
親 グ ル ー プ （ペアレント・ トレーニング）	火	1	就学前の ADHD・広汎性発達障害児の保護者	・ 子どもの行動を理解して、よりよいコミュニケーションを使うことで、良好な関係作りを目指す。（ロールプレイや宿題もあり）	ふたば （8 回）

表2-2 療育グループの現況

区 分	グル ープ 数	在 籍 人 数							職 員				
		年 齢 別 内 訳						計	合計	内 訳			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			正職	嘱託	備 考	
早期	さくらんぼ	1	13	10					23	4	2	2	保健師(セラピスト)・PT・セラピスト
相談	いちごくらぶ	1	1	7	24				32	4	2	2	セラピスト(利用者が少ないときは正職1)
	くれよんくらぶ	1				8	6	2	16	4	2	2	セラピスト(隔週)
就園前	ちゅうりっぷ赤	3		1	11				12	4	2	2	セラピスト
	ちゅうりっぷ黄			3	10				13	4	1	3	セラピスト
	ちゅうりっぷ白			3	4				7	3	1	2	セラピスト
	たんぼぼ②	3		11	8				19	4	3	1	保健師・セラピスト・PT
	たんぼぼ③			2	16				18	4	2	2	保健師・セラピスト・PT
	たんぼぼ①			11	2				13	5	3	2	保健師・PT・セラピスト・(保育士)
	あさがお	2			20				20	4	2	2	セラピスト(隔週)
並行	こいぬ(年少)	1				8			8	6	4	2	保育士・指導員・セラピスト
	こぐま(年中)	1					8		8	6	4	2	
	ばんだ(年長)	1						3	3	5	3	2	
高機能	カモメ(年長)												
親対象	ふたば ペアトシ	1				1		3	4	2	2		セラピスト
合 計		15	14	48	95	17	14	8	196	59	33	26	

注：高機能年長児グループカモメは開催せず。

注：早期グループさくらんぼは、10月まで保健師、11月からセラピストが担当。

## イ 個別療育・心理面接

小集団の中では刺激過多となりやすい児や、親子関係を丁寧に支援する必要のある親子について、主治医の判断のもとセラピストが個別療育を行っている。

表2-3 個別療育・心理面接の状況

(単位：人)

区 分	幼 児	学 齢 児	計
個別療育	3	1	4
心理面接	1	4	5
計	4	5	9

注：延べ128回実施

### (3) 愛護手帳判定

本市における愛護手帳判定業務は、平成 21 年度まで児童相談所（旧児童福祉センター療育室療育係）が担ってきたが、組織再編に伴い、平成 22 年度からは中央療育センターの事業となった。平成 27 年度の判定状況は、表 3-1 のとおりである。実際に面接をして判定する「面接判定」以外に、名古屋市内の 4 地域療育センター、中央・西部児童相談所、全国の児童相談所等で行われた検査資料に基づいての判定も行っている。

また、通い慣れた場所・あるいは居住地に近いところでの判定を受けたいという要望に応え、西部・北部・南部地域療育センターへの出張判定（各センター概ね月 2 回）を行い、判定場所へ出向くことが困難な児に対しては施設・病院・家庭への出張判定も行っている。平成 27 年度の実績を表 3-2 に示した。

なお、平成 27 年度の市外転入に伴う愛護手帳の交付にかかる判定資料の依頼事務は 62 件、市外転出に伴う資料送付事務は 59 件であった。

表 3-1 愛護手帳判定状況

(単位：件)

区 分		1度	2度	3度	4度	非該当	計
面接判定	再判定	208	231	259	398	44	1,140
	新規	13	11	38	199	19	280
資料判定	資料	44	68	152	275	18	557
計		265	310	449	872	81	1,977

注：心療科初診で取得したものを含む。

表 3-2 出張判定状況

(単位：件)

区 分	西部地域療育センター	北部地域療育センター	南部地域療育センター	入所施設	病院	家庭	その他	計
出張件数	106	68	62	19	11	20	0	286

### (4) その他

#### ア 他機関との連携

保健所や通園施設等の関連施設に定期的に職員を派遣し、発達相談や療育援助活動、情報共有等を行っている。平成 27 年度の実績は表 4-1 のとおりである。

また、他機関からの依頼により、職員の講師派遣や実習生や研修生の受け入れを行っている。主な実績は表 4-2 のとおりである。

表4-1 職員の定期派遣状況

区分	派遣先	派遣職員	派遣頻度	内容
保健所	中・昭和・瑞穂・熱田・天白	セラピスト又は保健師1人	月1回	乳幼児発達相談（親子教室）
福祉型児童発達支援センター	発達センターあつた	セラピスト1人	週1回	療育グループ（わくわく教室） 瑞穂区、熱田区の児童がいるグループに順に参加
いこいの家	桜山いこいの家	セラピスト1人	月1回	個別相談
	あつたいこいの家		月1回	

表4-2 職員の随時派遣、実習生の受入状況

関係機関	区分	内容	実績
教育委員会	職員の派遣	特別支援教育専門家チームへの派遣	セラピスト 延べ4人
教育委員会	職員の派遣	特別支援学校、学級、通級指導教室教員研修会・発達グループ研修への講師派遣	セラピスト 延べ3人
名古屋市立大学	実習生の受入	医学部リハビリテーション学科・学外研修の実習生の受け入れ	17回
大学、専門学校	実習生の受入	理学療法、作業療法を学ぶ実習生の受入	6校 15人

## イ 講座の開催

診断を受けたばかりの保護者、就学を控えた保護者、中学以降の進路に悩む保護者など、各ライフステージに必要な情報提供を行うために、講座を開いている。

平成27年度に開催した講座は表4-3に示したとおり。就学に向けての講座や、中学以降の進路に向けての講座は、毎回非常に参加人数も多く、多くの保護者が情報を求めていることがわかる。

表4-3 開催講座一覧

区分	内容
就学に向けた講座 （年長児対象）	就学説明会
	先輩お母さんの話を聞く会（2回開催）
	サポートブック作成研修会
幼児向け子育て講座	広汎性発達障害の2連続講座（2クール開催）
	ことばの講座（2回開催）
学齢の発達障害関連講座	発達障害講座（1回）
	進路の学習会（注）

注：発達障害者支援センターりんくす名古屋との共催

## II 診療部門

心療科（小児科、精神科）の新規受診は794人、再来受診は4,373人（延人数）であった。再来受診は、長期継続フォローを必要とするケースや投薬などの要支援度の高いケースも多くなっている。

整形外科は新規83人、再来533人、耳鼻咽喉科は新規132人、再来269人、眼科は新規65人、再来98人、歯科は通園（みどり学園、わかさ学園、すぎのこ学園）、くすのき学園、一時保護所の入所児童、ならびに外来受診者などを対象に健診・ブラッシング指導を138人（延人数）、フッ素塗布を97人（延人数）に行った。

理学療法、作業療法はそれぞれ、新規36人、22人、訓練人数は5,025人、2,155人（延人数）であった。一人当たりの月平均訓練回数はそれぞれ、2.52回、1.57回で作業療法の訓練回数確保が厳しい状況であった。言語聴覚療法は言語訓練764人（延人数）、聴能訓練557人であった。

臨床検査（採血・採尿）54人、レントゲン84人、脳波検査1人、聴性脳幹反応（ABR）・聴性定常反応（ASSR）2人、発達・心理検査340人、言語・構音検査116人であった。

なお、近年センター内入所児童の診察や、入所健診、愛護手帳判定の診察が増加傾向にある。

表1 科別診療状況

（単位：件）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
心療科	6,268	6,227	6,583	5,469	5,167
整形外科	775	878	1,032	821	616
耳鼻咽喉科	332	443	390	344	401
歯科	150	177	194	136	138
眼科	119	184	154	110	163
計	7,644	7,909	8,353	6,880	6,485

### (1) 心療科

常勤医師が小児科3名、精神科2名、嘱託医師が小児科3名、精神科1名で診療を行っている。平成27年度の実績は表1-1、1-2のとおりである。

表1-1 心療科新来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕		1	9	11	4	3	2	4	9	7	12	20	64	146
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕	1	2	31	31	17	14	19	19	14	13	8	14	26	209
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕		1	23	16	2	5	7	8	2	1	8	3	30	106
A D H D			2	2	1	4	4	10	11	8		1	11	54
学 習 障 害							1	3	2	2	1	2	1	12
言語発達障害(遅滞)		3	33	23	6	5	2	1		2				75
反 応 性 愛 着 障 害					1			1						2
適 応 障 害											1		2	3
情 緒 障 害				7	1	1	4	5	7	5	1	4		35
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕			6	4	4	2	1	2	5	3	1	5	6	39
その他の行動・精神障害					1	3	1		1			1		7
脳性運動障害・脳性麻痺	2	2		1								1		6
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)	6	10					2							18
ダウン症候群・その他の先天異常	6	7	3					2	4			1	2	25
正 常		2	11	13	5	9	6	5	1	2				54
精 神 病 園														
くすのき・一時保護所 病児診察													1	1
親 ・ 保 護 者														
そ の 他														
難 聴							1				1			2
計	15	28	118	108	42	46	50	60	56	43	33	52	143	794

表1-2 心療科再来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕		1	15	16	14	19	35	16	18	11	8	10	92	255
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕	1	3	32	111	128	161	137	115	141	123	125	99	242	1,418
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕			40	85	91	110	75	41	48	43	25	13	165	736
A D H D			1	3	3	6	20	40	58	22	37	40	146	376
学 習 障 害							2	3	3	3	2	5	8	26
言語発達障害(遅滞)		1	35	47	42	54	24	11	3	3	1			221
反 応 性 愛 着 障 害				7	8	2	5	5	8			2	21	58
適 応 障 害										23	6	4	32	65
情 緒 障 害				1	3	9	9	18	35	20	9	22	59	185
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕				5	7	10	22	12	5	2	1	2	3	69
その他の行動・精神障害					1	1	1					2	30	35
脳性運動障害・脳性麻痺		2	5	12	7	7	13	3				1	3	53
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)	1	13	44	19	32	23	12	5	2				1	152
ダウン症候群・その他の先天異常	3	14	18	20	20	22	13	9	19	5	5	1	13	162
正 常			5	4	6	13	8	8	2	8			1	55
精 神 病 園													8	8
くすのき・一時保護所 病児診察	2		3	16	16	18	29	9	9	38	90	89	168	487
親 ・ 保 護 者													3	3
そ の 他					2					1				3
難 聴				2		2	1				1			6
計	7	34	198	348	380	457	406	295	351	302	310	290	995	4,373

## (2) 整形外科

運動発達の遅れや脳性麻痺児等の診療を行っている。非常勤医師3名が週3枠（月曜・木曜：半日ずつ）診療にあたっている。平成27年度の実績は表2-1、2-2のとおりである。

表2-1 整形外科新来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神発達遅滞														
ダウン症等染色体異常、先天異常	4	2				1								7
脳性麻痺	2	2		1	2	1			1					9
運動発達遅滞	6	10	2	1		2	1							22
神経・筋疾患														
二分脊椎・脊髄疾患														
骨・関節疾患	2													2
後天性要因による運動障害			2											2
その他	1	1	3	1		3	3	2	1	2	1	3	20	41
計	15	15	7	3	2	7	4	2	2	2	1	3	20	83

注：「その他」には、一時保護所・くすのぎ学園等センター内施設の子を含める

表2-2 整形外科再来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神発達遅滞			1	1	1	2			1	4	1			11
ダウン症等染色体異常、先天異常	3	15	29	8	13	15	3	5	3		1		1	96
脳性麻痺		6	13	14	22	18	10	8	9	8	5	5	25	143
運動発達遅滞	4	27	47	35	39	16	9	7	1	4	1			190
神経・筋疾患			3			2			1				4	10
二分脊椎・脊髄疾患						2	1		1	1				5
骨・関節疾患	2	3	1	1	1			3	1	1	1	1	4	19
後天性要因による運動障害			4	10		4				3	1			22
その他		2	1	5		1	2		2	2	2	4	16	37
計	9	53	99	74	76	60	25	23	19	23	12	10	50	533

注：「その他」には、一時保護所・くすのぎ学園等センター内施設の子を含める

表2-3 診断書等の交付状況

(単位：件)

身体障害者手帳診断書	補装具意見書 治療装具証明書	障害児福祉手当 認定診断書	特別児童扶養手当 認定診断書	年金診断書	診療情報提供書 日常生活用具意見 現況届 その他	計
18	109	3	10	3	41	184

### (3) 耳鼻咽喉科

非常勤医師が週1枠（半日）診療にあたっている。平成27年度の実績は表3-1、3-2のとおりである。

表3-1 耳鼻科新来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞				1										1
構音障害				1	8	14	10	6	1	2	1	1	1	45
吃音							1							1
MRことば遅れ														
自閉ことば遅れ														
CPことば遅れ														
感音難聴		5	7	5	1	1	2	1		1			1	24
感音難聴+MR・CP				1			1							2
伝音難聴		1				1								2
ダウン症難聴疑い						1								1
その他の遅れ難聴疑い			8	1	5	5	2	2			2			25
滲出性中耳炎														
その他の耳疾患				1				1		1	1		2	6
鼻疾患				1	2	1		1	1	1	1	3	7	18
その他							2			2		1	2	7
計		6	15	11	16	23	18	11	2	7	5	5	13	132

表3-2 耳鼻科再来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞						1	1	1					1	4
構音障害					3	10	11	3	3		1			31
吃音						1			2					3
MRことば遅れ														
自閉ことば遅れ														
CPことば遅れ														
感音難聴		10	14	17	18	12	11	10	4	1	2	6	18	123
感音難聴+MR・CP		1	3	4	2	4		2			2		4	22
伝音難聴	4	1		3			1			1				10
ダウン症難聴疑い					1									1
その他の遅れ難聴疑い		1	1	2	1	1	1	1	1	1	2			12
滲出性中耳炎							1							1
その他の耳疾患							1			1			1	3
鼻疾患							2		1	1	3	18	10	35
その他							1	4	3	3	2	2	9	24
計	4	13	18	26	25	29	30	21	14	8	12	26	43	269



表3-3 センター内一般診療状況

(単位：件)

一時保護所	くすのき学園	計
32	60	92

表3-4 診断書等の交付状況

(単位：件)

身体障害者 診断書	補装具費 支給意見書	特別児童扶養 手当認定診断書	年金診断書	軽・中等度 意見書	診療情報 診断書	その他診断書	計
12	13	7	1	15	14	3	65

#### (4) 歯 科

嘱託歯科医師（昭和区歯科医師会に所属）が、週1枠（半日）診療を行っている。歯科衛生士により、各学園で歯予防教室を開いている。平成27年度の実績は表4-1のとおりである。

表4-1 施設別診療状況

(単位：件)

区 分	一時保護所	みどり学園	わかさ学園	すぎのこ学園	くすのき学園	センター内	センター外	計
検 診	16	26	13		4	6	73	138
ブラッシング	16	26	13		4	6	72	137
フッ素	6	18	11		4	6	52	97
スクレーピング	15	25	13		4	6	72	135
機械的歯面清掃	16	24	12		4	5	72	133
単治サホライト								
充填及び研磨							1	1
歯 髓 処 理								
抜 歯								
(別掲) 学園検診		31	26	18				75

表4-2 ブラッシング・フッ素塗布年齢別状況

(単位：件)

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳 以上	計
ブラッシング		14	11	19	13	28	10	7	10	9	2	14	137
フッ素		13	10	14	7	12	7	7	7	6	1	13	97

## (5) 眼 科

非常勤医師が週1枠（半日）診療にあっている。平成27年度の実績は表5-1、5-2のとおりである。

表5-1 眼科新来

（単位：人）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常						2	2	1					1	6
眼位異常			1	2		1		1					1	6
外眼部・前眼部疾患														
白内障														
緑内障														
心因性視覚障害														
網脈絡膜疾患	脈絡膜欠損													
	網膜色素変性症													
	未熟児網膜症													
視束、視路疾患	視神経低形成													
	傾斜乳頭													
視神経萎縮														
検診（正常視力）				1	1									2
一時保護所・くすのき学園			1		2		5	2	1	5	2	7	22	47
その他		1				1	1				1			4
計		1	2	3	3	4	8	4	1	5	3	7	24	65

注：「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

表5-2 眼科再来

（単位：件）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常				1		1	4	2	3	2	1		6	20
眼位異常					1	3	1		1		3			9
外眼部・前眼部疾患						1								1
白内障					1		1	1		1			1	5
緑内障														
心因性視覚障害														
網脈絡膜疾患	脈絡膜欠損													
	網膜色素変性症													
	未熟児網膜症													
視束、視路疾患	視神経低形成													
	傾斜乳頭													
視神経萎縮														
検診（正常視力）							1							1
一時保護所・くすのき学園					1	2	2		5	4	9	5	16	44
その他				5		1	2	3	2	2	1	1	1	18
計				6	3	8	11	6	11	9	14	6	24	98

注：「外眼部・前眼部疾患」は、アレルギーである。

(6) 訓練  
ア 理学療法

医師の指導監督の下、理学療法士5名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。平成27年度の実績は次表のとおりである。

表6-1 診断区別状況

(単位：人)

区 分	就 学 前							小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年	高学年				
脳 性 麻 痺		1	1	2	7	3	5	11	8	7	2	2	49
合併症を伴う脳性麻痺					4	5		7	6	4	12	10	48
疾病による運動障害		1		1	1	4	3	7	6	1	4	3	31
後天性運動障害			1	2				5		1	2	2	13
中枢性協調障害			1	1			2	1					5
運動発達遅滞	2	5	14	8	9	3	3	2	1				47
ダウン症候群	1	5	6	4	4								20
その他の染色体異常			2	4	1	4	2	5		1		2	21
二分脊椎および類似疾患						1	2	1					4
神経・筋疾患	1		1		1	1		2		2			8
骨・関節疾患		2	1					1	1	2			7
発達性協調運動障害						2	3						5
そ の 他					1			2					3
計	4	14	27	22	28	23	20	44	22	18	20	19	261

注1：年齢は平成28年4月1日時点のものである。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害などである。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常などである。

表6-2 区別状況

(単位：人)

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	29	4	3	5		17	37	40	8	3		3	21	6	22	54	9	261

表6-3 療育環境等状況

(単位：人)

区 分		人 数	区 分		人 数
特別支援学校	小 学 部	29	中 央 療 育 セ ン タ ー 内	わかくさ学園	26
	中 学 部	13		みどり学園	10
	高 等 部	19		グ ル ー プ	32
地域の小学校	特別支援学級	16	他 通 園 施 設	通 園	7
	普 通 級	21		グ ル ー プ	6
地域の中学校	特別支援学級	1	生 活 介 護 事 業 所		14
	普 通 級	4	入 所 施 設		6
高 等 学 校			在 宅		18
幼 稚 園 ・ 保 育 園		38	そ の 他		
児童・放課後等デイサービス		1	計		261

表6-4 訓練開始児童の診断区分別状況

(単位：人)

区 分	0歳 6か月未満	0歳 6か月以上	1歳 6か月未満	1歳 6か月以上	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	計
脳 性 麻 痺		1		1			1			1		4
合併症を伴う脳性麻痺						1						1
疾病による運動障害		1					1	2				4
後天性運動障害				1								1
中枢性協調障害								1				1
運動発達遅滞		5	3	3	1		1					13
ダウン症候群		4										4
その他の染色体異常												
二分脊椎および類似疾患												
神経・筋疾患		1		1								2
骨・関節疾患	1											1
発達性協調運動障害							2	3				5
そ の 他												
計	1	12	3	6	1	1	5	6		1		36

注1：年齢は平成28年4月1日時点のものである。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害などである。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常などである。

表6-5 訓練開始児童の紹介経路状況

(単位：人)

区 分	人 数	区 分	人 数	
名古屋大学病院	5	中央療育センター	わかくさ学園	3
名古屋市立大学病院	6		そ の 他	8
名古屋市医療センター		保 健 所		
名古屋第二赤十字病院	7	乳 児 院		
聖 霊 病 院		そ の 他		2
その他の医療機関	5	計		36

表6-6 訓練終了の状況

(単位：人)

区 分	人 数
目 標 達 成	24
他 機 関 へ	11
死 亡	1
市 外 転 出	3
年 齢 超 過	5
そ の 他	30
計	74

表6-7 訓練月別状況

(単位：人、件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	160	169	176	176	176	160	164	173	164	159	163	157	1,997
延件数	406	379	475	481	414	423	455	393	388	383	429	399	5,025

一人当たりの月平均訓練回数は 2.52 回であった。

## イ 作業療法

医師の指導監督の下、作業療法士2名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。平成27年度の実績は次表のとおりである。

表6-8 診断区分別状況

(単位：人)

区 分	就 学 前						小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年				
脳 性 麻 痺		1 (1)	1	2	7 (1)	4 (1)	4 (1)	11	9	5	2	46 (4)
合併症を伴う脳性麻痺 (注1)					1	2	1	5	4	3	4	21
疾病による運動障害						3 (1)	2	5	5	3		19 (1)
後天性運動障害				2 (1)			1	4	1	1	2	11 (1)
知的障害に伴う運動発達遅滞				1	6	7 (1)	8	10	3		2	37 (1)
ダウン症候群				1 (1)		1	2	3				7 (1)
その他の症候群および染色体異常					1	6	5	13	3	1		29
神経・筋疾患								1		1		2
骨・関節疾患										1		1
自閉症						2 (1)	1	5	2			10 (1)
広汎性発達障害					3 (3)	6 (2)	9 (2)	13 (1)	7 (1)			38 (9)
発達性協調運動障害					1 (1)	1	9 (1)	7 (1)	3	1		22 (3)
その他						2	1 (1)	2				5 (1)
計		1 (1)	1	6 (2)	19 (5)	34 (6)	43 (5)	79 (2)	37 (1)	16	10	2 248 (22)

注1：年齢は平成28年4月1日時点のものである。

( )内の数字は総数のうちH27年度の新規開始児童数である

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における合併症は、知的障害、てんかん、視覚障害、聴覚障害などである。

表6-9 区別状況

(単位：人)

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	39	2		1		11	40	25	4	1		1	28	6	29	60	1	248

表6-10 療育環境等状況

(単位：人)

区 分		人 数	区 分		人 数
特別支援学校	小 学 部	33	中 央 療 育 セ ン タ ー 内	わかくさ学園	14
	中 学 部	9		みどり学園	11
	高 等 部	9		グ ル ー プ	5
地域の小学校	特別支援学級	40	他 通 園 施 設	通 園	10
	普 通 級	42		グ ル ー プ	1
地域の中学校	特別支援学級	3	生 活 介 護 事 業 所		1
	普 通 級	4	入 所 施 設		1
高 等 学 校			在 宅		3
幼 稚 園 ・ 保 育 園		60	そ の 他		2
児童・放課後等デイサービス			計		248

表6-11 訓練終了の状況

(単位：人)

区 分	人 数
目 標 達 成	24
他 機 関 へ	8
死 亡	
転 出	3
高 校 卒 業	4
そ の 他	68
計	107

表6-12 訓練月別状況

(単位：人、件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	123	94	126	138	139	124	135	132	117	80	81	86	1,375
延件数	204	127	214	231	215	193	211	207	161	119	133	140	2,155

一人当たりの月平均訓練回数は 1.57 回であった。

## ウ 言語聴覚療法

医師の指導監督の下、言語聴覚士 6 名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。

### (7) 言語訓練

平成 27 年度の実績は次表のとおりである。

外来で言語訓練を実施した子どもは 81 人で、診断別では自閉症・PDD 等が 4 人、構音障害が 63 人、精神発達遅滞が 3 人、言語発達遅滞等が 7 人、吃音が 4 人である。また、年齢別では就学前が 48 人（59%）、学齢児が 33 人（41%）となっている。

表6-13 訓練月別状況

(単位：人、件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	40	44	47	48	45	40	42	43	41	40	43	44	
延件数	65	68	69	82	60	56	58	60	60	57	61	68	764

表6-14 区別状況

(単位：人)

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	11	1	1			2	24	15	5				2	1	3	16		81

### (1) 聴能訓練

聴能訓練は聴覚障害児に対する言語訓練（コミュニケーション指導）である。平成 27 年度の実績は次表のとおりである。

表6-15 年齢・難聴程度別状況

(単位：人)

区分	2級	3級	4級	6級	非該当	計
0 歳 児		1			3	4
1 歳 児		3 (2)		2	7	12 (2)
2 歳 児		2			5 (1)	7 (1)
3 歳 児		2 (2)	2 (2)		7 (6)	11 (10)
4 歳 児		3 (2)		1 (1)	6	10 (3)
5 歳 児					6 (3)	6 (3)
6 歳 以上		1 (1)		1 (1)	5 (3)	7 (5)
計		12 (7)	2 (2)	4 (2)	39 (13)	57 (24)

注：（ ）内は重複障害児（再掲）



表6-16 訓練月別状況（集団訓練の回数は除く）

（単位：人、件）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	25	34	33	36	38	36	30	39	30	32	33	36	
延件数	38	39	43	50	45	45	49	55	44	44	52	53	557

表6-17 聴力検査種別状況

（単位：件）

CORテスト	ピープショウ テスト	標準聴力検査	語音聴力検査	BOA	SPLテスト	インピーダンス
80	117	24		1		

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、BOA：聴性行動反応聴力検査、  
SPL：音圧レベル

表6-18 区別外来聴能訓練児状況

（単位：人）

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	5		3		8	1	2		1	3	5	1	4	9	3	5	5	55

## (7) 検 査

平成 27 年度に行った各種検査は次表のとおりである。

表 7-1 検査状況

(単位：件)

臨床検査 (採血・採尿)	レントゲン	脳波検査
54	84	1

表 7-2 発達・心理検査状況

(単位：件)

津守	K式	ビネーV	WISC	WAIS	K-ABC	S-M	その他	計
	51	170	115				4	340

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

津守：津守式乳幼児精神発達検査

WAIS：ウェクスラー成人知能検査第3版

K式：新版K式発達検査2001

K-ABC：Kaufman Assessment Battery for Children

ビネーV：田中ビネー知能検査V

S-M：S-M社会生活能力検査

WISC：ウェクスラー児童用知能検査第4版

表 7-3 聴力検査種類別・年齢別状況

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計	
自覚的聴力検査	乳児用聴力検査 (BOA含む)	2	1	1	2	1	1					8	
	COR	8	20	13	16	8		1	1			67	
	ピープショウ		3	19	12	26	35	10	5	1	1	9	121
	標準聴力検査				1		2	4	9	6	4	29	55
	語音聴力検査												
	その他 (SPL等)												
聴他覚的検査	ABR・ASSR	1	1									2	
	インピーダンス												
計	11	25	33	31	35	38	14	15	8	5	38	253	

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件聴素反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、SPL：音圧レベル、

ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表7-4 言語・構音検査種別・年齢別状況

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計
吃音検査						3	2	1			1	7
吃音検査及び構音・言語検査												
構音検査				5	26	16	7	2		1	3	60
言語検査及び構音検査			1			2			1			4
言語検査		7	15	10	10	2					1	45
計		7	16	15	36	23	9	3	1	1	5	116

表7-5 言語・構音検査診断別・処遇方針別状況

(単位：件)

区 分	訓 練	幼児言語教室 入 園	再来指示	ガイダンスのみ	計
正 常 域				8	8
構音障害	23		5	6	34
言語発達遅滞	1		11	11	23
精神発達遅滞	6		6	9	21
聴覚障害	1				1
吃 音	2		1	3	6
境 界 域				1	1
脳性麻痺				3	3
PDD・自閉症	2	3	3	9	17
A D H D					
運動発達遅滞					
情緒障害				2	2
計	35	3	26	52	116

注：重複の障害を有するものは、主なものを診断の種別とした

### Ⅲ 通園部門

#### (1) みどり学園

みどり学園は、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターである。満2歳から就学までの心身の発達に遅れがある子どもが、親子通園を経て単独で通っており、子どもの身辺自立及び基本的生活習慣の確立を目的とした早期療育と、その家族の福祉向上を目指している。

#### ア 園児の概況

##### (ア) 新規・継続等の状況

17名の新入園児と13名の継続園児の30名で始まった。年度途中で1名が退園したが、新たに2名の入園児を受け入れたため、実在籍児童数は32名であった。

新規・継続別の年齢および男女の構成は表1-1のとおりである。

区別の状況は表1-2のとおりである。

表1-1 新規・継続別状況

(単位：人)

区 分	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
新 規	3	0	7	7	1	0	1	0	12	7
継 続	0	0	2	0	5	0	5	1	12	1
計	3	0	9	7	6	0	6	1	24	8

表1-2 区別状況

(単位：人)

千種区	中区	昭和区	名東区	天白区	その他	計
0	4	9	2	15	2	32

##### (イ) 障害種別、障害程度の状況

障害種別についてはクラス毎に表1-3に示した。4クラスの構成で、生活年齢、子どもの状態などを考慮して編成している。自力で座位保持が可能でなくても入園対象としているので、運動面の状態はかなりの幅がある。

愛護手帳、身体障害者手帳の取得状況は表1-4のとおりである。愛護手帳は非該当の子どもが5名いるなど、知的な遅れは軽度の子が多かった。ただし、知的な力はあっても自閉症の症状による困難はやはりあり、周りの理解を得るのにかえって苦勞する場合がある。

表1-3 障害種別・年齢別・クラス別状況

(単位：人)

区 分		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	クラス合計
あか組	MR			1	0	1	7
	自閉症			0	1	1	
	自閉症+MR			3	2	5	
もも組	M R		3			3	9
	自閉症	1				1	
	自閉症+MR		5			5	
きい組	M R		2	1	1	4	8
	自閉症		1			1	
	MR+肢体不自由			1	2	3	
あお組	M R	1	4			5	8
	MR+肢体不自由		2		1	3	

注：肢体の身体障害者手帳を持つ子どもを「肢体不自由」として計上した。

表1-4 障害程度別状況

(単位：人)

区 分	障害1級	障害2級	障害3級	障害6級	非該当	計
愛護1度（最重度）	3				1	4
愛護2度（重 度）		1	1		1	3
愛護3度（中 度）					14	14
愛護4度（軽 度）					6	6
非 該 当					5	5
計	3	1	1		27	32

## (ウ) 卒・退園児の在園期間・進路状況

在園期間は表1-5、進路先は表1-6のとおりである。

表1-5 在園期間状況

在 園 期 間	人 数
1 年 未 満	1
1 ～ 2 年 未 満	10
2 ～ 3 年 未 満	5
3 ～ 4 年 未 満	2
4 ～ 5 年 未 満	1
計	19

表1-6 進路状況

(単位：人)

区 分	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
就学（特別支援学校）				6	6
就学（特別支援学級）				1	1
保 育 園		10	1		11
幼 稚 園		1			1
計		11	1	7	19

重複障害や知的に重い児童が就学まで在園するのに対し、中軽度の子どもたちは1～2年の通園を経て、保育園・幼稚園に行くケースが多く、最近是在園期間が短い傾向が続いている。

## イ 療育の状況

通園形態は、新入園児については概ね7週間の親子通園期間を経て単独通園となる。2歳児は週3日、3歳児以降は週5日の登園である。

### (ア) 療育目標と内容

以下の項目を年間の療育目標とした。内容、日課について表1-7のように定めて実施した。

- 1 丈夫な身体をつくり、豊かな情緒を育てる。
- 2 基本的な生活習慣を身につける。
- 3 集団生活を通じて、人とかかわる楽しさを感じ、社会性を養う。

表1-7 一日のカリキュラム

9:00	通園バス出発(登園)
10:00	通園バス到着
	クラス別保育 着脱 排泄
10:30	行進・体操 朝の会
11:00	全体保育 行進 体操
	主活動(全体またはクラス別)
	昼食準備 排泄(各クラス)
12:00	昼食(各クラス)
	歯みがき 排泄
13:00	自由あそび 午睡
14:00	クラス別保育
	着脱 排泄 おやつ 帰りの会
15:00	通園バス出発(降園)

## (イ) 行事・懇談

27年度に実施した行事・懇談等は、表1-8のとおりである。それ以外にも、クラス単位で年に3回程度、園バスを利用した遠足をしたり、クラスでクッキングをしたりするなど、親子で楽しい体験を共有し、交流を深めている。その他、毎月、誕生会（誕生月の子どもがいない場合はお楽しみ会）、避難訓練を行っている。

表1-8 行事等実施表

区分	学園行事	保育行事・懇談など
4月	入園式	
5月	春の遠足	クラス懇談
6月	保護者参観 園外プール(注1)	個人懇談
7月	園外プール 夏まつり	七夕
8月		
9月	園外プール	個人懇談
10月	運動会	OB交流会
11月	保護者参観(注2) 秋の遠足	
12月	クリスマス会	
1月		
2月		節分 クラス懇談
3月	卒園式 修了式	ひなまつり 個人懇談

注1：園外プールは障害者スポーツセンターを利用した。

注2 午前中クラス保育、午後は懇談会を行なった。

## ウ 保護者との連携・支援

保護者が障害を持つ我が子を受け止め、育てていく過程には様々な困難がある。保護者が子育てを楽しく思い、子どもの成長を喜べるよう次のような支援を行った。

## (ア) 学園の取り組み

日々の連絡帳による園と家庭の情報交換を軸に、毎月の園だよりで園生活の予定などを伝えた。

毎月の保護者会は、全体に向け連絡調整し、保護者の意見を聞く場とした。クラス単位では年3回のクラス参観・懇談を実施し、より身近なテーマで話し合いを持った。個々の療育目標については年3回の個人懇談の場で、前期・後期・1年を振り返って話し合いを

し、個別支援計画を作成した。また、夏期在宅療育期間前に、新入園児と必要なケースについて家庭訪問し、家庭での園児の状況を把握し、家庭での療育について話し合った（表1-8参照）。また、保護者向けの学習会を表1-9のように7回実施した。

表1-9 保護者学習会

区分	内容	担当
5月	音楽あそびについて	音楽療法士
6月	愛着について	診療相談係職員
7月	「幼児期に大切にしたいこと」(進路の参考に)	公立保育園園長
9月	OBの話(就園・就学を考える)	みどり学園OB2名
10月	テーマ別話し合い	みどり学園職員+セラピスト
11月	天白養護学校見学	天白養護学校教頭
1月	サポートブックについて	みどり学園職員+診療相談係職員

注：音楽療法士2名が各クラス月2回程度、音楽あそびを担当している。

進路については、保護者に日ごろの子どもの様子を伝えつつ、就学説明会（診療相談係主催）や、保護者学習会などを通して考える場を提供し、発達検査や小児科受診を勧めた。また、保護者の希望や子どもの身辺自立状況、集団への参加姿勢を考慮し、希望する園や学校の見学、面接の様子を聞いて相談した。

#### (i) センター内外との連携

診療相談係の保健師には各クラスへの毎月1回程度の参加やケース会議を通して、子どもの健康を中心に相談した。保育中のケガや発作への対応や、大きな行事やプールにも同行してもらい、安全把握に努めた。

同系の理学療法士や作業療法士には、イスの調整や運動面・身辺面の状況などを必要に応じて相談した。すぎのこ学園の言語聴覚士には、年3回各クラスに入ってもらうことで、子どものコミュニケーションの現状と課題を確認したり、摂食の仕方を相談したりした。

診療相談係のセラピストとは、新入園児のケース会議などで情報交換するとともに、検査の取り組み状況や園での様子を伝え合うことで、子どもや保護者のより深い把握を心がけた。また、虐待の疑いのあるケースについては、児童相談所やデイサービスと連携してサポートした。

子育てで不安が高い、あるいは子どもに否定的な気持ちを抱いている、下の子が生まれるなど保護者への支援が必要と思われるケースについては、保健所と情報交換して、それぞれの役割を確認した。進路についても保健所や区社会福祉事務所に連絡するなど情報交換をした。



## エ 卒・退園児およびその保護者への支援

卒・退園する子どもの在園中の様子をまとめ、進路先へ引き継いだ。また、前年度の担任が、年度当初に進路先の学校や園などを訪問し、子どもの状況を見て意見交換を行った。実施状況は表1-10のとおり実施した（遠方に転居したケースや転居で中途退園したケース、家庭状況から通園施設に通えていないケースは実施していない。）

また、就園1年目の保護者を対象に年8回のアフターケアグループ（マザーグース）を開いた。保健師にも年3回参加してもらい、就園後の悩みを聞いてアドバイスしたり、保護者同士が情報交換したりすることで、退園後の不安の軽減を図った。3月には、次年度に保育園入園予定の子どもの保護者と交流を持っている。

卒退園児交流会では、卒・退園後3年間のOBと在園の年長児が集まり、就園・就学した子どもの情報交換をした。

表1-10 アフターケア訪問実施状況

訪 問 先	人 数
特 別 支 援 学 校	1
特 別 支 援 学 級	2
保 育 園	11
幼 稚 園	4
他 の 通 園 施 設	
計	18

## (2) わかくさ学園

わかくさ学園は、児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターである。

脳性麻痺などで、運動機能に障害のある学齢未満の子どもと保護者がともに通園し、専門職員と保護者が協力しあって、子どもの将来の一人立ちを目指した療育を行うよう努めている。

在園児の傾向としては、重症心身障害児、重度肢体不自由児が大半を占めるようになり、療育に困難さが増してきている。

保育の幅を広げるため音楽療法やスヌーズレン（多感覚刺激）、プール遊び等を取り入れ、保育園との交流保育、年長児の単独通園も実施している。

### ア 園児の概況

#### (ア) 新規、障害の程度等

27年度、在籍児童数は27人であるが、新規・継続、診断名、住居区別状況及び障害の程度は表2-1から表2-4のとおりである。

表2-1 新規・継続別状況

(単位：人)

区 分	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新 規	4	1	1	1	2	1			7	3	10
継 続			5	2	4	3	3		12	5	17
計	4	1	6	3	6	4	3	0	19	8	27
合 計	5		9		10		3		27		

表2-2 診断別状況

(単位：人)

区 分	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
脳 性 麻 痺			5		3	1	2		10	1	11
骨 形 成 不 全						1			0	1	1
神 経 ・ 筋 疾 患	1						1		2	0	2
精 神 発 達 遅 滞	1	1		1					1	2	3
そ の 他	2		1	2	3	2			6	4	10
計	4	1	6	3	6	4	3	0	19	8	27
合 計	5		9		10		3		27		

注：「その他」には、染色体異常などの先天性異常・後天性の運動障害を含む。

表2-3 区別状況

(単位：人)

千種	北	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	守山	名東	天白	計
6	1	2	2	1	4	2	3	1	5	27

注：当学園は、本市内で唯一の肢体不自由児通園施設のため、通園区域は市内全体が対象となっている。

表2-4 障害程度別状況

(単位：人)

区 分	障害1級	障害2級	障害3級	なし	計
愛護1度(最重度)	17	3			20
愛護2度(重 度)	5				5
愛護3度(中 度)				1	1
愛護4度(軽 度)					0
な し	1				1
計	23	3	0	1	27

## (1) 卒・退園児の進路状況

年度別卒・退園児の進路状況は表2-5のとおりである。

表2-5 卒・退園児の進路状況

(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
名古屋特別支援学校(通 学)	2		2		1
〃 〃 (訪問教育)					
〃 〃 (寄 宿 舎)					
港特別支援学校(通 学)	1	5	3	3	1
〃 (訪問教育)	1				
その他特別支援学校		1	1	4	1
地域の小学校(通 学)	2		5	3	
保育園入園		2	1	1	
幼稚園入園	1		1		1
知的障害児通園施設入園	1		3	2	1
地域療育センター			1		2
市外転出	1	1		1	1
その他					
計	9	9	17	14	8

注：「その他」は、青い鳥学園入園・病院入院・家庭復帰など

## イ 療育の状況

専門職員（医師、理学療法士、作業療法士、看護師、保育士）がチームを組み、個々の子どもを観察し、それぞれの症状にあった療育を行うとともに、母親にも療育技術を習得してもらい、家庭での療育を援助している。

### (ア) 保 育

#### a ねらい

- (a) 泣いたり、笑ったり、気持ちをいっぱい表現しよう。
- (b) 五感を通して、いろいろな刺激を感じよう。
- (c) 親子で安心して過ごせる場所にしよう。

#### b 一日のカリキュラム

毎日のカリキュラムを表2-6のように定めて指導した。

表2-6 一日のカリキュラム

日課(7・8月を除く)	夏期日課(7・8月のみ)
9:00 通園バス発車	
9:45 バス着、排泄、検温、着替え、おたより帳提出、タオルかけ	
10:00 お母さんの体操	
10:05 ふれあいリラックス体操、リズム体操、排泄、水分補給	
10:40 朝の会	
11:00 課題保育	10:50 水遊び 11:25 退水、着脱、排泄
11:40 排泄、手洗い、給食準備、給食 歯みがき、排泄	
12:45 ふれ足体操・自由遊び	12:45 午睡
13:45 お帰りの会	
14:10 通園バス発車	

#### c ふれあいリラックス体操・リズム体操

身体を硬くしてがんばっている子、動かしたいけれど困っている子、緊張の高い子、緊張の低い子など、どの子にも丁寧に手の指、足の指一本一本に音楽に合わせて触れて行うので、大切な親子のふれあいの時間になっている。

d 音楽あそび

音楽療法士により、月(4回)音楽遊びを実施した。平成13年度から取り入れた音楽遊びも、親子が心地よく向かい合える場として、また、園児の自主性を引き出す場として有益な時間となっている。

e プールあそび

平成27年度については、引き続き名古屋市障害者スポーツセンターを利用し、保育の一環として「プールあそび」を実施した。取り組みは次のとおりである。

一方、主治医の許可が得られないなどして「プールあそび」に参加できない子どもに対しては、学園で通常保育を実施している。

表2-7 プールあそび

目的	水に慣れ親しみ、水の中で体を動かす楽しさを知る。 健康の維持増進を図る。水の中で集団遊びを通じて親子のスキンシップを深める。
日時	木曜日 9:45~12:30
場所	名古屋市障害者スポーツセンター
プログラム	9:45 健康チェック(食事・睡眠・機嫌・体温・脈拍などの状況) 10:15 プールサイド集合(あいさつ・体操) シャワー 10:30 入水 水慣れ(音楽に合わせて10分) (腰かけキック・歩き・ゆらし・ジャンプ・バブリング) 集団あそび及び個人遊泳(20分) 11:10 退水(体を温める・シャワー・着がえ) 11:25 休憩(昼食) 12:25 出発

f 年長児の単独通園

年長になり、就学をひかえ保護者から離れて集団生活を体験することにより、精神的な発達と自立心を養うことを目的に、年長児を対象に年12回(9:45~14:00)実施した(平成15年4月18日から開始)。

g 年間行事

表 2-8 行事実施表

区分	学園行事	保育行事	医療関係
4月	入園式		身体測定
5月	名養連主催遠足	個人懇談会	健康診断、歯科検診
6月	家族参観(ひまわり・ちゅーりっぷ)	母親教室	
7月	夏まつり	七夕まつり、夏期保育	身体測定
8月	家庭訪問 夏期在宅療育(8/3~8/14)	夏期保育	
9月	運動会		
10月	秋の遠足、家族参観(りす・うさぎ)	個人懇談会、母親教室	健康診断
11月		母親教室	身体測定
12月	クリスマス会 冬期在宅療育(12/26~1/6)		
1月	家族参観(全クラス)		
2月		母親教室、節分	
3月	お別れ遠足 卒園式 春期在宅療育(3/17~4/8)	ひなまつり 次年度入園予定児オリエンテーション	身体測定

(1) 医 療

a 理学療法

治療頻度は週1回とし、理学療法を実施した。月別実施延べ人数は、表2-9のとおりである。

表 2-9 月別理学療法実施延べ人数

(単位 : 人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
54	53	78	76	52	69	72	64	56	62	76	61	773

b 作業療法

一般的に脳性小児麻痺の場合、障害が上肢だけということは少なく、併せて体幹、下肢にも障害を持っている。

作業療法では、在園児のうち整形外科医が訓練を必要と診断した園児に対し、上肢機能訓練、感覚訓練などを週1回、またガイダンスが適当と診断した園児に対し、

家庭での姿勢のとり方、遊び方の指導等を月1回、各40分ずつの個別訓練を行い、園児全員に対して作業療法を行った。月別実施延人数は、表2-10のとおりである。

表2-10 月別作業療法実施延人数

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
18	15	31	33	26	31	32	39	22	20	27	24	318

## ウ その他

### (ア) 保護者教室

午後1時から1時45分の間は母子分離の時間であり、園としてより良い療育の一助となるようにテーマを設けて保護者教室を設定している。それぞれテーマごとに関係スタッフの協力を得た。具体的な実施内容は、表2-11のとおりである。

表2-11 保護者教室の実施内容

区分	内容	講師等
6月	愛知県立港・名古屋・小牧特別支援学校見学	
7月	子どもの健康	中央療育センター看護師
12月	特別支援学校の体験談	卒園児保護者
6月12月	保護者との懇談会	中央療育センター副所長

### (イ) 同窓会

平成13年度から、試行的に、家族支援の一環として、保護者 特に母親の休息を目的として、卒園後1～2年を対象に、3名以内で1日(9:30～14:30)保育を実施してきた。

平成19年度からは、希望者全員が参加できるよう、前年度の卒園児を対象にさまざまな思いを自由に語り合い、気持ちのリフレッシュを図ることを目的として、同窓会形式で実施している。

### (3) すぎのこ学園

すぎのこ学園は、児童福祉法に基づく主に難聴幼児を対象とした福祉型児童発達支援センターである。就学前の子どもと保護者がともに通園し、生活の場面や季節の行事などを楽しく体験することで社会参加の意欲を高め、コミュニケーションやことばの力を育てることを目指した療育に努めている。また、平成5年度からは2歳児の言語発達遅滞児の子どもを対象とした「幼児言語教室」も開設している。

表3-1 園児数

(単位：人)

区 分	男	女	計
難聴児クラス	16	15	31
幼児言語教室	7	0	7
計	23	15	38

注：中途入退園者を含む

#### ア 難 聴

新生児聴覚スクリーニングを導入している産科病院等は年々増えており、難聴の発見は低年齢化しつつある。そのため、保健所での1歳6か月健診、3歳児健診で発見・紹介されるケースは少なくなってきた。

難聴児の言語獲得のためには、1日も早い発見と指導・教育が不可欠とされている。今後本市においても産科病院等との連携を検討していく必要がある。また、見落としがないように保健所の健診後の紹介など関係機関との連携を今後も続けていかなければならない。

#### (ア) 園児の概況

##### a 性別・年齢別・障害の程度別

27年度の在籍児（途中入園児を含む）は31人であり、その性別・年齢別及び障害の程度別の内訳は、表3-2及び表3-3のとおりである。難聴幼児通園施設は全国的に数が少ないため、市内全域からだけではなく、市外から通園してくるケースがあり、27年度は9人が市外から通園してきている。

表3-2 年齢別・性別等内訳

(単位：人)

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
性 別	男	0	2	6	4	2	2	16
	女	0	2	2	3	4	4	15
計		0	4	8	7	6	6	31
並行通園の状況 (再掲)	幼稚園				1	4	2	7
	保育所		1		4	2	4	11



表3-3 障害の程度別の内訳

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
身体障害者手帳2級				2			2
身体障害者手帳3級			4				4
身体障害者手帳4級			1		1	1	3
身体障害者手帳6級		1	1	2	3	3	10
非 該 当		3	2	3	2	2	12
計		4	8	7	6	6	31

## b 難聴の診断年齢・診断機関及び入園経路

難聴の発見時期は新生児聴覚スクリーニングの導入に伴い、低年齢化となってきており、1歳未満で診断されるケースが増えてきている。中でも、身体障害者手帳に該当する程度の難聴が低年齢で発見されるケースが増えている。その一方で、ことばが遅いことを主訴に受診して2歳前後で難聴が発見されるケースはまだ見られる。

表3-4 難聴の診断機関及び年齢

(単位：人)

区 分	0 ㄱ 6か月	7 ㄱ 12か月	1歳1か月 ㄱ 1歳6か月	1歳7か月 ㄱ 2歳	2歳1か月 ㄱ 2歳6か月	2歳7か月 ㄱ 3歳	3歳1か月 ㄱ 3歳6か月	3歳7か月 ㄱ 4歳	4歳1か月 ㄱ 4歳6か月	計
児童福祉 センター			1 ( 1 )			1				2 ( 1 )
あいち小児 保健医療総合 センター	10 ( 4 )	2 ( 2 )	1 ( 1 )							13 ( 7 )
病 院	8	1			3 ( 2 )	1			1 ( 1 )	14 ( 3 )
地域療育 センター							2 ( 1 )			2 ( 1 )
計	18 ( 4 )	3 ( 2 )	2 ( 2 )		3 ( 2 )	2	2 ( 1 )		1 ( 1 )	31 ( 12 )

注：( ) 内は身体障害者手帳非該当の児童を再掲

表3-5 入園の紹介ルート

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
あいち小児保健医療総合センター		4	4	1	3	5	17
保 健 所				1	1		2
病 院			2	3	1	1	7
地 域 療 育 セ ン タ ー				1			1
そ の 他			2	1	1		4
計		4	8	7	6	6	31

表3-6 入園時の年齢

(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0か月 ～ 6か月					
7か月 ～ 12か月					
1歳1か月 ～ 1歳6か月	8	6	7	5	5
1歳7か月 ～ 2歳	4	4	4	7	8
2歳1か月 ～ 2歳6か月	5	3	3	4	7
2歳7か月 ～ 3歳	1	1	2	2	1
3歳1か月 ～ 3歳6か月	1		2	3	4
3歳7か月 ～ 4歳	1	1			4
4歳1か月 ～ 4歳6か月			2	2	
4歳7か月 ～ 5歳			3	4	1
5歳1か月 ～ 5歳6か月				1	1
5歳7か月 ～ 6歳			1		
6歳1か月 ～					
計	20	15	24	28	31

## c 入園までの指導

難聴が発見され、入園が決定した子どもに対しては、入園前に次のことを行っている。

## (a) 見学

各年齢のクラスを、それぞれ最低1回見学してもらっている。これによって、学園の指導内容を具体的に理解してもらい、スムーズに療育に参加できるようにしている。

## (b) ガイダンス

難聴と診断された後、難聴、聴力、補聴器についてガイダンスし、聴力確定、補聴器装用を図っていく。ガイダンスは入園後も適宜行っている。

(イ) 療育指導の概況

a 指導目標

補聴器を適切に使用し、残存聴力を最大限に活用し言語の発達を促すことが目標となる。そのために、集団指導・個別指導とも、保護者も参加し、当園での療育活動を家庭での療育に活かしてもらうように心がけている。低年齢ほど、保護者への援助・指導の比重が大きくなっている。

b 通園回数

集団指導は、年齢別のクラスを原則としている。

個別指導は、週1回・1時間、言語聴覚士が行っている。

表3-7 年齢別通園回数

区分	集団指導	個別指導	通園回数
0歳	週1回		週1回
1歳	週2回	週1回	週2回
2歳	週3回	週1回	週3回
3歳	週3回	週1回	週3回
4歳	週1回	週1回	週2回
5歳	週1回	週1回	週2回

c 日課

基本的な日課は、表3-8のとおりである。(ただし、年中・年長児は、幼稚園・保育所にも在籍しているため、クラス運営は午後行っており、日課も異なる。)

毎日の日課を訓練室に掲示して、その日の指導内容を保護者に把握してもらうよう努めた。

指導内容については毎月クラスごとにその月の行事を考慮して設定したテーマ(目標)に沿ったものとし、体験の共有や積み重ねを大切に行った。さらにきめ細かい指導を行うため、個人ごとの目標も設定して、月初めに保護者へ説明の上、クラス目標とともに配付した。また、学期ごとに行う療育指導のまとめについても同様に配付して、保護者に子どもの発達や療育に対する理解を深めてもらった。

表3-8 基本日課表

9:30		10:30		11:15	11:45	13:00		14:00		
個別訓練	聴力検査	体操	朝のあいさつ	うた	お話を	課題	給食	自由あそび	個別訓練	聴力検査
(母子)			(母子)	(母子)		(母子分離)			(母子)	

d 年間行事

27年度の行事の実施状況は、表3-9のとおりである。

表3-9 年間行事実施表

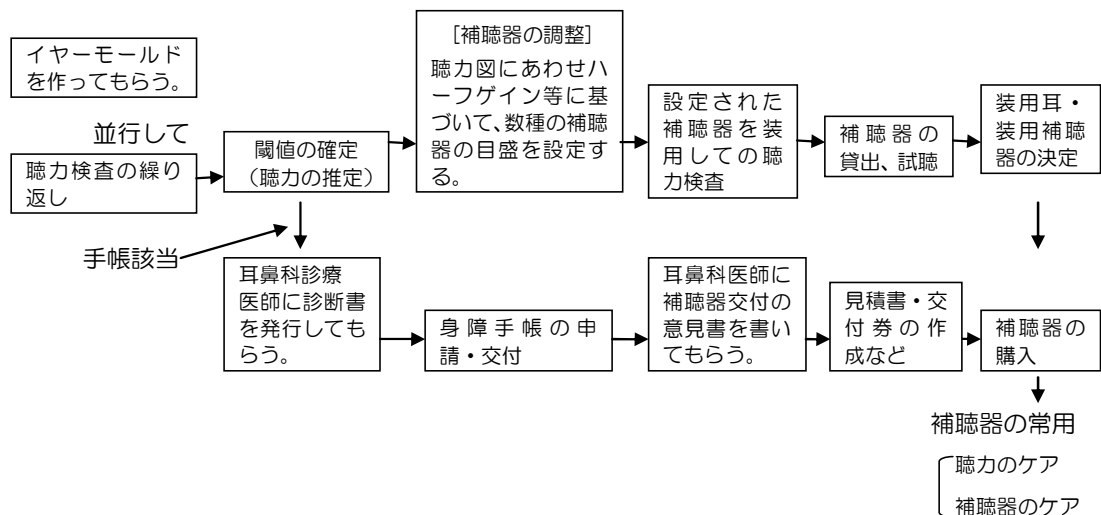
区分	行 事 名
4 月	始業式、こいのぼり製作
5 月	こどもの日行事、春の遠足（東山動物園）、小児科検診
6 月	家族参観、歯科検診、千種ろう学校見学会、ブラッシング指導
7 月	七夕飾り製作、七夕会、プール遊び
8 月	プール遊び、金魚すくい
9 月	運動会の旗の製作、運動会
10 月	秋の遠足（いもほり）、クッキング（さつまいもを使って）
11 月	家族参観（おみせやさんごっこ）
12 月	クリスマス会
1 月	たこあげ、鏡開き、鬼の面製作、節分
2 月	ひな人形製作、ひな祭りの会
3 月	お別れ遠足（名古屋港水族館）、修了式

e 補聴器のフィッティング

園児等の補聴器は、図3-1のようなフィッティングの手続きを経て決定されるが、デジタル補聴器フィッティング装置などの機器を利用してフィッティングの簡易化も図っている。27年度においては園児延べ12件の補聴器の調整を行っている。園児の装用している補聴器は、両耳の聴力レベルにさほど差がない場合は耳かけ型補聴器を両耳に装用することが中心だが、差がある場合は片耳装用、フィッティング途上では交互装用をしている。

27年度末において、園児の装着している補聴器の種類と人数は、人工内耳5人、耳かけ型補聴器両耳装用18人、片耳装用3人、交互装用1人、骨導補聴器装用1人、軟骨導補聴器装用2人であった。

図 3-1 補聴器フィッティングの流れ



f 聴力管理

園児の補聴器フィッティングやその後の聴力管理のため、繰り返し聴力検査を行っている(表 3-10)。

表 3-10 月別聴力検査回数

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
自覚的聴力検査	BOAテスト													
	CORテスト	2											2	
	ピープショーテスト	6	5	10	11	6	7	10	6	5	17	7	7	97
	標準聴力検査		1					3	2	1	1	1	2	11
	語音聴力検査													
	SPR ヒアリングメーター による聴力検査													
他覚的聴力検査	ABR													
	インピーダンス オージオメトリー													
計	8	6	10	11	6	7	13	8	6	18	8	9	110	

注 1：耳鼻科診察時の聴力検査は除く。

注 2：表中、検査方法等は略称で表示したが、正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショー：遊戯聴力検査、ABR：聴性脳幹反応

## イ 言 語

平成5年度から『幼児言語教室』の事業を開始した。これは、いわゆる「障害児」には分類されにくい子どもたちに対する療育ニーズの高まりに対する施策の一環として考えられたものである。低年齢では、障害が重くない場合、学習障害、自閉症、発達遅滞、言語発達遅滞などはっきりした診断をつけられない場合も多く、「ことば遅れ」として扱われることが多い。3歳児健診のころから「ことば遅れ」に対する療育ニーズは高まり、保健所でのフォローアップのほかに専門的療育サービスが必要とされてきた。そこで、すぎのこ学園の定員の一部を利用して、『幼児言語教室』を始めた。試行という形で、昭和区、天白区の「ことば遅れ」の学齢2歳児に限って、1年間措置（平成19年度からは契約）入園するという形態をとって平成5年4月から定員7人でスタートし、平成14年度からは対象区を広げた。さらに平成22年度より、2クラス体制をとり、定員を14名に増員した。その後、東部地域療育センターの開所に対象区が減ったこともあり、平成27年度から定員を1クラス7人とした。

### (ア) 園児の概況

平成27年度の在籍児は7人（途中で退園があったため）であり、その性別、居住区別内訳は、表3-11のとおりである。紹介経路については、大部分が保健所の健診からの紹介により、児童福祉センター初診を経由しているものであったが、未就園児の療育グループから移行してくるケースも増えてきている。診断別内訳は、表3-12のとおりである。

また、教室終了後は表3-13に示したように、全員が保育所または幼稚園へ入園した。

表3-11 性別、居住区別内訳

（単位：人）

区 分	中区		瑞穂区		昭和区		天白区		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人 数	2				4		1		7	
計	2		0		4		1		7	

表3-12 診断別内訳

（単位：人）

区 分	言語発達遅滞	ADHD	PDD	ヘルペス脳炎後遺症
人 数	1	1	4	1

表3-13 退園後の進路

（単位：人）

区 分	保 育 所	幼 稚 園	認 定 こ ど も 園
人 数	4	2	1

(1) 療育指導の状況

a 指導目標

園児に対しては遊びの中で楽しく学習を、保護者に対してはことばの発達や家庭教育について理解を深めてもらえるよう、次のことを指導目標にした。

生活：排泄をはじめとした身の自立を促す。

社会性：集団のルールを身につけ、社会への参加意欲を身につける。

言語：言語理解の力を高め、表出の意欲を身につけ、コミュニケーションの力をつける。

環境調整：ことばの発達を援助する家庭環境の形成を支援する。

b 日課及び行事

基本的な日課、年間の行事は、表3-14及び表3-15のように行った。平成22年度より(月)(木)の両日共給食を実施した。また、入園前に聴力・言語検査を、修了前に言語検査を行って、現状の把握に努めた。

表3-14 日課

10:30	体操 朝のうた・あいさつ 出席調べ 手遊び・親子遊び(月替わり) お話(月替わり)
11:15	排泄・休憩
11:25	リズム遊び 課題遊び(弁別・認識・製作・運動など)
11:50	給食
12:30	帰りの会(シールはり・あいさつ)
12:45	終了

表3-15 行事実施状況

区分	行事名
4月	入園式、誕生会、こどもの日の会
5月	春の遠足(東山動物園)、誕生会
6月	歯科検診、健康診断、ブラッシング指導、誕生会
7月	七夕会、プールあそび
8月	プールあそび、金魚すくい
9月	運動会、誕生会
10月	秋の遠足(輪中の郷)、いもほりごっこ、クッキング
11月	健康診断、誕生会
12月	クリスマス会
1月	たこあげ、もちつきごっこ
2月	節分の会(豆まき)
3月	ひなまつりの会、お別れ遠足(リニア・鉄道館)、修了式

c 保護者への援助

園児たちの全体的発達を促すためには、保護者の協力が大切である。当教室では、子どもの発達や療育に対する理解を深めてもらい、家庭でのよりよい環境づくりをするように励まし、次のように保護者や家庭との連携を図った。

(a) 連絡ノートとの交換

登園日ごとに提出してもらった。保護者からは家庭での様子を、担当者からは考慮点やアドバイスを記入して家庭との連絡を密にした。

(b) 「おたより」の発行等

月の目標や具体的な指導内容を説明し、行事や連絡事項の周知を図るために毎月「おたより」を発行した。また、学期ごとに基本的な生活習慣や課題の目標と取り組み等、個人のまとめを作成し配付した。

(c) 個人懇談

年に3回、保護者と担当者で子どもの現状把握、発達及び進路について話し合った。(6月、10月、2月)

(d) 勉強会

表3-16のように、勉強会を実施した。

表3-16 勉強会の実施内容

区分	テーマ	講師
4月	オリエンテーション	すぎのこ学園職員
5月	すずらん教室のねらいや生活について	すぎのこ学園職員
11月	ことばについて	すぎのこ学園職員
3月	就園に向けて	すぎのこ学園職員

d アフターケア

卒園児のうち、保護者より希望のあった園児の就園先に、職員が訪問した。卒園児の就園先での生活を見学するとともに、幼児言語教室での様子を伝え、就園先での問題点等をクラス担任と懇談した。

また、就園後の母親の不安を受け止めるため、個々に懇談したり、電話相談にも応じた。同窓会では、幼稚園・保育所での様子を把握するとともに、母親同士の交流を図った。



# 3

## くすのき学園（情緒障害児短期治療施設）

くすのき学園は、不登校、家族の中での不適應・關係不調、被虐待、緘黙、集団不適應、盗みや反抗・乱暴等の心理的な困難を抱えた子ども（情緒障害児）の心理治療、生活指導及び学校教育を行う施設である。精神医学、臨床心理、生活指導、学校教育の各分野の専門家が共同して子どもやその家族を援助している。

生活指導場面では、日常生活の場面、子ども同士のミーティングや買い物、市内外出、学園行事を通じて社会性をより広く身につけるように設定されている。

学校場面では、ひとりひとりの能力や学習進度に合わせて、授業が設定されている。中学校3年生は、高校進学、職業選択など進路指導が重要な問題になっている。また、本校（川原小学校、川名中学校）との連携の下、本校児童、生徒との交流を図る取り組みをしている。

中部ブロックの愛厚ならわ学園（愛知県半田市）、中日青葉学園わかば館（愛知県日進市）、桜学館（岐阜県関市）及び悠（三重県桑名市）との交流会もあり、同じ種類の施設としての情報や技術の交換をして連携をしている。また、全国情緒障害児短期治療施設職員研修会や各部門別の研修会に参加している。

### (1) 在園児の概況

#### ア 学年別在園児童数

表1 在籍児童の状況

(単位：人)

区 分	学園全体 35			
	小学生 18		中学生 17	
	男 12	女 6	男 6	女 11
入 所	11	6	5	7
通 所	1	0	1	4

注1：平成28年3月1日現在

注2：児童養護施設、里親宅からの通所児も含まれる。

#### イ 在園期間（平成28年3月31日までの期間）

平均在園期間は、全体で1年9か月、中学生、小学生ともに1年9か月だった。今年度在園していた児童の中で最も長く在籍した児童の在園期間は5年9か月だった。

## ウ 家庭の状況

表2 家庭の状況

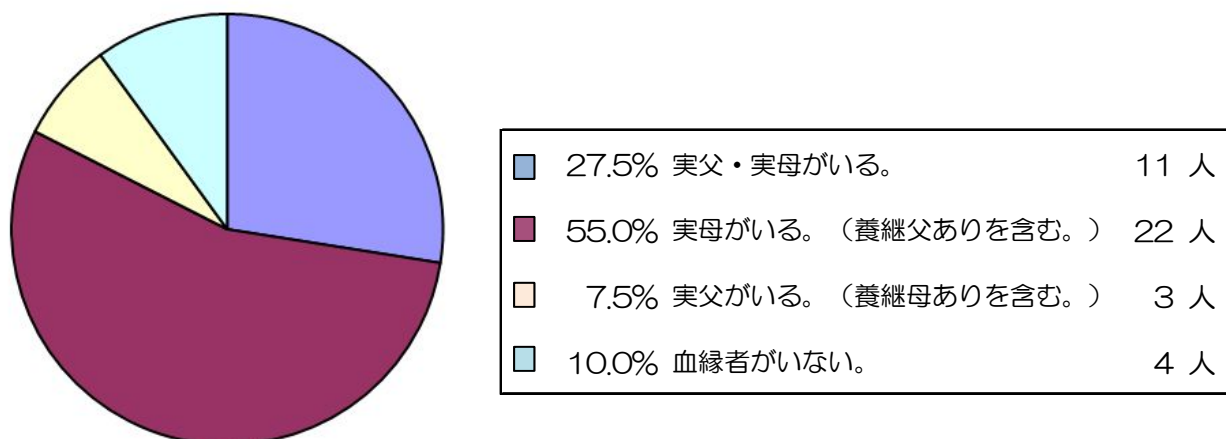
(単位：人)

区 分	実父・実母	実父・継母	継父・実母	実母	実父	父母なし
入所 32	8	1	1	18	2	2
通所 8	3			3		2
虐待なし 1	1					
2	2					
虐待あり	ネグレクト 11	3		8		
	1			1		
	身体的虐待 16	4	1	8	1	1
	3	1		1		1
	心理的虐待 17	4		11	1	1
	1			1		
性的虐待 4	2			1		1
	1					1

注1：上段は入所、下段は通所となっている。

注2：「虐待あり」の内訳については1人の児童について2種類以上重複しているものがある。

図1 家庭の状況



平成 28 年 3 月 1 日現在、家庭での養育上の問題をあわせもった子ども（養護ケース）は 33 人、在園児全体の 94.3%である。小学生の男 11 人、女 6 人、中学生の男 5 人、女 11 人だった。

## (2) 入園児

平成27年度の入園児は14人、中学生7人、小学生7人だった。

表3 入園児の状況

区 分	性別	入/通所	入園理由
小1	女	入所	母子関係不調
小3	男	入所	心理的虐待
小5	女	入所	被虐待
小5	女	入所	被虐待
小5	男	入所	母子関係不調
小6	男	入所	母子関係不調
小6	男	通所	性格・行動
中1	女	通所	不登校
中1	男	入所	被虐待
中2	男	入所	被虐待
中3	女	入所	不登校
中3	女	通所	里親宅不適應
中3	男	入所	不登校・家族関係不調
中3	男	通所	不登校

## (3) 退園児

平成27年度は、14人が退園した（措置変更によるものを含む）。中学生が11人、小学生が3人だった。在園期間については、最短3か月、最長5年9か月、平均1年10か月だった。

表4 退園児の状況

区 分	性別	入/通所	退園月	在園期間	退園理由、退園後の進路
小3	男	通所	11	11か月	入所に変更
小5	男	入所	3	2年 7か月	障害児入所施設へ変更
小6	男	通所	3	5か月	特別支援学級に進級
中2	女	入所	3	3年 0ヶ月	児童養護施設へ変更
中2	女	入所	3	2年 6か月	家庭引取り
中3	男	通所	4	1年 3か月	入所に変更
中3	女	入所	12	5年 9か月	通所に変更
中卒	男	入所	3	2年 11か月	中卒後、家庭から進学
中卒	女	通所	3	2年 5か月	家事手伝い
中卒	女	入所	3	1年 2か月	中卒後、家庭から進学
中卒	男	通所	3	11か月	中卒後、家庭から進学
中卒	男	入所	3	10か月	中卒後、家庭から進学
中卒	女	入所	3	10か月	中卒後、児童養護施設から進学
中卒	女	通所	3	3か月	中卒後、家庭から進学

#### (4) 心理治療

ここ数年は、より複雑な家庭の問題をかかえたケースが多い。家族への治療的な援助を行うこと自体が難しくなっている。心理治療は週 1 回 45 分をめやすに実施し、個々のケースの状態と必要性に応じて柔軟に対応を変えている。家庭や子どもの状況・状態によって、家庭訪問や関係機関との調整を実施している。家族治療では、保護者の都合で定期的に面接を行うことができない場合が多く、子ども側の問題を除いても、保護者側の養護（養育）上の問題点がそのまま残されてしまうことが多い。

表 5 在園児と家族への治療・援助状況

(単位：回)

区 分	内 容		小学生	中学生	計
在 園 児	治療回数		675	531	1206
	治療方法（注1）	カウンセリング	82	246	328
		遊戯療法	336	163	499
		工作その他	305	327	632
		箱庭	35	15	50
		心理テスト	42	54	96
家 族	来所面接		134	123	257
	家庭訪問		5	2	7
そ の 他	関係機関との調整（注2）		407	483	890
	その他との調整（注3）		8	20	28

注1：1回の治療の中で2種類以上の方法が重複している場合もある。

注2：関係機関：学校、施設、病院、刑務所、拘置所、警察等である。

注3：その他：区役所での転入手続きが主である。

## (5) 生活指導

### ア 生活指導

生活指導の日課は、表6のとおりである。

指導員・保育士が規則正しい生活をとおして、子どもに生活習慣の確立と情緒の安定、発達を促していくよう指導している。最近の傾向として、要養護児童が増加しており、家庭的な処遇を心がけ、年齢・能力に応じた基本的な生活習慣を養い、買い物指導・園外指導を通じて社会性を養うことに配慮し、自主自立に向けて指導している。また、集団に入れない子ども、対人接触の少ない子どもについても個別的な配慮をした。

通所児童についても、降園時刻までは入所児童と同じ日課に基づいて行動している。

(登園時刻 8:30、降園時刻 14:00～15:00)

表6 日課表 (平日)

7:00	起床	14:45	おやつ
	洗顔	15:00	自由時間
7:30	朝食	16:40	片付け
	歯みがき・登校準備		入浴
8:30	登校	17:30	夕食
	学校		歯みがき
12:00	昼食	19:00	自由時間
	学校	20:40	就床準備
14:00	下校	21:00	就床
	学習		

## イ 年間行事

平成27年度の実施内容は、表7のとおりである。施設での生活に変化と潤いを与え、子どもたちが楽しめるように実施した。

週末外泊や長期外泊期間中に外泊ができない児童については、担当職員とマンツーマンでの個別外出を行った。

表7 年間行事実施表

区 分	行 事 名
4月	
5月	春の外出
6月	
7月	海の家
8月	夏の外出
9月	
10月	くすのき祭り
11月	秋の遠足
12月	クリスマス会
1月	正月外出
2月	
3月	卒業生を祝う会

## ウ 全体活動

### (ア) クラブ活動

#### 目標

- ・対人関係での協調性を育み、一人ひとりがお互いを認め合い、自信を持てるようにすること。
- ・継続して取り組むことで、やり遂げたときの満足感、楽しさを感じる。

#### 指導の重点

- ・集団の場での社会性を身につけ、余暇の過ごし方を豊かにしていくこと。
- ・個別の活動では得にくい、集団の中でこそその自己表現の場を設けること。

#### 実施状況

- ・女子はマラソンクラブ、物作りクラブ、クッキングクラブを、男子はマッスルクラブを行った。小学生は学年ごとにクラブ活動を企画し、児童は該当のクラブに参加した。
- ・クラブによって頻度は異なるが、おおよそ、月に一回程度、平日・休日の自由時間2～3時間を使って、年間を通じて活動した。

### (イ) 長期休暇外出

#### 目的

- ・GW、夏休み、冬休みなど、長期休暇中の余暇活動を充実させること。
- ・全員で楽しく過ごせるような時間を持つこと。

#### 指導の重点

- ・公共のマナーを身につけること。
- ・体験活動の充実

#### 実施状況

- ・家庭帰省のない子ども達を中心に、映画鑑賞やプール、外食などに出かけた。

## エ ミーティング

児童間でのミーティングを必要に応じて開いた。職員から声を掛けることもあれば、児童の方から提案がある場合もあった。「協調性」や話し合いのルールを学びとるとともに、職員との信頼関係を深めるために開催した（開催頻度や内容はフロアにより異なる）。

## オ その他

### (ア) 保健管理

学園の医療としては、中央療育センターの診療部門がその役割を主に果たしており、入園児の健康上の問題を早期に発見し、治療している。

また、定期的な検診として、入園時検診、年3回の身長・体重測定、歯科・眼科等の検診を実施したほか、講師による歯みがき指導などを通じて、子どもが健康への関心を高めるように指導した。

### (イ) 安全教育

火災、災害に対する、子どもの安全意識を高めるとともに、非常時に問題なく職員の誘導に従うことができるように日頃から準備をしておくため、避難訓練を毎月実施した。

## (6) 学校教育

### ア 小学校教育

昭和 48 年 6 月より、小学生の処遇開始に伴い、名古屋市立滝川小学校情緒障害学級として、施設内に開設された。平成 22 年 5 月の施設移転に伴い、同年 4 月より、名古屋市立川原小学校情緒障害児学級となったが、平成 25 年 4 月からは、名古屋市立川原小学校の分校となった。

### (7) 学年別在籍児童数

表 8 学年別在籍児童内訳

(単位：人)

区 分	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
男	1	0	2	3	4	2	12
女	1	0	0	1	4	0	6
計	2	0	2	4	8	2	18

注：平成28年3月1日現在

#### (1) 学級編成

児童の数から、27年度は2学級で編成しているが、児童の状態や個人差により、個人を取り出して授業を行うこともある。

#### (2) 授業単位数、週時程、週行事

名古屋市の通常の教育課程を基本にした編成を行っているが、編成の仕方は教科等の学習に対する個々の児童の不安や治療の進み具合の程度などに合わせて弾力的に行っている。

表 9 授業単位数週配当表

区 分	教 科									道 徳	特 別 活 動	総 合 的 な 学 習 の 時 間	英 語	計
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	体 育					
1学年	9	—	5	—	3	2	2	—	2	1	1	—	—	25
2学年	10	—	5	—	3	2	2	—	2	1	1	—	—	26
3学年	8.5	2	5	2	—	2	2	—	2	1	1.5	1	—	27
4学年	8.5	2	5	2	—	2	2	—	2	1	1.5	2	—	28
5学年	6.5	2	5	2	—	2	2	1	2	1	1.5	2	1	28
6学年	6.5	2	5	2	—	2	2	1	2	1	1.5	2	1	28

注：1 単位は 45 分である。



表10 週時程表と週行事

区 分		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:30						
8:45		読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動
	1時限	8:45～学園全体打ち合わせ会(教員は代表参加)				
9:30						
9:40	放 課					
	2時限					
10:25						
10:40	放 課					
	3時限					
11:25						
11:35	放 課					
	4時限					
12:20						
	給 食					
12:50	放 課					
13:00						
13:45						
13:55	(小学校) (中学校)	清掃・帰りの会 放 課	清掃・帰りの会 放 課	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会
14:40	6時限 (中学校)			三部会 (週1回)	ケース会議 (随時)	クラブ(小学 校)
14:50	(中学校)	帰りの会	帰りの会	くすのき 職員会議 (月1回)		帰りの会
			小中打合せ会 (月1回)			

注1：児童、生徒によっては、週1回、授業時間帯にセラピー（心理療法）が行われる。

注2：授業後は、生活指導部門での指導が行われる。なお、その間に、各児童生徒、週1回のセラピー（心理療法）が行われる。

## (I) 交流教育

社会的適応力を身に付けさせるために、外部の集団に慣れることも必要である。そのため、儀式的行事や運動会、野外教室などは、本校の行事に参加している。

## イ 中学校教育

昭和59年度に、名古屋市立川名中学校情緒障害児学級として、施設内に1学級が開設された。61年度には1学級が増設され、2学級3担任に、さらに平成9年度に1学級が増設され、3学級4担任に拡充されたが、平成22年度より2学級2担任に減級、減員になった。

平成25年度からは、名古屋市立川名中学校分校となり、教員数が7～8名となった。

### (ア) 学年別在籍生徒数

表 11 学年別在籍生徒内訳

(単位：人)

区 分	1学年	2学年	3学年	計
男	2	1	3	6
女	1	6	4	11
計	3	7	7	17

注：平成28年3月1日現在

### (イ) 学級編成

2学級あり、5人の担任が指導を行っている。

### (ロ) 授業単位数、週時程、週行事

授業は、通常の教育課程に準じて行うが、小学校同様、生徒の実態を考慮して、授業単位数の週配当は、表12のとおりである。週時程と週行事については、表10のとおりである。

表 12 授業単位数週配当表

区 分	教科別の指導								道徳	特別活動	総合的な学習の時間	自立活動	計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技術・家庭	保健体育					
1学年	4	2.5	4	2.5	4		3	4	1	1	1	2	29
2学年													
3学年													

注：1単位は45分である。

### (イ) 合同学習

治療的かわりをもつことと、集団での学習体験をさせることの両面から、1学年から3学年の合同学習の授業を設定した。合同学習の教科は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭である。

## (カ) 個別指導

在籍生徒の措置理由として不登校や虐待が7割以上を占めることから心理治療を必要としている。そのため、こうした生徒に対しては、治療の進展に合わせて基礎的な教科学習を含めた個別指導を実施する。また、各担任は、授業後の時間を活用して、進路指導などについての話し合いも行う。

## (カ) 進路指導

進学指導は、本校の進路指導主事と連携を取りながら、進学指導を進めている。

就職指導は、職業安定所による職業相談実施計画にあわせて、職業相談や職場見学を実施し、一般学卒の枠の中で進めている。

しかし、このような進路指導の中、希望する進路をかなえることはなかなか難しい。その要因として、下記のような問題があげられる。

- ・在籍期間によっては適切な進路方針を立てることが難しい。
- ・家族関係不調の生徒が増え、卒業後の行く先（居住）が不安定で、進路先を決めにくくなってきている。

## (7) その他の事業

### ア 家族療法事業

平成4年度から始まった。平成27年度は9ケース、のべ72回の治療面接を実施した。専属の嘱託セラピスト2人を配置して、家族療法、家族面接を実施した。

### イ アフターケア

学園を退園し家庭復帰した児童の家庭訪問や学校訪問などを児童相談所と連携しながら行っている。また、児童養護施設等へ措置変更をした児童についても、施設訪問や来所面接などを必要に応じて行っている。

[資料] WHO の診断分類による児童の状況

臨床に即した診断と分類を行い、職員間のコミュニケーションのためや研修のときの共通概念を持つため、診断分類を行い児童の状況把握に役立てている。全国情緒障害児短期治療施設協議会と基準を合わせるために、平成 14 年度からそれまでの ICD-6 に替え、ICD-10 で統計分類をすることとした。

表 13 入・退園児の状況及び退園児童の在園期間（年単位）別状況

（単位：件）

区分	入園児童診断数		退園児童診断数		27年度の退園児童の在園期間								
	27年度まで累計	27年度入園分	27年度まで累計	27年度退園分	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～6年未満	6年～7年未満	7年～8年未満	8年以上
XX特になし	23	1	20										
F10-19													
F20-29	4		4										
F30-39	11		11										
F40-48	187	3	183	2	1	1							
F50-59													
F60-69	24	1	23										
F70-79	6		6										
F80-89	90	3	91	6	3	1	1	1					
F90-98	288	6	271	8	3	2	2			1			
F99													

注：1人が2つの分類をもつ場合がある。

（診断分類 ICD-10 F コード表の見方）

注1：ICD-10 とは International Statistical Classification of Disease の略で、WHO の国際疾病分類第 10 改訂版 1990 をいう。

注2：ICD-10 の構成（F コード）については、以下を参照のこと。

- F00-09 症状を含む器質性精神障害
- F10-19 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- F20-29 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害
- F30-39 気分（感情）障害
- F40-48 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- F50-59 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- F60-69 成人の人格及び行動の障害
- F70-79 精神遅滞
- F80-89 心理的発達障害
- F90-98 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
- F99 特定不能の精神障害

# 4

## 発達障害者支援センター りんくす名古屋

発達障害者支援センター（以下支援センター）は、発達障害\*1児（者）やその家族、関係機関からの相談を受けて、本人や家族が安心して地域生活を送れるように支援のコーディネートを行っている。また、ライフステージを通して一貫した支援のために医療、教育、労働、福祉などの関係機関とのネットワークが広がるように働きかけている。対象は子どもから大人までで年齢制限はない。

支援センターの事業は、（１）相談業務（２）人材育成・普及啓発（３）情報発信（４）関係機関等との連携の４つである。

\*1「発達障害」…発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群およびその他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

### （1）相談業務

相談業務とは、発達障害児（者）やその家族、関係機関等からの様々な相談に応じ、助言や情報提供等を行うものである。相談の流れは、①電話・Fax・Eメールで相談の受付、②面接（相談ニーズの確認・課題の整理）、③具体的な支援の開始となる。

相談業務は内容によって、「相談支援」、「就労支援」の２つに分けられる。「就労支援」とは就労に関する全ての相談に対する支援を指す。「相談支援」とは、就労支援以外の発達障害に関する全般の相談である。25年度から3年間の実績を表1に掲載した。

面接については、まず電話受付の段階で助言や情報提供を行い、その上で就労相談を中心に必要に応じて実施している。面接後には、相談者のニーズや状況に応じ適切な機関に繋いでいる。

紹介先としては、相談支援の場合は障害者基幹相談支援センターや地域活動支援事業所等に、就労支援の場合は愛知障害者職業センターや就労移行支援事業所等の就労支援機関やハローワーク等が挙げられる。紹介先への情報提供書は相談者とともに作成している。

支援機関に同行する「訪問」の件数は年々増加している。訪問の目的は、事業所を決めるための見学や、紹介先の支援者へのアドバイスなど多様化してきている。

表1 相談業務の実績

（単位：人）

区分	実人数			延人数								
	25年度	26年度	27年度	25年度			26年度			27年度		
				面接	訪問	面接	訪問	面接	訪問			
相談支援	1,160	1,126	1,107	1,891	(46)	(9)	1,828	(59)	(14)	1,852	(47)	(21)
就労支援	173	243	262	825	(167)	(41)	1,107	(186)	(47)	1,175	(184)	(58)
計	1,333	1,369	1,369	2,716	(213)	(50)	2,935	(245)	(61)	3,027	(231)	(79)

注：（ ）内は件数を再掲

表2 相談内容の内訳（複数選択）

相 談 内 容	件 数
相談の対象となっている児（者）が発達障害かどうか知りたい。	278
現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい。	303
利用できる制度について知りたい。（手帳、年金、手当、障害福祉サービスなど）	78
診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい。	318
現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい。	68
進路や将来の生活に関する相談をしたい。	56
対応困難な状況の改善について相談したい。（強度行動障害、ひきこもりなど）	11
今後の就労について相談したい。	170
現在勤めている職場に関する相談をしたい。	98
その他	174

表3 年齢別にみた障害種別（実人数）

（単位：人）

区 分	乳幼児	小学生	中学生	16～18 歳	19～39 歳	40歳以上	不 明	合 計
自閉症	7	10	2	6	39	15	2	81
アスペルガー症候群	5	14	5	11	83	34	11	163
広汎性発達障害	5	7	11	8	46	15	2	94
注意欠陥多動性障害	3	10	8	2	36	15	4	78
学習障害	0	2	2	0	4	0	0	8
その他	14	24	13	13	98	61	23	246
不明（未診断を含む）	56	70	37	26	240	222	48	699
計	90	137	78	66	546	362	90	1,369

「相談内容の内訳」を表2に、「年齢別にみた障害種別の人数」を表3に示した。

表2を見ると「発達障害かどうか」「生活に関すること、家族ができること」「診断・相談・支援先」に関する相談が多いが、「今後の就労」「現在の職場」の相談を合わせると、就労の相談も多いと言える。また、表3を見ると「19歳以上」が6割以上を占めているが、就労相談以外に配偶者や高齢になった親に関する相談等がある。

## (2) 人材育成・普及啓発

支援者の養成や家族、市民への普及啓発のために、研修開催や講師派遣を行っている。27年度の「主催共催の研修及び講演会」を表4に、「講師派遣とコンサルテーション」を表5に示した。研修は延べ48回実施し、3,267名の参加があった。講師派遣とコンサルテーションについては延べ80回で、1,777名の参加があった。

表4 主催共催研修及び講演会

(単位：人)

月	研修内容	参加人数
5	就労移行支援事業所職員勉強会(5月～3月までの計6回) 対象：就労移行支援事業所職員、ハローワーク職員等	58
	わかりやすい自閉症基礎講座(主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会) 講師：愛知県心身障害者コロニー中央病院 吉川 徹 氏	141
6	グループ相談会(6月～12月計6回)(運営協力：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会) 対象：市内在住の中3までの発達障害のある子の保護者 内容：発達障害のある子の保護者に対してペアレントメンターが中心となって行うグループ相談	33
	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会(6月～2月までの計3回)(主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会) 講師：豊田市こども発達センター 若子 理恵 氏 内容：自閉症基礎講座、サポートブック研修、事例検討ワークショップ、事例へのフォローアップ	110
	「自立課題を学ぼう」(主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部) 内容：講演、グループワーク 講師：相談支援事業さすな 笠合 竜明 氏	109
7	区役所窓口業務担当者及びその管理者に対する基礎知識研修(2回)(共催：あいち発達障害者支援センター) 対象：区役所・保健所職員、生涯学習センター、スポーツセンター、図書館職員、ハローワーク職員等 内容：講演「自閉症の理解」講師：支援センター職員 「家族の想い」講師：ペアレントメンター ワークショップ：「窓口で、その時あなたは」	90
	障害児者福祉施設職員研修 (共催：名古屋市社会福祉協議会、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市知的障害者更生相談所) 対象：市内障害児者福祉施設職員 講師：アイスサポート 伊藤 久志 氏	85
8	発達障害を持つ学生のための職業教室(8月4日～8日まで5日間)(共催：なごや職業開拓校) オリエンテーション(7月)報告会(9月) 対象：大学3・4年生および大学院生 内容：職業体験、グループワーク	72
9	発達障害とてんかん(主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会) 内容：自閉症疑似体験、てんかん当事者発表、講演「発達障害とてんかん」、シンポジウム 講師：愛知医科大学 兼本 浩祐 氏 シンポジスト：愛知県精神保健福祉センター 安達 明美 氏、愛知県立佐織特別支援学校 溝口 克治 氏 愛知労働局 川本 信弘 氏、愛知県自閉症協会・つぼみの会 岡田 ひろみ 氏	130
10	発達障害児のための進路の学習会(共催：中央療育センター診療相談係) 対象：発達障害のある小学校2年生～中学2年生のお子さんの保護者 内容：「進路について」講師：名古屋市立天白養護学校 櫻井 孝司 氏 ：「就労について」講師：愛知障害者職業センター 藤村 真樹 氏 ：「先輩お母さんの体験談」講師：ペアレントメンター	178
	相談支援従事者研修会(共催：健康福祉局障害者支援課) 内容：「発達障害の基礎・医療機関との連携及び利用の仕方」「ロールプレイ」 講師：愛知県心身障害者コロニー中央病院 吉川 徹 氏、ペアレントメンター	28
	ペアレントメンター養成講座フォローアップ研修(2日間)(主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会) 内容：「最新行政報告」「講義と実技(電話相談・インシデントプロセス法)」「サポートブック・リーダー養成コース」	19
	セカンドステップ研修(共催：名古屋市教育委員会) 対象：子ども応援委員会スクールカウンセラー 講師：NPO法人日本子どものための委員会 田中 淳子 氏	20
	アイス&りんくすセミナー(主催：アイスサポート) 内容：第一部「大人になった自閉症者の支援を考える」第二部「行動障害の著しい人の支援を考える」 講師：国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 志賀 利一 氏	74
11	発達障害のある大学生への支援 対象：愛知県内の大学教職員 内容：「発達障害のある学生が困ること」講師：大阪大学キャンパスライフ支援センター 望月 直人 氏 「合理的配慮の実際～入学編～」講師：望月 直人 氏、日本福祉大学学生支援センター 佐藤 智紀子 氏	25
	実践報告会(共催：TEACCHプログラム研究会愛知支部) 内容：実践発表、グループ討論 講師：滋賀医科大学 岡田 真子 氏	49

(単位：人)

月	研修内容	参加人数
12	<b>障害者就労支援事業所職員研修会</b> 対象：障害者就労支援事業所職員等 講師：就労移行支援事業所エンカレッジ京都/株式会社エンカレッジ 高橋 亜希子 氏	27
	<b>TEACCHプログラム研究会愛知支部講演会</b> （主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 内容：「TEACCHから学ぶ自閉症の理解と支援」 講師：川崎医療福祉大学 諏訪 利明氏	84
1	<b>TEACCHプログラム研究会愛知支部講演会</b> （主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 内容：「コミュニケーションツールと教育における合理的配慮について」 講師：香川大学 坂井 聡 氏	82
	<b>サポートツール全国キャラバン2015教材教具研修会 in名古屋</b> （主催：全国LD親の会） 内容：「発達障害のある子どもの特性に沿ったサポートと教材の活用～使い方で変わる教材の有効性～」 講師：特別支援教育士スーパーバイザー 山田 充 氏 「作業の工夫で子どもたちを元気に！～発達障害のある子どもたちに応じた教材教具の工夫～」 講師：藍野大学医療保険学部作業療法学科 丹葉 寛之 氏	109
2	<b>市民向け講演会「実は身近な発達障害」「ぼくらの中の発達障害～人は皆、グレーゾーンに生きる～」</b> （共催：NHK名古屋放送局、NHK厚生文化事業団中部支局） 講師：川崎医科大学 青木 省三 氏 大高クリニック 大高一則 氏 内容：講演と対談	618
	<b>ペアレントメンター養成講座応用研修（2日間）</b> （主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：愛知県心身障害者コロニー中央病院 吉川 徹 氏、長久手市立市が洞小学校 水野 浩 氏 内容講演「学習支援について」「発達障害のある子どもの不登校について」、及びロールプレイ	40
3	<b>施設職員のための連続セミナー（2回）</b> （主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 講師：1回目 川崎医療福祉大学 諏訪 利明 氏 2回目 NPO法人横須賀たんぼほの郷 後藤 博行 氏	88
	<b>権利擁護研修「知的障害・発達障害のある青少年の非行を防ぐために」</b> （共催：あいち発達障害者支援センター） 講師：名古屋大学医学部附属病院 宇野 洋太 氏、弁護士 舟橋 民江 氏、 一宮市障害者相談支援センターゆんたく 野崎 貴詞 氏、NPO法人からし種 佐藤 由美 氏 指定討論：弁護士 高森 裕司 氏 進行：愛知県コロニー中央病院・あいち発達障害者支援センター 吉川 徹 氏	272
3	<b>高機能自閉症向けセミナー</b> （主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 内容：「就労に向けて、学校や家庭でできること」 講師：竹内発達支援Co. 代表 竹内 吉和 氏	88
	<b>世界自閉症啓発デー上映会「くちびるに歌を」</b> （共催：JDDネット愛知）	538
	<b>平成27年度支援セミナー</b> （主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 内容：「行動マネジメントについて」 講師：畿央大学 大久保 賢一 氏	100
計	延べ48回	3,267

表5 講師派遣・コンサルテーション

(単位：人)

区分	派遣先	参加者数
医療	名古屋市歯科医師会附属歯科衛生士専門学校（1年・2年）	87
福祉	障害者施設新規採用者、ゆたか福祉会、あさみどりの会、親愛の里、NPO法人たすけあい名古屋、ふれあい共同作業所(生活介護)、すすめくらぶ（B型）、おちゃや（B型）オーネスト希望（生活介護・入所）、かるむ（生活介護・児童デイ） アネラ（放課後等デイ）、あけほの学園、みどり学園 四区合同自立支援連絡協議会、南区障害者自立支援連絡協議会	930
	「ホームヘルパー現任研修」（名古屋市社会福祉協議会・キリスト教社会館） 「ガイドヘルパー研修」（あすま福祉会）「行動援護従業者養成講座」（さくらん会） 中川区介護保険事業所、港区介護保険事業所、聴覚・ろう重複センターおれんじ 市内養護施設新規採用者、あけほの学園、西部児童相談所、みどり学園 ことば療法士講習会、障がいのある子どもの父母ネットワーク愛知 西区社会福祉協議会、KTC放課後スクールHugpon！ 東海精神障害者リハビリテーション研究会、アネラ、聴覚・ろう重複センターおれんじ	
教育	特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室教員研修会、養護教諭部会・西保健所連絡会、 教育センター発達障害支援専門講座 珉光幼稚園（4回）、黒石みどり幼稚園（2回）、神の倉幼稚園、白金小学校、平和小学校、 八事東小学校、長良中学校、豊正中学校、南陽東中学校、川名中学校分校 愛知工業大付属中学校、名古屋女子大学中学校・高等学校、大同大学	344
家族	障がいのある子どもの父母ネットワーク愛知	30
その他	名東区主任児童委員連絡会、子ども・子育て支援センター（3回）、名古屋市家庭裁判所、 シルバー人材センター、NPO法人TEACH FOR NIPPON、 名阪近鉄バス名古屋営業所養護学校児童輸送運転士・介護乗務員、 NPO法人こころとまなびどっとこむ、男女平等参画推進室、市女性福祉相談員、 NPO法人まねきねこ、愛知県障害者就労支援者養成研修、愛知玉野情報システム株式会社	386
計	延べ80件	1,777



### (3) 情報発信

発達障害の理解を深めるために、リーフレットやガイドブックの作成・配布を行っている。リーフレット「発達障害の理解のために」は発達障害についてコンパクトにまとめてあり、広く研修等の機会に配布している。ガイドブック「広汎性発達障害ってなあに？」は広汎性発達障害の診断を受けたばかりの幼児の保護者向けに、障害特性や基本的な対応等をわかりやすく説明したもので、27年度は療育センターや医療機関に1,010部配布した。また、思春期・青年期向けには「自立応援ノート～発達障害のあるあなたへ～」をホームページに掲載している。その他、ホームページや「りんくす通信」等で研修案内や支援ツールの紹介をしたり、図書館で発達障害に関する展示をしたりする等、情報を積極的に発信している。

### (4) 関係機関等との連携

相談内容に応じて関係機関と連絡調整し、支援のためのネットワークを作るとともに、ライフステージを通して一貫した支援ができるよう取り組んでいる。27年度に参加した会議は計61回で、会議名は表6の通りである。

表6 参加会議

会 議 名
名古屋市発達障害者支援センター運営連絡会
名古屋市発達障害者支援体制整備検討会
あいち発達障害者支援センター連絡協議会
愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会（中部北陸ブロック会議）
名古屋市障害者就労支援推進会議
発達障害者就労支援者育成事業企画委員会
就業支援における生活支援のシステム構築検討会議
愛知精神・発達障害者雇用支援連絡協議会
愛知発達障害者等就労支援連絡協議会
就労移行支援事業所連絡会
名古屋地域障害者雇用連絡会議
名古屋市立高等学校キャリア教育推進会議
子ども・若者支援地域協議会
児童相談機関連絡会
名古屋市障害児早期療育指導委員会
早期療育推進指針（仮）連絡会
障害者基幹相談支援センター運営・調整会議
南区地域生活安全ネットワーク会議
生活困窮者自立支援連携部会
ひきこもり支援関係団体連絡会議
発達障害医療ネットワーク連絡協議会
愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会

第19表 発達障害者支援センター事業実施状況

区分	実施日数、参加人数等	25年度	26年度	27年度
発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援	実支援人員 （実支援対象児（者）人員）	1,160人	1,126人	1,107人
	延支援件数	1,891件	1,828件	1,852件
発達障害児（者）に対する就労支援	実支援人員	173人	243人	262人
	延支援件数	825件	1,107件	1,175件
センター主催	実施回数	36回	25回	29回
	延参加人数	1,855人	1,981人	2,063人
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	実施回数	22回	20回	19回
	延参加人数	1,349人	945人	1204人
講師派遣	実施回数	84回	79回	80回
	延参加人数	2,108人	2,784人	1,777人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会	2回	2回	2回
	調整会議	45回	58回	52回
個別支援のための調整会議	機関コンサルテーション	-	12件	7件
	会議回数	4回	4回	5回

# 児童福祉センター のご案内



最寄駅

地下鉄：鶴舞線 川名駅 1 番出口 徒歩 12 分

市バス：宮 裏 徒歩 3 分

栄 17 号系統（栄 ⇄ 名古屋大学）

八事 12 号系統（千種駅前【大久手経由】 ⇄ 島田一つ山）

---

平成 28 年 8 月 8 日 発行

平成 27 年度版（2015 年度版） 名古屋市児童福祉センター 事業概要 通巻第 49 号

発 行 者 名古屋市児童福祉センター

所 長 平 田 美 音

〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 16 番地

TEL (052) 757-6111 (代)

---